

図解 京都メカニズム

2008年9月 第9.1版



財団法人 地球環境戦略研究機関

市場メカニズムプロジェクト 水野 勇史 編

図解・京都メカニズムは、京都メカニズムに関する国際ルールや国内ルールについて、わかりやすく解説することを目的としています。全ての国際・国内ルールについて記述している訳ではなく、その後のルール改定によって、変更されている可能性もあります。

また本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。

掲載した情報の正確さには万全を期していますが、編者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。本資料中の間違い等やご意見については、cdm-info@iges.or.jpまでご連絡下さい。

また本資料は<<http://www.iges.or.jp/jp/cdm/report.html>>よりダウンロード可能です。

転載・引用する場合、出所を明記して下さい。明記せずに転載・引用することは固くお断り致します。

用語集

略語	英語正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位(割当量の一部)
ACM	Approved Consolidated Methodology	承認済み統合方法論
AE	Applicant Entity	申請組織
AIE	Accredited Independent Entity	認定独立組織
AM	Approved Methodology	承認済み方法論
AMS	Approved small-scales methodologies	承認済み小規模CDM方法論
A/R CDM	Afforestation and Reforestation Project Activities under the Clean Development Mechanism	新規植林・再植林CDM
AR	Afforestation and Reforestation	新規植林・再植林
CCS	Carbon dioxide Capture and Storage	炭素隔離・貯留
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム(低排出型の開発の制度)
CDM-AP	CDM Accreditation Panel	CDM(運営組織)認定パネル
CEF	Carbon Emission Factor	炭素排出係数
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量(CDMのクレジット)
COP コップ	Conference of the Parties (to the UNFCCC)	気候変動枠組条約締約国会議
COP/MOP コップモップ	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書締約国会合
CPA	CDM programme activity	CDMプログラム活動
CPR	Commitment Period Reserve	約束期間リザーブ
DFP	Designated Focal Point	指定担当機関
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	the CDM Executive Board	CDM理事会
EIT	Economies in Transition	市場経済移行国
ERT	Expert Review Team	専門家審査チーム
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位(JIのクレジット)
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス
GIS	Green Investment Scheme	グリーン投資スキーム
GWP	Global Warming Potential	地球温暖化係数
HFCs	Hydrofluorocarbons	ハイドロフルオロカーボン

略語	英語正式名称	日本語訳
IE	Independent Entity	独立組織
IET	International Emissions Trading	国際排出量取引
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change	気候変動に関する政府間パネル
ITL	International Transaction Log	国際取引ログ
JI	Joint Implementation	共同実施
JISC ジスク	Joint Implementation Supervisory Committee	JI監督委員会(=6条監督委員会)
JI-AP	Joint Implementation Accreditation Panel	JI(独立組織)認定パネル
LULUCF ルルシーエフ	Land Use, Land-Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業(又は吸収源活動)
MP	Methodologies Panel	ベースライン・モニタリング方法論パネル
NM	New Methodology	新方法論
OE	Operational Entity	運営組織
PDD	Project Design Document	プロジェクト設計書
PFCs	Perfluorocarbons	パーフルオロカーボン
PoA	Programme of Activities	プログラム活動
PP	Project Participant	プロジェクト参加者
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)
SAR サー	(the IPCC) Second Assessment Report	IPCC第二次評価報告書
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA サブスタ	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
SF ₆	Sulfur Hexafluoride	六フッ化硫黄
SOP ソップ	Share of Proceeds	収益の一部(徴収分)
SSC	Small Scale CDM	小規模CDM
SSC-WG	Working group for small-scale CDM project activities	小規模CDMワーキング・グループ
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約

目次

1. 京都議定書

- 1-1. 概要 p1
- 1-2. 経緯 p2
- 1-3. 附属書 I 国リスト p3

2. 京都メカニズムの概要

- 2-1. クリーン開発メカニズム(CDM) p4
- 2-2. 共同実施(JI) p5
- 2-3. 国際排出量取引 p6

3. CDMの手続きの流れ p8

4. CDMの関係主体

- 4-1. COP/MOP(京都議定書の締約国会合) p10
- 4-2. DNA(指定国家機関) p10
- 4-3. CDM理事会 p11
- 4-4. パネル・ワーキンググループ p12
- 4-5. DOE(指定運営組織) p13
- 4-6. プロジェクト参加者 p15
- 4-7. 関係主体間の連絡方法 p16

5. CDMプロジェクトの条件 p17

6. PDDの作成

- 6-1. PDD作成の流れ p19
- 6-2. PDD関連用紙の種類 p20

7. ベースライン

- 7-1. ベースラインと追加性の概念 p21
- 7-2. ベースライン・シナリオ p22
- 7-3. ベースライン方法論 p23
- 7-4. ベースライン方法論等の新規提案・改定 p24
- 7-5. 承認済み方法論の適用に関する追加説明の要請手順 p25

8. プロジェクト開始日とクレジット期間

- 8-1. CDMプロジェクトの開始日 p26
- 8-2. クレジット期間 p28

9. PDDの他の項目

- 9-1. プロジェクト・バウンダリーとリーケージ p30
- 9-2. モニタリング p30

10. 関係締約国からの承認 p31

11. CDMプロジェクトの有効化審査

- 11-1. 有効化審査(validation)の手順 p32
- 11-2. 有効化審査(validation)の要件 p33

12. CDMプロジェクトの登録

- 12-1. 登録の手順 p34
- 12-2. 登録再審査の手順 p35
- 12-3. 登録料 p36

目次

13. モニタリング計画の改定 p37

14. CERの検証・認証・発行

14-1. CERの検証・認証・発行の手順 p38

14-2. CER発行再審査の手順 p40

15. 逸脱(deviation)要請の手順 p41

16. CERの分配 p42

17. クレジット期間の更新 p43

18. 小規模CDM (SSC)

18-1. 小規模CDMの定義 p44

18-2. 簡易化されたルール・手続き p46

18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化) p47

19. 新規植林・再植林(A/R) CDM

19-1. A/R CDMの概要 p48

19-2. A/R CDMの非永続性(tCER及びICER) p49

19-3. 小規模A/R CDM p52

20. プログラムCDM p53

21. 共同実施(JI)

21-1. JIの手続きの流れ p54

21-2. JIの関係主体 p56

21-3. JIのルール(CDMとの違い等) p58

21-4. JI-PDDとベースライン p59

21-5. 有効性決定の手順 p60

21-6. 排出削減量(又は吸収増大量)の検証の手順 p61

22. 国際排出量取引

22-1. 国際排出量取引の概要 p62

22-2. 約束期間リザーブ(CPR) p63

22-3. グリーン投資スキーム(GIS) p64

23. 京都ユニットの管理システム

23-1. 国別登録簿 p65

23-2. CDM登録簿 p67

23-3. 国際取引ログ(ITL) p68

24. 京都メカニズム活用の際の留意事項

24-1. 京都メカニズムの参加資格 p69

24-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限 p70

24-3. 京都ユニットの繰り越し制限 p71

24-4. 国が不遵守の場合の制限 p71

25. 京都ユニットの管理の流れ

25-1. 京都ユニットの発行、取得・移転 p72

25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し p73

25-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法 p74

26. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

26-1. 日本の国内制度の進捗状況 p77

26-2. 日本の国別登録簿 p79

26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス p81

26-4. クレジットの会計処理 p83

参考資料 1. 追加性の実証・評価ツール p84

参考資料 2. 系統電力の排出係数計算のためのツール p86

第8.0版(2008年3月)からの主な変更点 p93

文書名の略称と正式名

本資料内略称例 [] 内	対応する文書番号又は正式文書名
KP 2条 パラ1(a)	京都議定書 (the Kyoto Protocol), 第2条, パラグラフ1(a)
CP/2001/13/Add2, p1 パラ2(a)	FCCC/CP/2001/13/Add.2, page1 パラグラフ2(a)
CMP/2005/8/Add1, p1 パラ2(a)	FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1, page1 パラグラフ2(a)
EB01 Rep, パラ2	Executive Board of the Clean Development Mechanism, 1 st Meeting Report, パラグラフ2
EB01 Anx2, パラ3	Executive Board of the Clean Development Mechanism, Annex 2 to the 1 st Meeting Report, パラグラフ3
PDD GL ver6.2, p1	Guidelines for Completing the Project Design Document (CDM-PDD), and the Proposed New Baseline and Monitoring Methodologies (CDM-NM) Version 06.2, page 1 (バージョン6.2が2006年12月19日に公開されている)
SSC GL ver5, p1	Guidelines for Completing CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm and F-CDM-SSC-BUNDLE, Version 05, page 1 (バージョン5が2007年9月14日に公開されている)
Glos ver3, p1	Glossary of CDM terms Version 03, page 1 (バージョン3が2007年11月30日に公開されている)
JISC01 Rep, パラ2	Joint Implementation Supervisory Committee, 1 st Meeting Report, パラグラフ2
JISC01 Anx2, パラ3	Joint Implementation Supervisory Committee, Annex 2 to the 1 st Meeting Report, パラグラフ3
JI-PDD GL ver2, p1	Guidelines for Users of the Joint Implementation Project Design Document Form, Version 02, page 1
Anx は Annex、Apx は Appendix、Att は Attachment、Ann は Annotation の略	
CDM M&P は CDM Modalities and Procedures (Annex to Decision 17/CP.7) (FCCC/CP/2001/13/Add.2, p26～41)のこと	
CDM A/R M&P は Modalities and Procedures for Afforestation and Reforestation project activities under the CDM (Annex to Decision 19/CP.9) (FCCC/CP/2003/6/Add.2, p16～27)のこと	
JI Guidelines は Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol (Annex to Decision 9/CMP.1) (FCCC/CMP/2005/8/Add.2, p3～9)のこと	

1. 京都議定書

1-1. 概要

- ◆ 京都議定書は、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された
- ◆ 気候変動枠組条約における附属書 I 国の温室効果ガス(GHG)排出量について、法的拘束力のある排出削減の数値目標を設定

温室効果ガスとして二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、HFC、PFC、SF₆の6種類を指定

気候変動枠組条約附属書 I 国は、主に先進国であるが、ロシア・東欧等(市場経済移行国)を含む

附属書 I 国は、2008～2012年の5年間(第1約束期間)に温室効果ガス排出量の上限が設定される

- ☞ 各国の初期割当量(Assigned Amount)は、以下によって計算される
⇒ 「基準年排出量」×「排出削減数値目標」×5年
- ☞ 基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量(HFCs、PFCs、SF₆については1995年の排出量としてもよい)
⇒ 市場経済移行国のCO₂の排出量については1990年以外の年を基準年としてもよい
- ☞ 国内での植林等の吸収源活動によるCO₂の吸収増大量については、排出枠として割当量に加えることが可能

- ◆ 附属書 I 国の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム(3つ)を導入

共同実施

(JI: Joint Implementation)

〈京都議定書 第6条〉

クリーン開発メカニズム

(CDM: Clean Development Mechanism)

〈京都議定書 第12条〉

国際排出量取引

(IET: International Emissions Trading)

〈京都議定書 第17条〉

- ◆ 国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ29][CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ33][CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ5]

☞ 参加するためには、国が京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要 (24-1参照)

参考: 京都議定書の発効

☞ 京都議定書は、以下の気候変動枠組条約締約国が、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の90日後に発効する [KP 25条 パラ1]

⇒ 55ヶ国以上の締約国

⇒ かつ、1990年の附属書 I 国のCO₂総排出量のうち55%以上を占める附属書 I 国

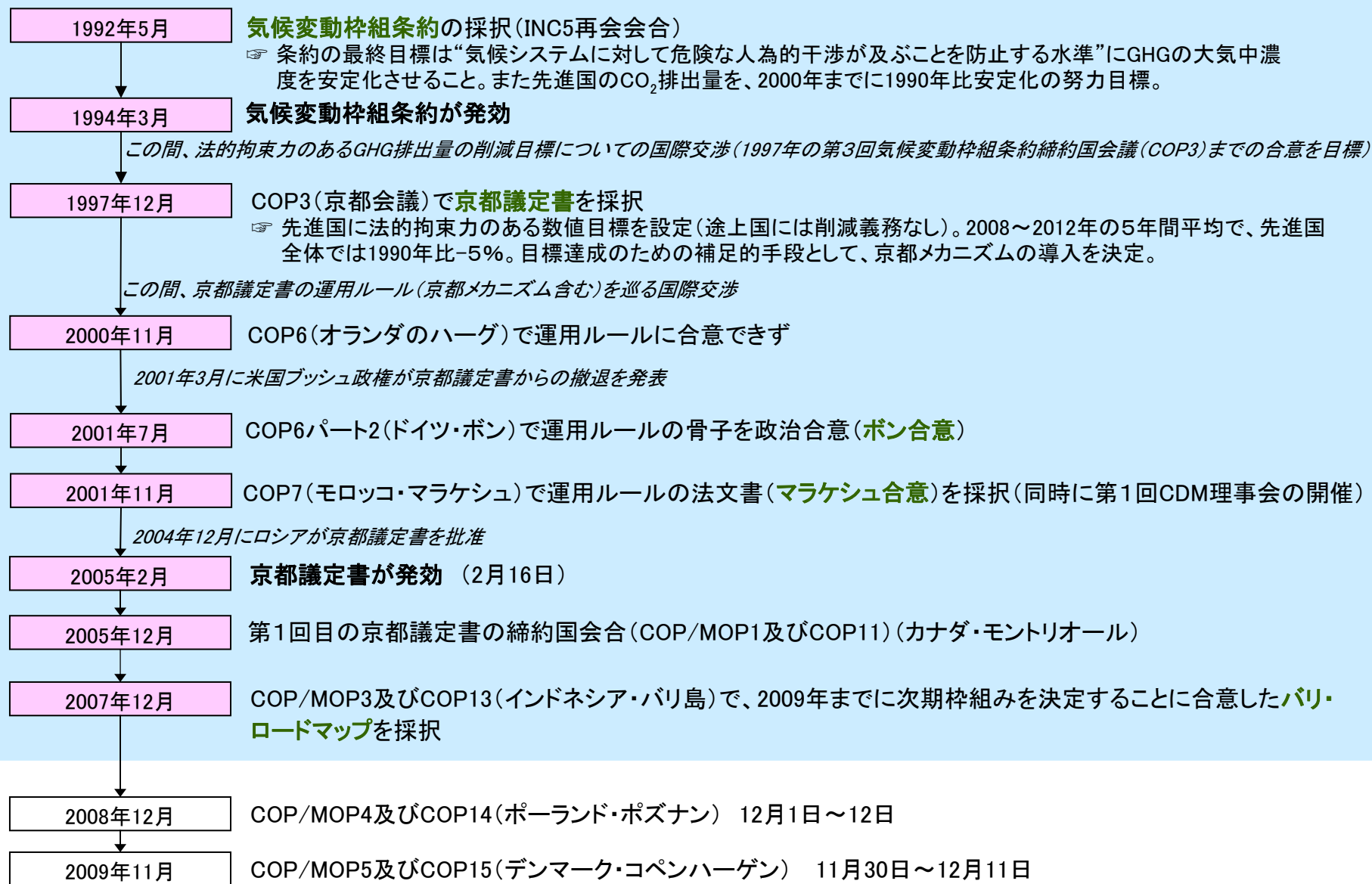
☞ 京都議定書は2005年2月16日に発効した

⇒ 2008年5月13日現在、181カ国と1つの地域経済統合機関(EEC)が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託している

⇒ それらのうち、附属書 I 国の1990年の二酸化炭素の排出量合計は全附属書 I 国の排出量合計の63.7%

1-2. 経緯

◆ 京都議定書に関する国際交渉の経緯と予定



1-3. 附属書 I 国リスト

◆附属書 I 国の温室効果ガス排出量の排出削減の数値目標(基準年排出量比)及び初期割当量は以下の通り

☞ EU加盟国(15ヶ国)については京都議定書上の目標は-8%であるが、各国の目標を再配分しており[Council decision of 25 April 2002 (2002/358/CE)](京都議定書第4条で認められている)、その値を掲載している

EU加盟国(京都議定書採択時の15ヶ国)			市場経済移行国(EIT)			左記以外の国		
国	目標	年平均割当量 ()内は最大吸収量	国	目標	年平均割当量 ()内は最大吸収量	国	目標	年平均割当量 ()内は最大吸収量
ポルトガル	27.0%	76.4 (0.8)	ロシア	0%	3,323.4 (121.0)	アイスランド	10%	3.7 (0.0)
ギリシャ	25.0%	133.7 (0.3)	ウクライナ	0%	920.8 (4.1)	オーストラリア	8%	598.1 (0.0)
スペイン	15.0%	333.2 (2.5)	クロアチア	-5%	(1.0)	ノルウェー	1%	50.1 (1.5)
アイルランド	13.0%	62.8 (0.2)	ポーランド	-6%	529.6 (3.0)	ニュージーランド	0%	61.9 (0.7)
スウェーデン	4.0%	75.0 (2.1)	ルーマニア	-8%	256.0 (4.0)	カナダ	-6%	558.4 (44.0)
フィンランド	0.0%	71.0 (0.6)	チェコ	-8%	178.7 (1.2)	日本	-6%	1,185.7 (47.7)
フランス	0.0%	563.9 (3.2)	ブルガリア	-8%	122.0 (1.4)	<u>米国</u>	-7%	
オランダ	-6.0%	200.3 (0.0)	ハンガリー	-6%	108.5 (1.1)	スイス	-8%	48.6 (1.8)
イタリア	-6.5%	483.3 (0.7)	スロバキア	-8%	66.3 (1.8)	リヒテンシュタイン	-8%	0.2 (0.0)
ベルギー	-7.5%	134.8 (0.1)	リトアニア	-8%	45.5 (1.0)	モナコ	-8%	0.5 (0.0)
英国	-12.5%	682.4 (1.4)	エストニア	-8%	39.2 (0.4)	<u>トルコ</u>		
オーストリア	-13.0%	68.8 (2.3)	ラトビア	-8%	23.8 (1.2)			
デンマーク	-21.0%	55.4 (0.2)	スロベニア	-8%	18.7 (1.3)			
ドイツ	-21.0%	973.6 (4.5)	ベラルーシ	-8%	117.2 (0.0)			
ルクセンブルク	-28.0%	9.5 (0.0)						
EU15全体	-8.0%	3,936.5 (19.0)						

割当量及び最大吸収量の単位は百万t-CO₂/年

⇒ 斜体で示した国は、2008年7月現在、京都議定書を批准し国連に寄託していない

⇒ 各国の割当量は、京都議定書7条4項に基づく初期報告書の値(25-1参照)。空欄は未提出。明朝体で示した国はERT(専門家審査チーム)の合意前の数字。

⇒ 2008年9月18日時点で、京都議定書批准国で京都メカニズム参加資格を有していないのは、オーストラリア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、ベラルーシ。ただしギリシャはJITラック2によるERUの移転は可能。[\[http://unfccc.int/files/kyoto_mechanisms/compliance/enforcement_branch/application/pdf/eligibility_list_080918.pdf\]](http://unfccc.int/files/kyoto_mechanisms/compliance/enforcement_branch/application/pdf/eligibility_list_080918.pdf)

⇒ 最大吸収量は、京都議定書3条4項に基づいて国全体として計上可能な吸収量の最大値(25-3参照) [CMP/2005/8/Ad3, p9]。吸収量は排出枠として割当量に追加できる。

⇒ 1990年以外の年を基準年としている市場経済移行国は、ブルガリア(1988)、ハンガリー(1985~87平均)、ポーランド(1988)、ルーマニア(1989)、スロベニア(1986) [CP/1996/15/Ad1, p16 パラ5]

⇒ クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコについては、京都議定書附属書B国として削減目標があるが、気候変動枠組条約附属書 I 国ではない

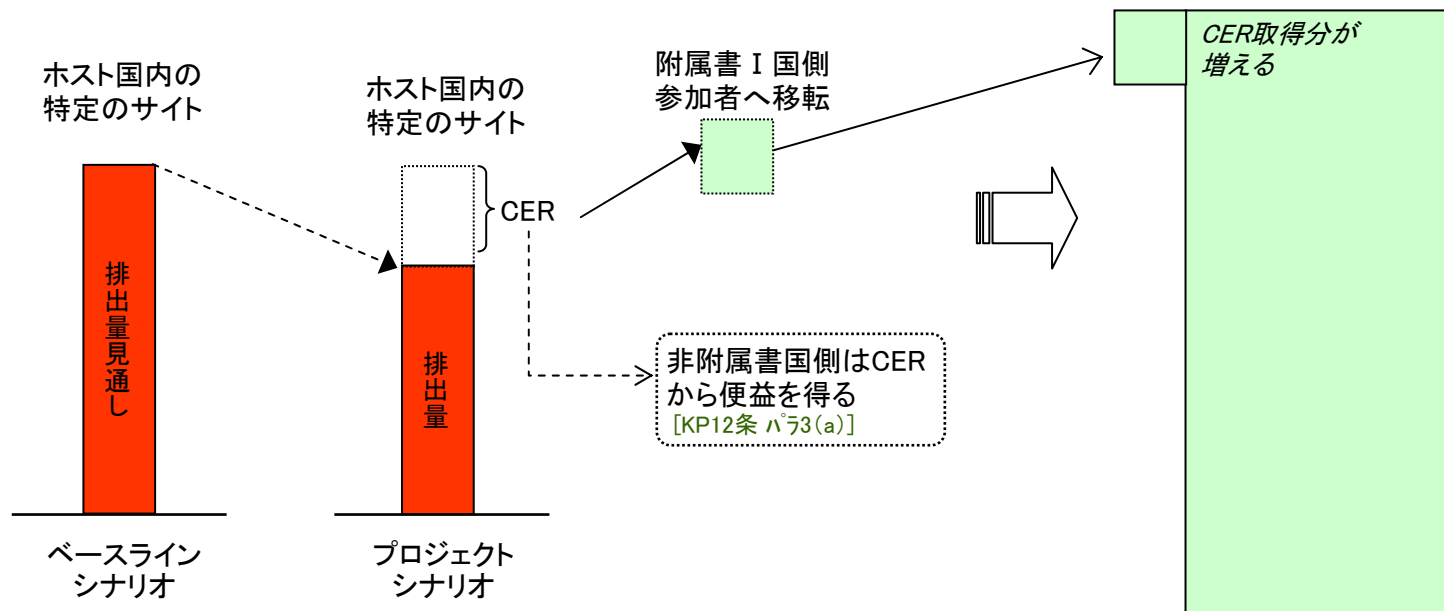
2. 京都メカニズムの概要

2-1. クリーン開発メカニズム(CDM)

- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国が関与して、排出上限が設定されていない非附属書 I 国(途上国)において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される
 - ☞ 実際にプロジェクトが行われる非附属書 I 国をホスト国と呼ぶ
 - ☞ CDMで発行されるクレジットをCER(Certified Emission Reduction)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 パラ1(b)]
 - ☞ 排出削減はCDMプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 12条 パラ5(c)]
- ◆ 附属書 I 国は京都議定書の数値目標達成のために、CERを活用可能 [KP 12条 パラ3(b)]
 - ☞ 結果として、附属書 I 国の総排出枠の量が増大する
 - ☞ CER発行には様々な審査が必要であり、第三者が関与し厳格に行われる
- ◆ 京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの発行が可能
 - ☞ 2000年～2007年の排出削減量に基づいて発行されたクレジットについても、附属書 I 国の数値目標達成に活用できる [KP 12条 パラ10]

ホスト国(非附属書 I 国)には総排出枠がない

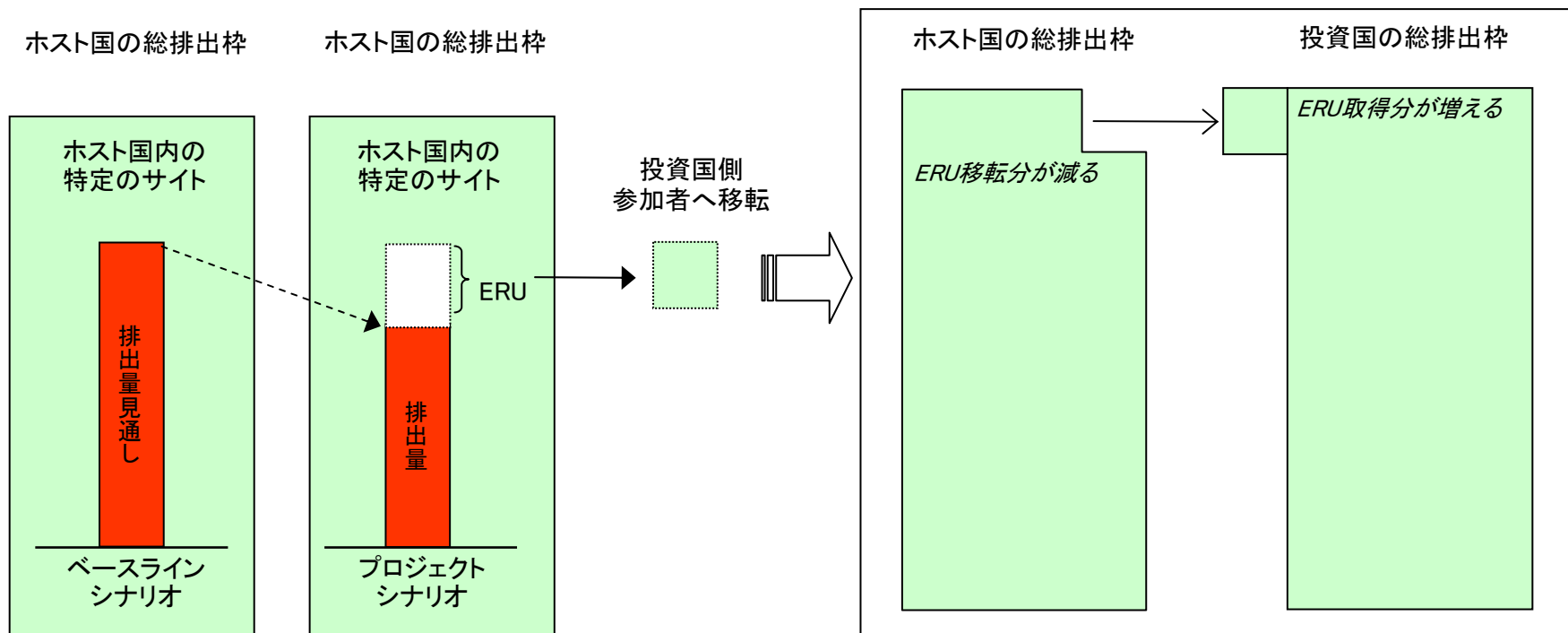
附属書 I 国の総排出枠



2-2. 共同実施(JI)

- ◆「共同実施(JI)」とは、京都議定書で第6条で規定されている活動の通称名
- ◆温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国同士が協力して、附属書 I 国内において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される
 - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国と呼ぶ
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU(Emission Reduction Unit)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 パラ1(a)]
 - ☞ 排出削減又は吸収増大は、JIプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 6条 パラ1(b)]
- ◆ ERUは京都議定書の数値目標達成に向けて活用可能 [KP 6条 パラ1]
- ☞ 結果として、数値目標が設定されている(総排出枠が設定されている)附属書 I 国間での排出枠の取得・移転になるため、附属書 I 国全体としての総排出枠の量は変わらない
- ◆ ERUは2008年以降の削減分に対して発行される [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]

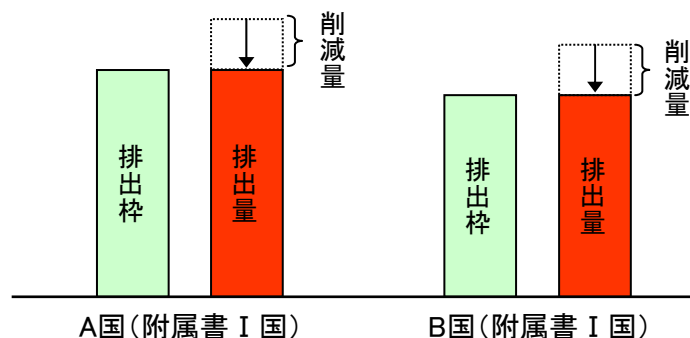
ホスト国・投資国(共に附属書 I 国)の総排出枠の合計は変わらない



2-3. 国際排出量取引

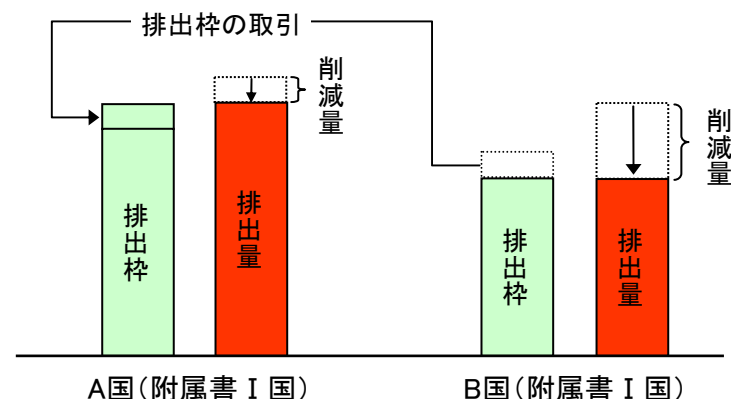
- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国間で、排出枠・クレジット(京都ユニット)の取得・移転(取引)を行うこと
 - ☞ 附属書 I 国合計の総排出枠の量は変わらない
 - ☞ 議定書附属書B国のみが国際排出量取引への参加が可能
- ◆ 市場メカニズムにより、理論的には目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる(下図参照)

国際排出量取引がない場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	-	-	-
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠売買	-	-	-
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

国際排出量取引がある場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	-1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠売買	150	-150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。
ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

- ◆ 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジット(京都ユニット)は、以下の5つ
 - ☞ 割当量単位(Assigned Amount Unit : AAU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 ㏪1(c)]
 - ⇒ 附属書 I 国の総割当量は、基準年排出量と数値目標から算定される
 - ☞ (附属書 I 国における)吸収源活動による吸収量(Removal unit : RMU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 ㏪1(d)]
 - ⇒ 附属書 I 国の総吸収量は、新規植林・再植林 [CMP/2005/8/Ad3, p5 ㏪1(a)～(d)] 及び吸収源に関連した追加的活動 [CMP/2005/8/Ad3, p5 ㏪1(e)～(h)]による純吸収量から算定される
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットであるERU(Emission Reduction Unit)
 - ☞ CDMで発行されるクレジットであるCER(Certified Emission Reduction)
 - ☞ 短期の期限付きクレジット(Temporary CER : tCER)・長期の期限付きクレジット(long-term CER : ICER) (19-2参照)
 - ⇒ tCER・ICERは新規植林と再植林CDMで発行されるクレジットである [CMP/2005/8/Ad1, p62 ㏪1(g)～(h)]
- ◆ 京都ユニットの最小取引単位は、1t-CO₂

参考：京都議定書の遵守評価

第1約束期間末における各附属書 I 国の温室効果ガスの総排出枠は以下の通り

各附属書 I 国の総排出枠	=	割当量 単位 (AAU)	+	国内 吸収量 (RMU)	+	共同実施及びCDMで発行 されたクレジットの取得分 (ERU+CER+tCER+ICER)	±	国際排出量取引による 京都ユニットの取得・移転分
---------------	---	--------------------	---	--------------------	---	---	---	-----------------------------

繰り越し(Carry-over)

- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、附属書 I 国が「総排出枠」>「総排出量」となった場合、余剰の排出枠を次期約束期間に繰り越すことが可能である

[CMP/2005/8/Ad2, p27 ㏪15][CMP/2005/8/Ad2, p30 ㏪36]

- ☞ 追加期間とはCOP/MOP指定日より100日間 (25-2参照) [CMP/2005/8/Ad3, p101 XIII]
- ☞ ただし、いくつかの制限がある (24-3参照)

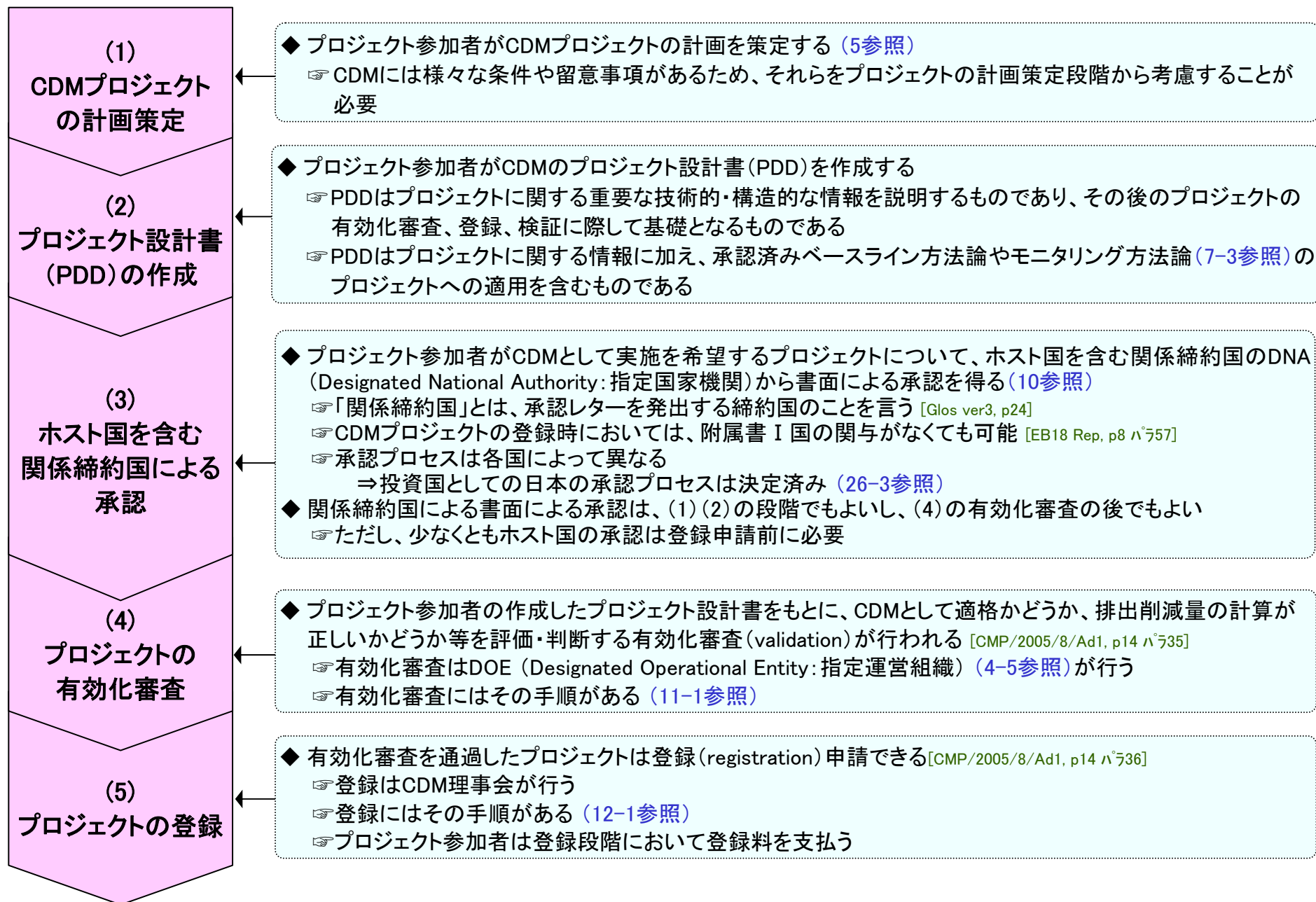
不遵守時の帰結

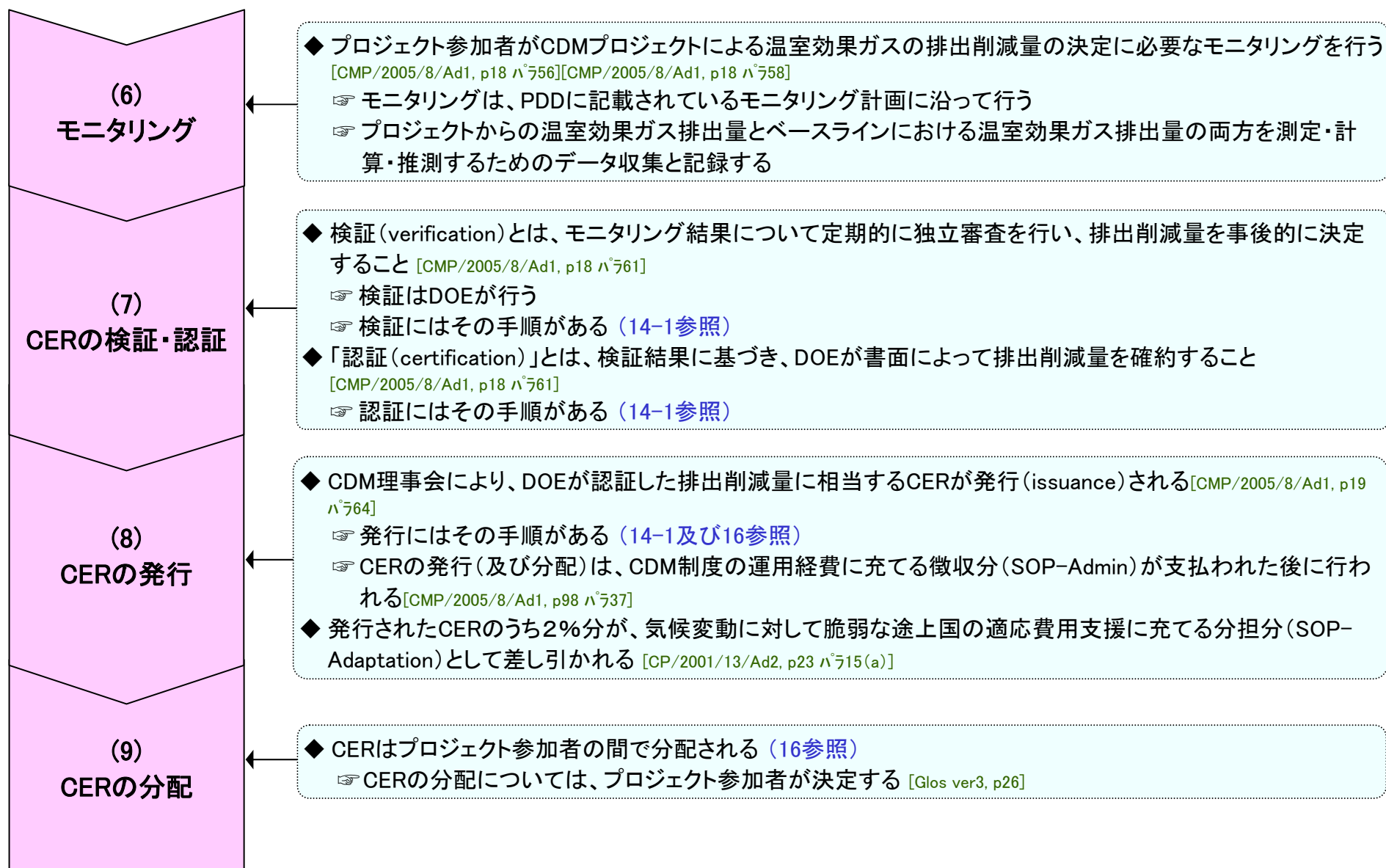
- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、附属書 I 国が「総排出枠」<「総排出量」となった場合、その国は京都議定書不遵守と見なされる
- ◆ 不遵守となった附属書 I 国に対しては、以下の措置が講じられる

[CMP/2005/8/Ad3, p102 ㏪5]

- ☞ 過剰に排出した量を1.3倍し、第2約束期間の総排出枠から差し引く
- ☞ 遵守行動計画を作成する
- ☞ 国際排出量取引によって京都ユニットを移転する資格を停止する

3. CDMの手続きの流れ





4. CDMの関係主体

4-1. COP/MOP(京都議定書の締約国会合)

COPはConference of the Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、CDMの実施に関しては、以下のような権限がある [CMP/2005/8/Ad1, p7 パラ2～4]

- ☞ CDM全般のガイダンスを与える
- ☞ CDM理事会(Executive Board :EB)の提言に基づいてCDMの手続き、その他必要事項について決定する
- ☞ CDM理事会が認定した組織をDOE(Designated Operational Entity: 指定運営組織)に指定する
- ☞ CDM理事会の年次報告書を審査する
- ☞ CDMプロジェクトやDOEの地理的分布について検討する
- ☞ 必要に応じてCDMプロジェクトの資金調達を支援する

参考: CDMの手続きの改定

[CMP/2005/8/Ad1, p6 パラ4]

- ☞ CDMの手続きに関する改定はCOP/MOPの規定に従って決定される
 - ⇒ 第1回目のレビューは第1約束期間終了後から1年以内に行う
 - ⇒ 第1回目のレビューは、必要があればCDM理事会及び(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う
 - ⇒ その後のレビューは定期的に行う
- ☞ いかなる改定も、既に登録されたCDMプロジェクトには影響を与えない

4-2. DNA(指定国家機関)

- ◆ 国や事業者がCDMに参加するためには、CDMのためのDNA(Designate National Authority: 指定国家機関)が設立されていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ29]
- ◆ CDMプロジェクトに関係する国のDNAが、CDMに対する自主的な参加に関する承認レターを発出する
 - ☞ ホスト国の承認レターには「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」ということの確認が含まれていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p15 パラ40(a)]
 - ☞ 承認のプロセスは各国によって異なる

4-3. CDM理事会

◆ CDM理事会 (Executive Board: EB) とは、CDMの実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある

[CMP/2005/8/Ad1, p8 パラ5]

- ☞ CDMの手続き、その他必要な事項について、COP/MOPに勧告を行う
 - ☞ ベースライン設定、排出量のモニタリング、プロジェクトの境界(バウンダリー)設定等について新たな方法を承認する
 - ☞ 小規模CDMの簡易化された方法、手順、定義を再審査し、必要に応じてCOP/MOPへの勧告を行う
 - ☞ 運営組織 (Operational Entity) の認定 (accreditation) に際し責任を持ち、運営組織の指定 (designation) を行うCOP/MOPへの勧告を行う。
 - ☞ 方法論案とガイダンスに関して技術的な報告書を作成・公開し、パブリック・コメントを8週間以上の期間を設けて募集する
 - ☞ CDM登録簿の開発・整備
 - ☞ CDMプロジェクトを正式に登録 (registration) する
[CMP/2005/8/Ad1, p14 パラ36]
 - ☞ CDMプロジェクトによるCERを発行するためにCDM登録簿管理者に指示する [CMP/2005/8/Ad1, p19 パラ66]
 - ☞ 他
- ◆ CDM理事会の活動及び承認基準、手続き、方法論等 CDMに関する公開情報については、インターネット
<<http://unfccc.int/cdm/>>より入手可能である

CDM理事会の構成 [CMP/2005/8/Ad1, p9 パラ7～12]

- ☞ 理事は京都議定書締約国からの10名で構成
 - ⇒ 国連定義の5地域代表の5名、附属書 I 国2名、非附属書 I 国2名、小島嶼国1名
 - ⇒ 国連定義の5地域とは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧他
 - ⇒ 結果として、(アジア地域代表が日本から選出されない限り) 10名のうち附属書 I 国から4名、非附属書 I 国から6名となる
 - ⇒ それぞれの理事について理事代理を置く
- ☞ 理事と理事代理は、上記の各地域毎で指名された後、COP/MOPによって選出される
 - ⇒ 欠員補充の際も同様
- ☞ 理事の任期は2年で、最大2期まで
 - ⇒ ただし任期には理事代理としての期間は含めない
- ☞ 設立当初は理事と代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、COP/MOPが毎年2年任期の理事と代理を各5名選出していく
- ☞ 議長と副議長は、附属書 I 国及び非附属書 I 国から1人ずつ選ぶ
 - ⇒ 毎年、附属書 I 国の理事と非附属書 I 国の理事とが交替で就任する

CDM理事会の開催・議決 [CMP/2005/8/Ad1, p10 パラ13～16]

- ☞ 年に3回以上会合を開催
- ☞ 定足数は、附属書 I 国、非附属書 I 国それぞれ過半数以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した理事は投票していないものと見なされる
- ☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

4-4. パネル・ワーキンググループ

- ◆ CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループを設置することができる。専門家の選定(UNFCCCの専門家リストも選定対象となる)に際しては、地域バランスを考慮しつつ、その役割を果たすために必要な専門能力を重視する。[CMP/2005/8/Ad1, p10 パラ18]
- ◆ これまでに下記のパネル、ワーキンググループ(WG)が設置されている <<http://cdm.unfccc.int/EB/Panels>>

CDM理事会 (EB)

方法論パネル
(MP)

- ☞ 方法論パネル(Methodologies Panel: MP)は、ベースライン・モニタリング方法論やPDDの改正その他についてCDM理事会に対して勧告を行う
- ☞ CDM理事会理事2名がそれぞれ議長・副議長を務める
- ☞ CDM理事会理事の他に、16名で構成される [EB30 Anx3, パラ5] [EB33 Rep, パラ34]

小規模CDMワーキンググループ
(SSC WG)

- ☞ 小規模CDMワーキンググループ(Working group for small-scale CDM project activities: SSC WG)は、小規模CDMのベースライン・モニタリング方法論その他についてCDM理事会に対して勧告を行う [EB23 Anx20, パラ1]
- ☞ CDM理事会理事又は理事代理2名がそれぞれ議長・副議長を務める
- ☞ 議長・副議長の他に、5名で構成される。うち2名は方法論パネルのメンバーとする。[EB23 Anx20, パラ3]

A/R CDMワーキンググループ
(AR WG)

- ☞ A/R CDMワーキンググループ(Working Group on Afforestation and Reforestation project activities: AR WG)は、A/R CDMのベースライン・モニタリング方法論やA/R CDMのPDDの改正その他についてCDM理事会に対して勧告を行う[EB23 Anx14, パラ2-3]
- ☞ CDM理事会理事又は理事代理2名がそれぞれ議長・副議長を務める
- ☞ 議長・副議長の他に、8名で構成される [EB23 Anx14, パラ5] [EB31 Rep パラ48]

登録・発行チーム
(EB-RIT)

- ☞ 登録・発行チーム(Registration and Issuance Team: EB-RIT)は、DOEが提出したCDMプロジェクト登録申請及びCER発行申請について、それぞれの必要要件を満たしているか等について査定を行う [EB29 Anx14, パラ5]
- ☞ EB-RITは20名以上で構成される [EB29 Anx14, パラ7]

CDM[運営組織]認定パネル
(CDM-AP)

- ☞ CDM[運営組織]認定パネル(CDM Accreditation Panel: CDM-AP)は、運営組織の認定(accreditation)、DOEの認定の一時停止・取消・再認定その他についてCDM理事会に勧告を行う [EB23 Anx1, パラ4]
- ☞ CDM-ATのメンバーの選定を行う [EB23 Anx1, パラ5]
- ☞ CDM理事会理事が務める議長・副議長に加えて7名で構成される [EB23 Anx1, パラ13] [EB33 Rep, パラ16]

CDM[運営組織]評価チーム
(CDM-AT)

- ☞ CDM[運営組織]評価チーム(CDM Accreditation Assessment Team: CDM-AT)は、DOE及びその候補の評価を行い、CDM-APへの評価報告書を作成する
- ☞ チームはチームリーダー1名と最低2名のメンバーで構成され、1チーム1つずつの評価を担当する [EB09 Anx1]

4-5. DOE (Designated Operational Entity: 指定運営組織)

- ◆ DOE (指定運営組織) とは、CDM理事会による認定 (accreditation) を受け、COP/MOPから指定 (designation) される国内法人又は国際機関であり、以下の2つの機能を持っている
 - ☞ 提案されたCDMプロジェクトについて有効化審査を行い、引き続き登録申請を行う
 - ☞ 登録されたCDMプロジェクトの排出削減量を検証・認証し、CDM理事会に対してCER (Certified Emission Reduction) 発行の申請を行う
- ◆ DOEのリストはUNFCCCウェブサイトで公開されている <<http://cdm.unfccc.int/DOE/list/index.html>>
- ◆ CDM理事会に要請すれば、1つのDOEが、あるプロジェクトの有効化審査からCERの検証・認証まで実施することが認められる場合がある [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ27(e)]

公式文書においては、DOEに関する用語として、以下が使用されている

- ☞ 組織 (Entity) = 申請書提出前段階の組織
- ☞ 申請組織 (Applicant entity: AE) = 申請書を提出した組織
- ☞ 指定運営組織 (DOE) = COP/MOPに指定された組織 [EB34 Anx1, p3 footnote]

運営組織 (OE) の認定手続き [EB34 Anx1, パラ3]

- ◆ 運営組織の指定 (designation) は、CDM理事会からの勧告に基づいて COP/MOPが行う
- ◆ AEの認定 (accreditation) 及びCOP/MOPに対する (当該AEの) 指定の勧告はCDM理事会が決定を行う
- ◆ CDM-APが、CDM-ATによって行われた評価結果に基づき、AEの認定についてCDM理事会への勧告を行う
 - ☞ CDM-ATは、CDM理事会が本目的のために作成した専門家名簿から、CDM-APがメンバーを集めて審査毎に結成する
 - ☞ CDM-APは、それぞれのCDM-ATの作業計画を承認し、ガイダンスを与える
 - ☞ またCDM-APは、DOEに対する臨時査察や、再認定、専門部門 (sectoral scope) の追加についても、勧告を行う
- ◆ CDM-ATが、(CDM-APのガイダンスに従い) AE/DOEの詳細な評価を行い、不適合の特定やCDM-APへの報告を行う
- ◆ UNFCCC事務局は、認定手続きの実施について支援を行う

認定の有効期間

- ☞ 各専門部門におけるOEの認定は、CDM理事会から認定された日から3年間有効である。COP/MOPによる指定は、その間、有効である。
- ☞ この3年間の間に定期的な査察が行われる [EB34 Anx1, パラ70]
- ☞ CDM理事会はDOEに対していつでもスポット・チェック (臨時査察) を実施することができる [EB34 Anx1, パラ89]

段階的な認定 [EB34 Anx1, パラ7-8]

- ☞ 運営組織の認定は、機能及び専門分野 (sectoral scope(s)) 毎に段階的に行われる。また認定の勧告は専門部門グループ毎に行われる。
- ☞ 認定されるためには、まず、ある専門分野のプロジェクトにおける立会い審査に合格することが必要
- ☞ ある専門分野における1つの機能 (例えば有効化審査) の立会い審査に合格することによって、同じ専門部門の別の機能 (例えば検証/認証) に認定されることが可能となる
- ☞ 大規模CDMプロジェクトにおける両機能 (有効化審査と検証/認証) の立会い審査に合格することによって、当該組織の認定が行われる

DOEの指定取消 [CMP/2005/8/Ad1, p11 パラ21]

◆CDM理事会は、DOEの更新審査(3年毎)の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、COP/MOPに当該DOEの指定の一時停止・取消を勧告する(勧告内容は公表される)

- ☞ 勧告の前に、当該DOEに対し、聴聞の機会が与えられる
 - ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、それは暫定的な効力を持ち、COP/MOPの最終決定ができるまで当該DOEは指定が一時的に停止・取消となる
 - ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、当該組織はすぐに書面による通知を受ける
 - ☞ CDM理事会の勧告及びCOP/MOPの最終決定の内容は公表される
- ⇒ 最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、指定の一時停止・取消が回復されることが考えられる

参考: CDM有効化審査・認証マニュアル

[EB41 Rep パラ12]

☞ CDM理事会はUNFCCC事務局が作成したCDM有効化審査・認証マニュアル(validation and verification manual: VVM)について引き続き検討中である。第42回CDM理事会での採択を目指している

DOEの指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響 [CMP/2005/8/Ad1, p11 パラ22~24]

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化審査、検証・認証を実施したDOEが、指定の一時停止・取消を受けても、当該DOEが作成した各種報告書(有効化審査報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、そのCDMプロジェクトに対する影響はない
- ⇒ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別のDOEが、欠陥の再審査・訂正を実施する
- ⇒ 再審査のための費用は、指定の一時停止・取消を受けた運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消されたDOEが、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠・クレジット(京都ユニット)を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account)に入れなければならない
- ☞ 当該DOEの指定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

4-6. プロジェクト参加者

- ◆ CDMプロジェクトへの参加は自主的であることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ28]
- ◆ プロジェクト参加者としては (a) 関係締約国、又は (b) 関係締約国からプロジェクトへの参加の承認 (authorization) を受けた民間事業者及び公的機関が挙げられる [Glos ver3, p26]

関係締約国の参加

- ☞ 京都議定書締約国であれば、非附属書 I 国も CDM プロジェクトに参加可能 [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ30]
- ☞ 「関係締約国」がプロジェクト参加者と見なされるのは、PDDのセクションA3に明記されている場合、又は(既に登録されているプロジェクトにおいては、「関係主体間の連絡方法」にしたがって事務局に明確に連絡している場合) [EB25 Rep, p18 パラ110]

民間事業者及び公的機関の参加

- ☞ 民間事業者及び公的機関のプロジェクトへの参加を承認した締約国が参加資格を持っている場合にのみ、それらの事業者・機関は CER を移転・取得することができる [CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ33]
- ☞ (CDMプロジェクトに関する) 書面による承認は、DNAによる、特定のCDMプロジェクトへの参加に関する特定の事業者・機関への承認 (authorization) を含むこと [Glos ver3, p6]

ファンドによる参加 [Glos ver3, p7]

- ☞ 国際ファンドについては、それぞれの出資者のDNAから書面による承認を得ることは必ずしも必要ない。しかし、書面による承認を得ていない場合は、一部の権利や特典を放棄することになる可能性がある

プロジェクト参加者の変更 [Glos ver3, p27]

- ☞ プロジェクト参加者の変更が生じた場合は、ただちに UNFCCC 事務局を通じて CDM 理事会に通知しなければならない
- ☞ プロジェクト参加者を変更するためには、過去やりとりしている全プロジェクト参加者と新規及び残りの参加者による、変更の同意に関する署名が必要
- ☞ 新規のプロジェクト参加者にも認可 (authorization) が必要

プロジェクト参加者の取下げ [EB38 Rep パラ57]

- ☞ プロジェクト参加者が登録済み CDM プロジェクトの参加を取り下げたい場合、UNFCCC 事務局は、関係主体間の連絡方法 (4-7 参照) に沿って全てのプロジェクト参加者が書面によって取下げに合意していることを確認することが必要

4-7. 関係主体間の連絡方法

公衆とCDM理事会との連絡方法 [EB31 Anx37]

- ◆「意見募集」によるもの以外にCDM理事会が受け取った意見(ここでは非要請意見と呼ぶ)に関しては、CDM理事会会合の2週間前までに受け取ったものについてのみ、次回会合にて検討される
 - ☞ 上記期限を超えて受け取った非要請意見については、必要に応じて、その次の会合で検討される
- ◆UNFCCC事務局は、非要請意見を受け取った場合、受け取ったことを通知するとともに、エクストラネットを用いてCDM理事会に対して送付する。CDM理事会事務局は、CDM理事会議長と協議しながら対応方針(CDM理事会における検討含む)を決め、CDM理事会議長を代表して非要請意見に回答する。
- ◆非要請意見は、通常はCDM理事会議長宛として、UNFCCC事務局にメール(secretariat@unfccc.int)又はFAX(番号 +49. 228.815.1999)で送付する
- ◆理事及び/又は理事代理が個人的に非要請意見を受け取った場合、その人は、CDM理事会で共有するために、その意見を提出者名を添えてUNFCCC事務局に送付しなければならない。その意見は上記と同様の取り扱いを受ける。
 - ☞ パネル/WGのメンバーが個人的に非要請意見を受け取った場合も同様の措置がとられる

プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡手順 [Glos ver3, p21]

- ◆プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡手順については、CDMプロジェクトの登録時に、全てのプロジェクト参加者によって署名された書面によって通知する
- ◆DOE(指定運営組織)によって登録申請された後は、プロジェクト参加者からの(及びプロジェクト参加者に対する)全ての公式的なコミュニケーションは、上記の手順に従って行われなければならない
- ◆上記の手順を変更する場合には、全てのプロジェクト参加者によって署名された新たな書面が、既存の手順に従って提出されなければならない

参考: 情報の秘匿／工業所有権 [Glos ver3, p13]

- ☞ プロジェクト参加者から、工業所有権又は秘匿として提供された情報については、(国の法律として要求される場合を除き)情報の提供者から書面による同意を得ない限り公開されない。
 - ⇒ ただし、追加性の決定、ベースライン方法論とその適用、環境影響評価のために使用される情報については、秘匿／著作として取り扱われない。
- ☞ プロジェクト参加者は、秘匿／工業所有権の情報を含む文書を提出する場合、以下の2種類の文書を用意する。
 - ⇒ 公開できるよう、全ての秘匿／工業所有権の箇所を見えないようにした(例: 黒で隠す)もの
 - ⇒ 文書を取り扱う全ての関係者(UNFCCC事務局、CDM理事会、パネル・WG、DOE、外部専門家等)によって厳秘として取り扱われる、全ての情報を含んでいるバージョン

5. CDMプロジェクトの条件

◆ CDMとして登録されるためにはいくつかの要件がある。したがって、CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

☞ CDMの目的は非附属書 I 国の持続可能な開発を達成し、条約の究極的な目的に貢献すること、及び附属書 I 国の数値目標の達成を支援すること [KP 12条 パラ2]

⇒ 当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」かどうかについては、各ホスト国が判断する [CP/2001/13/Ad2, p20]

☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減をもたらすこと

[CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ43]

☞ 原子力施設から生じたCERについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p20]

☞ 吸収増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定 [CP/2001/13/Ad2, p22 パラ7(a)]

◆ CDMとして登録されるためには、必要な項目を含むプロジェクト設計書(PDD)を作成することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p23 パラ2]

ODAとCDM

☞ 附属書 I 国からの公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない [CP/2001/13/Ad2, p20]

⇒ 附属書 I 国が「その資金がODAの流用ではなく、それらの国の資金的義務とは別である」という確認を行う [PDD GL ver7, p9]

⇒ また開発援助委員会(DAC)は、2004年4月15～16日のハイレベル会合において「CDM支出に対するODAの適格性」という文書を承認している [DAC/CHAIR(2004)4/FINAL]

参考: プログラム活動によるCDM [CMP/2005/8/Ad1, p97 パラ20]

☞ 地方/地域/国家政策又は基準はCDMプロジェクトとすることはできない

☞ しかしながら、プログラム活動はCDMプロジェクトとして登録することができる。ただし承認済みベースライン・モニタリング方法論があって、それらが適切なバウンダリー、ダブルカウントの防止、リーケージの計算、排出削減が実際に生じており、測定及び検証可能かつプロジェクトがない場合と比べて追加的であること等を明確にできることが条件。(20参照)

参考: 炭素隔離・貯留(CCS: Carbon dioxide capture and storage) プロジェクト

☞ COP/MOPは、CDM理事会に対して地層への炭素隔離・貯留によるCDMプロジェクトの新方法論(PDD様式含む)について引き続き検討するよう要請した。ただし、CDM理事会による方法論の承認は、COP/MOPによるさらなるガイダンスが示されてからである。[CMP/2006/10/Ad1, p6 パラ19]

☞ COP/MOPは、SBSTAに対して第27回会合(COP/MOP3と同時開催)までに地層への炭素隔離・貯留によるCDMプロジェクトに関して、COP/MOP3で検討する(そしてCOP/MOP4での決定を目指す)ための勧告を作成するよう要請した [CMP/2006/10/Ad1, p7 パラ24]

CDMプロジェクトに関するガイダンスと説明の例

ノウハウ移転・訓練に関するガイダンス [EB23 Rep, パラ80]

ノウハウ移転・訓練は、それ自体はCDMプロジェクトとして認められない。ノウハウ移転・訓練の結果、それらに直接的に起因する、測定可能な排出削減があればCDMとして適格となり得る。

国際航空・海運燃料に関するガイダンス

[EB25 Rep, パラ58]

国際航空・海運燃料の削減による排出削減プロジェクトはCDMとして適格ではない

製品使用・消費に伴う排出削減 [EB36 Anx16]

プロジェクトによって生産された製品の使用・消費が排出削減につながるプロジェクトがCDMとして適格となるためには、その製品の使用者/消費者がプロジェクト・バウンダリーに含まれている、及びモニタリングが実際に使用/消費が行なわれる場所で開催されることが必要。この場合、実際の使用/消費量のモニタリングについてはサンプル調査とすることが可能。

「既設」と「新設」の設備の取り扱いに関するガイダンス [EB8 Anx1, パラ10]

提案するCDMプロジェクトが、既設の設備のレトロフィット又は改修である場合、過去の排出量をベースライン排出量として見なすことができるのは、既設の設備の設備容量及び使用期間までである。既設の設備と比べた、設備容量や使用期間の増大分については、異なるベースライン排出量を適用することが必要。

バイオ燃料に関するガイダンス

[EB30 Rep, パラ14]

バイオ燃料について消費面を考慮せず、生産のみによってCERを請求するプロジェクトはCDMとして適格ではない

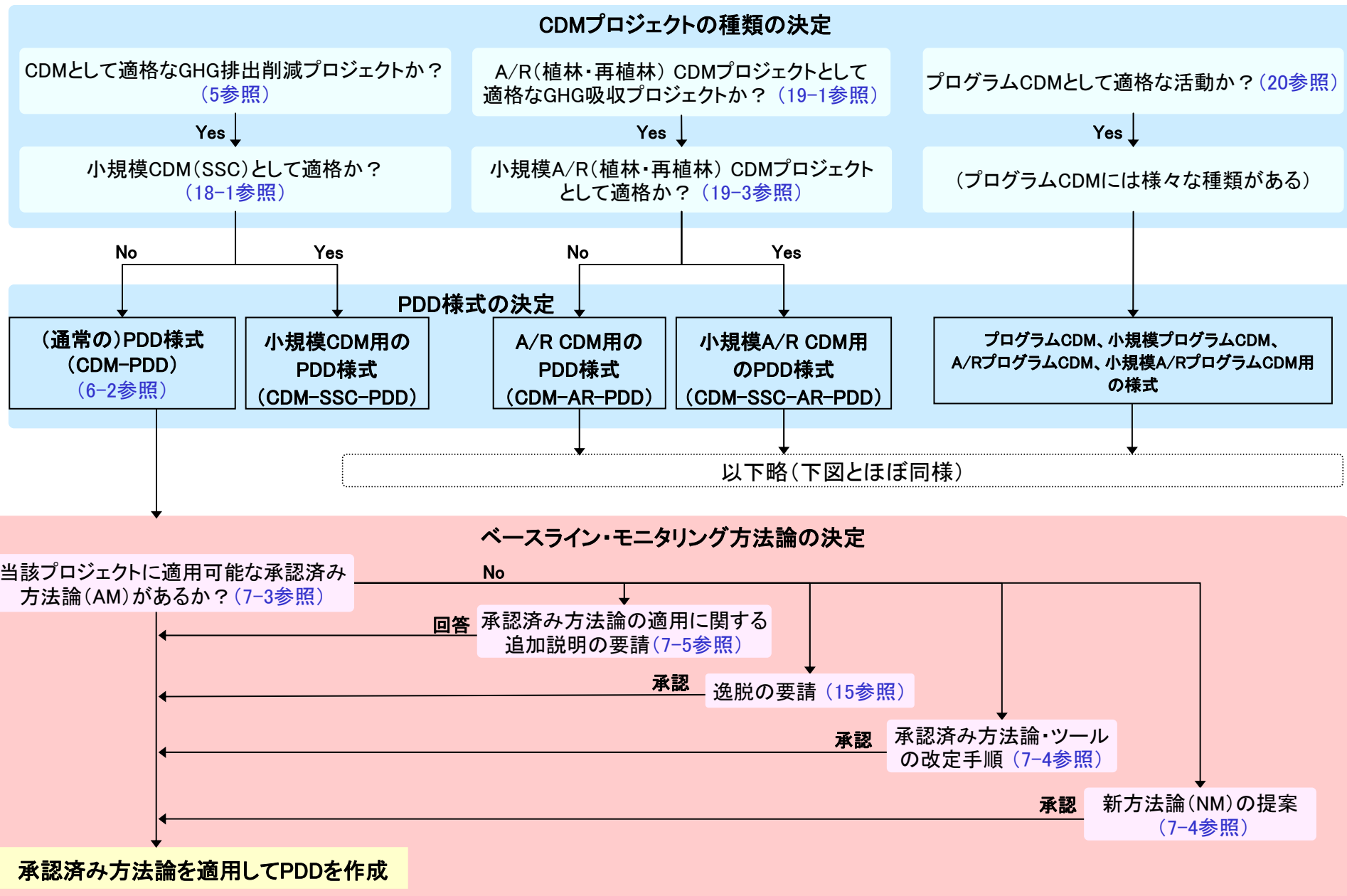
水力発電プロジェクトに関する出力密度の限度に関する定義 [EB23 Anx5]

貯水池からの温室効果ガス排出量に科学的な不確実性があることから、単純かつ透明性の高い方法として、出力密度(発電設備容量を貯水池の表面積で除した値(W/m^2))に限度を設定し、水力発電プロジェクトのCDMとしての適格性については以下のように設定する。

- ☞ 出力密度が $4 W/m^2$ 以下の場合、CDMプロジェクトとして適格でない(方法論の使用ができない)
- ☞ 出力密度が $4 W/m^2$ より大きく、 $10 W/m^2$ 以下の場合、既存の承認済み方法論を適用できるが、貯水池からの排出量として $90 g-CO_2/kWh$ を計上する
- ☞ 出力密度が $10 W/m^2$ より大きい場合、既存の承認済み方法論を適用でき、貯水池からの排出量は無視できる

6. PDDの作成

6-1. PDD作成の流れ



6-2. PDD関連用紙の種類

		通常規模のCDMプロジェクト		小規模CDMプロジェクト	
排出削減プロジェクト	PDD	CDM-PDD ver.3.1	CDM用PDD	CDM-SSC-PDD ver.3	小規模CDM用PDD
				CDM-SSC-Bundle ver.2	バンドル小規模CDM用提出用紙
		CDM-PoA-DD ver.1	プログラム活動用設計書	CDM-SSC-PoA-DD ver.1	小規模プログラム活動用設計書
	CDM-CPA-DD ver.1	CDMプログラム活動用設計書	CDM-SSC-CPA-DD ver.1	小規模CDMプログラム活動用設計書	
	方法論関係	F-CDM-AM-Subm ver.1	承認済みCDM方法論の適用に関する追加説明の要請用紙	F-CDM-SSC-Subm ver.3	小規模方法論及び手続きに関する要請用紙
		F-CDM-AM-Rev ver.1	承認済みCDM方法論の改定申請用紙		
CDM-NM ver.3.1		CDM 新方法論提出用紙	F-CDM-SSC-NM ver.1	小規模CDM 新方法論提出用紙	
新規植林・再植林(A/R)プロジェクト (19参照)	PDD	CDM-AR-PDD ver.4	A/R CDM用PDD	CDM-SSC-AR-PDD ver.2	小規模A/R CDM用PDD
		CDM-PoA-DD-AR ver.1	A/R プログラム活動用設計書	CDM-PoA-DD-SSC-AR ver.1	小規模A/R プログラム活動用設計書
		CDM-CPA-DD-AR ver.1	A/R CDMプログラム活動用設計書	CDM-CPA-DD-SSC-AR ver.1	小規模A/R CDMプログラム活動用設計書
	方法論関係	F-CDM-AR-AM-Subm ver.1	承認済みA/R CDM方法論の適用に関する追加説明の要請用紙		
		F-CDM-AR-AM-Rev ver.1	承認済みA/R CDM方法論の改定申請用紙		
		CDM-AR-NM ver.3	A/R CDM 新方法論提出用紙		
逸脱 (15参照)		F-CDM-DEV ver.2	逸脱申請用紙		

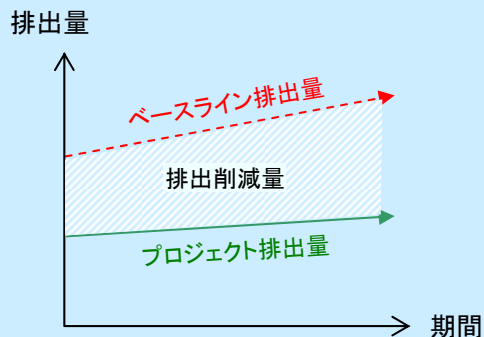
PDD: http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/PDDs/index.html
http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/PoA/index.html
Methodology: http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/Methodologies/index.html
逸脱: [EB24 Anx30]

7. ベースライン

7-1. ベースラインと追加性の概念

◆CDMプロジェクトのベースライン(シナリオ及び排出量)とは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ

[CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ44]



◆ベースライン排出量と、CDMプロジェクト実施後の温室効果ガス排出量(プロジェクト排出量)との差が、CDMプロジェクトによる排出削減量(すなわちクレジット量)となる

◆登録されたCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの排出が削減されれば、そのCDMプロジェクトは**追加的**である [CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ43]

☞DOE(指定運営組織)は、プロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、提案されているプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの**追加的**な排出削減が予想されることを確認する [CMP/2005/8/Ad1, p14 パラ37(d)]

◆プロジェクト参加者は、そのプロジェクトがなぜ、どのように**追加的**であるか、そしてベースライン・シナリオでないことについて、選択したベースライン方法論を用いてPDDの中に記述しなければならない。[PDD GL ver7, p12]

☞プロジェクトの開始日が有効化審査の日よりも前である場合、CDMによるインセンティブが意志決定に際して真剣に考慮されたことの根拠を示すことが必要。その根拠はプロジェクト開始日より前の時点での(公式、法的、その他企業内の)文書でなければならない。[PDD GL ver7, p12]

◆「追加性の実証・評価ツール」は、追加性の実証・評価のための一般的なフレームワークを提供するものである。ただしプロジェクト参加者は、追加性実証のためのその他のツールを提案してもよい。[EB22 Anx8 パラ1]

☞ベースライン(シナリオ及び排出量)は以下のように設定しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ45]

- (a)承認済み方法論及び新方法論使用に関する規定に従って、プロジェクト参加者によって設定されること
- (b)アプローチ・前提・方法論・パラメータ・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明な、かつ保守的に行うこと
- (c)個別のプロジェクト毎に設定すること
- (d)小規模CDMについては、そのために開発された簡易化されたルール・手続きに従うこと
- (e)関連する国家・産業政策や状況を考慮に入れること(例:産業改革、現地燃料調達の可否、電源拡張計画、プロジェクトの産業における経済状況など)

☞ベースライン排出量を計算するためには、ベースラインシナリオを特定することが必要

☞ベースライン排出量は、プロジェクト・バウンダリー内の全てのガス、部門、排出源区分からの排出量を入れること [CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ44]

参考:(追加性の)用語

☞プロジェクト参加者は、COP決定やCDM用語解説で使用されていない用語や術語(環境追加性や投資追加性等)を使用することは控えない

[EB09 Anx3 パラ3]

7-2. ベースライン・シナリオ

- ◆ CDMプロジェクトのベースライン・シナリオとは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ。[Glos ver3, p10]
- ◆ 提案されるCDMプロジェクトの実施前の状況に応じて、いくつかの異なるシナリオが考えられる
 - ☞ 現状維持はシナリオの一つとなり得る
 - ☞ 提案されているCDMプロジェクトの実施も、その一つとなり得る
 - ☞ その他いろいろなケースが考えられ得る
- ◆ ベースライン方法論では、可能性の高い全てのベースライン・シナリオを叙述することが必要
- ◆ 異なるシナリオを詳しく述べるため、異なる要素を考慮しなければならない
 - ☞ 例えば、国家・産業政策や状況、技術革新、投資障壁など
- ◆ ホスト国固有の状況によって、将来の温室効果ガス排出量が現状レベルと比べて増大するというベースライン・シナリオもあり得る [CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ46]

ベースライン・シナリオの決定における国家・産業政策の扱いについて [EB22 Anx3]

- ◆ CDM理事会は、ベースライン・シナリオ決定の際の国家・産業政策の取り扱いについて下記の2タイプに区別することに合意

“E+” タイプ

多量排出型技術又は燃料を優位にする既存の政策・規制

- ☞ 京都議定書の採択日(1997年12月11日)より前に導入された政策・規制についてのみ、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなければならない
- ☞ 京都議定書の採択日以降に導入されたそれらの政策・規制については、ベースライン・シナリオはそれらの政策・規制がないという仮定の基で決定する

“E-” タイプ

少量排出型技術を優位にする政策・規制

- ☞ 例：再生可能エネルギーの普及促進のための公的補助金、又は省エネルギープログラムに対する資金供与

- ☞ COP1によるCDM M&P採択日(2001年11月11日)以降に導入された政策・規制は、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなくてもよい
- ⇒ すなわち、ベースライン・シナリオはその政策・規制がないという仮定の基で決定する

7-3. ベースライン方法論

◆特定されたベースライン・シナリオにおけるベースライン排出量は、プロジェクト参加者によって**承認済み方法論**、又は**新方法論**に従って計算されなければならない

◆プロジェクト参加者は、どのような方法論でも、それを提案する機会が与えられる [Glos ver3, p8]

CDM理事会による**承認済みベースライン方法論**は、関連するガイダンスと併せてUNFCCC CDMウェブサイト

(<http://unfccc.int/cdm>)で公開される [Glos ver3, p9]

☞ DOE(指定運営組織)は、**承認済み方法論**の適用可能性について質問を提出することができる

DOEが、提案されるCDMプロジェクトが**新方法論**の使用を意図していると判断した場合、当該プロジェクトについて登録申請を行う前に、提案された方法論をCDM理事会に提出して、審査の上、承認されなければならない [EB32 Anx13, p2]

☞「ベースライン及びモニタリング新方法論の作成に関する技術的ガイドライン バージョン01」が公開されている [EB24 Anx16]

ベースライン・アプローチ

◆CDMプロジェクトのベースライン方法論を選択する際、プロジェクト参加者は以下の中から最も最適なアプローチを選択し、その選択が適切であることを正当化しなければならない [Glos ver3, p8][CMP/2005/8/Ad1, p16 p448]

(a) 適用可能な場合、実際の又は過去の排出量

(b) 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量

(c) 同様の社会・経済・環境・技術的な状況下で、過去5年に実施された類似のプロジェクト(かつ同じ分野で効率が上位20%に入っていること)からの平均排出量(詳細は[EB08 Anx1 p44-5]参照)

参考: 1つ以上の方法論を適用するプロジェクト [EB08 Anx1, p2 p46]

☞ あるCDMプロジェクトが異なったプロジェクト活動から組み合わされており、異なった方法論が必要な場合、プロジェクト参加者は1つのプロジェクト設計書で提出が可能であるが、それぞれの活動別に方法論に関する項目を作成しなければならない

参考: 一時的な「負の排出削減」

[EB21 Rep, p5 p18]

☞ ある方法論におけるいくつかのケースにおいては、稼働の低下やリーケージ増大等によって、ある年に一時的に「負の排出削減」を生じることがあり得る

☞ 提案する新方法論においては、プロジェクトが一時的に「負の排出削減」となった場合には、その排出増大分について、その後の排出削減によって相殺された後でのみ、CERが発行されるようにする

7-4. ベースライン方法論等の新規提案・改定

ベースライン及びモニタリング新方法論の提案

- ◆ベースライン及びモニタリング新方法論の提案については「提案される新方法論の提出・検討に関する手順」がある [EB37 Anx3][バージョン13 / 2008年2月1日]
 - ☞ 新方法論の提案に際しては1,000米ドルが課金される [EB37 Anx3 パラ6]
- ◆新方法論の承認については方法論パネル(MP)が重要な役割を果たす
 - ☞ 新方法論の提案は、次回方法論パネル会合の少なくとも10週間前までに方法論パネルによって受理されていることが必要。新方法論提案の提出締切日までに10件以上の提出があった場合、方法論パネルの議長は何件の提案を次回方法論パネル会合で検討し、何件を延期するのかを決定する。新方法論の提案はUNFCCC事務局が受領した順番に検討される。[EB37 Anx3 パラ10-11]
 - ☞ 方法論パネルは可能であれば次回会合でCDM理事会への勧告を行う。方法論パネルはCDM理事会に対する勧告を、2回の会合以内に終了させなければならない。CDM理事会は方法論パネルの作業量を考慮して、新方法論提案の提出締切日を変更することもある。[EB37 Anx3 パラ7,12-13]
 - ☞ CDM理事会は、可能であれば次回のCDM理事会会合(ただし新方法論提案の受理日から遅くとも4ヶ月を超えない)までに新方法論の審査を行う[EB37 Anx3 パラ3]
- ◆CDM方法論、ツール、ガイダンスの承認に必要な優先事項や期限を定めた「方法論の検討プロセスに関する修正」がある。このガイダンスは、方法論パネルやワーキンググループ間の作業負荷の衡平な分配と、実績に基づく報酬の導入を通じて、人材の効果的な活用を目的としている [EB32 Anx12]
- ◆方法論は、通常のCDMプロジェクトおよびプログラム活動(PoA)の下で実施されるCDMプログラム活動(CPA)(20参照)の両方に適用される。CDM理事会に提案する新方法論は、その方法論が適用可能な活動を明確に定めなければならない。[EB35 Rep, パラ15]
- ◆「新規植林・再植林CDMプロジェクトのための新方法論提案手順」も規定されている [EB37 Anx4]

承認済み方法論・ツールの改定

- ◆承認済み方法論・ツールの改定については「承認済みベースライン及びモニタリング方法論の改定に関する手順」[EB35 Anx13][バージョン9 / 2007年10月19日]、及び「方法論の統合化と改定に関するガイダンス」[EB27 Anx10]がある
- ◆承認済み方法論又はツールの改定は、改定後に登録されるCDMプロジェクトにのみ適用され、(i) 既に登録されたCDMプロジェクトのクレジット期間中、(ii) 既に有効化審査によるパブリック・コメント受付のために公開済みのプロジェクトが改定される前の方法論・ツールを適用しているCDMプロジェクトで、改定が有効となった日から8ヶ月以内に登録申請された場合、には影響しない [EB35 Anx13, パラ17]
 - ☞ ただしCDM理事会が、方法論が改定された場合の影響が甚大であると見なした場合、当該方法論の使用を「保留」とすることがある(ただちに効力がある) [EB35 Anx13, パラ18-20]
 - ⇒ 当該方法論を使用しようとしていたプロジェクトで、方法論が「保留」となってから4週間以内に登録申請していない場合、CDM理事会が決定を行うまで、当該方法論を使用することはできない
 - ⇒ CDM理事会が方法論を「保留」した場合、その改定については、「保留」とした時から3回目のCDM理事会までに行う必要がある
- ◆改定によって既存の承認済み方法論が撤廃された場合、既に登録されたCDMプロジェクトが撤廃された方法論を適用していても、そのクレジット期間中は影響しない。また既に有効化審査によるパブリック・コメント受付のために公開済みのプロジェクトが撤廃された方法論・ツールを適用している場合、改定が有効となった日から8ヶ月以内に登録申請すれば影響しない [EB35 Anx13, パラ17]
- ◆ただしCOP/MOPが承認済み方法論の改定を求めた場合、その方法論はいかなるCDMにも使用できない。CDM理事会は、理事会からの指示に従って方法論やツールを適切に改定することを、方法論パネル又はワーキンググループに要請する。[EB35 Anx13, パラ3]

7-5. 承認済み方法論の適用に関する追加説明の要請手順

追加説明を要請する場合 [EB30 Anx1,

パラ3-4]

➡承認済み方法論(AM)への追加説明は、プロジェクト参加者又は利害関係者、さらにはCDM理事会や方法論パネル、及び各WGからの要請への対応として行われる

➡追加説明の要請手順は、指定運営組織(DOE)及びプロジェクト参加者がDOEを通じて、承認済み方法論の適用、例えばベースラインシナリオの特定、追加性の証明、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・リーケージの推計、モニタリングの手順、モニタリングデータの確定等に関して、追加説明を求めることを可能とするためにある

➡プロジェクト参加者が、ある方法論の適用に不明確・不明瞭な点があり、適用可能性を検討するに際して背景情報等を確認したい場合には、追加説明を要請することが望ましい

[EB37 Anx5][バージョン5]

(1) 承認済み方法論の適用に関して、方法論パネルに質問を提出したいDOEは、所定の用紙“F-CDM-AM-Subm”に記入して、UNFCCC事務局に提出する。プロジェクト参加者が質問を出したい場合には、同じく“F-CDM-AM-Subm”に記入して、DOEを通じて提出する。DOEはプロジェクト参加者からの質問を受け取ってから、最長でも5営業日以内に速やかにUNFCCC事務局に提出しなければならない。

(2) 事務局は、質問を方法論パネルに送付するとともにDOEと方法論パネルの共有エクストラネットのページに掲示し、CDM理事会に送付、UNFCCCウェブサイトで公開する

(3) 質問が方法論パネルの会合で検討されるためには、**次回会合の6週間前までに**、方法論パネルに送付されていることが必要。議長は、方法論パネルの作業量を考慮し、いつ質問の検討を行うかを定める。

(4) 方法論パネル議長は、審査官としてパネル・メンバーから1人指名する。さらに詳細な検討が必要な場合は、議長がもう1人を追加して指名する。

(5) 事務局が回答案を作成中に、質問が十分に簡易で方法論パネルによる検討が必要ないと評価した場合、指名されたメンバーに対して早期の検討のために回答案を送付する

合意・賛成が得られなかった場合、質問は方法論パネル会合で検討される

(6a) 要請された質問に対する方法論パネルによって勧告されたすべての回答は、方法論パネル会合のレポートについて引き続いて行われるCDM理事会で修正されない限り、CDM理事会によって承認されたと見なされる

(7) 方法論パネルで検討される回答案は、次回方法論パネル会合の少なくとも**1週間前までに**提出されることが必要。方法論パネルで検討するための回答案は事務局が作成する。勧告及び回答は用紙“F-CDM-AM-Subm”を用いて作成される。

(8) 方法論パネルが、DOEからの質問に対する勧告及び回答に合意した後、以下を行う

- ➡UNFCCC事務局を通じてDOEに送付する
- ➡DOEと方法論パネルの共有エクストラネットのページに掲示する
- ➡CDM理事会に送付する
- ➡UNFCCCウェブサイト、承認済み方法論のこれまでの経緯を含めて公開する

(6b) 指名されたメンバーが**2日以内に**回答案に合意した場合、事務局は**1日以内に**方法論パネル議長による承認を打診する。承認された場合、これを最終回答としてDOEに送付し、方法論への質問に関するUNFCCC CDMウェブサイトに掲載する。また回答は、その後開催される最初の方法論パネル会合のレポート中に記載する。

8. プロジェクト開始日とクレジット期間

8-1. CDMプロジェクトの開始日

CDMプロジェクトの開始日の定義 [EB41 Rep, パラ67]

◆ CDMプロジェクトの開始日とは、「プロジェクトの実施、又は建設、又は実際の活動を開始した日のうち最も早い日」である

☞ PDDにおいてはプロジェクトの開始日に加えて、なぜその日が開始日なのかという説明とその根拠が必要

☞ この開始日が、DOEによるCDMプロジェクトの有効化審査におけるパブリックコメント受付のためのPDD公開日(11-1参照)よりも前である場合、PDDのセクションB5において、開始日より前にCDMの便益がどのように真剣に考慮されたのかに関する説明をしなければならない [EB41 Anx12, p17]

◆ つまり、「プロジェクト開始日」とはプロジェクト参加者がプロジェクトの実施や建設に関連する支出を行うことを決定した日と見なされる

☞ 例えば、当該プロジェクトに必要な機器や建設工事/関連サービス発注のための契約締結日が開始日となり得る

☞ プロジェクト開始前の軽微な支出(例えば事業化調査や事前調査のための契約や支払い)は、必ずしもプロジェクトの実施を決定したことにはならないため、プロジェクト開始日とは見なされない

◆ 建設や顕著な準備が必要ないプロジェクト(例えば電球の交換)においては、プロジェクト開始日は「実際の活動を開始した日」とみなされる

☞ したがって、こうしたプロジェクトにおいては事前準備は「実際の活動」とは見なされない

◆ 投資決定がされた後に、プロジェクトの実施が中止される状況もあり得る。こうしたプロジェクトがCDMによる便益を考慮した結果として再開された場合、プロジェクトの中止について信頼できる根拠(契約キャンセルや政府認可の取消等)によって示すことが必要。

☞ 追加性を実証するための投資分析については、プロジェクト再開の意志決定をした時点における経済的な状況を反映していることが必要

[EB41 Anx45, パラ7]

プロジェクトの意志決定プロセスにおけるCDMの真剣な考慮 [EB41Anx12, p12]

- ◆プロジェクトの開始日が、DOEによるCDMプロジェクトの有効化審査の日よりも前である場合、当該プロジェクトを実施するという意志決定の中で、CDMのインセンティブが真剣に考慮されたことを示す根拠の提出が必要。この根拠は、プロジェクトの開始又は開始に先立つ時点において入手可能な(望ましくは公的、法的及び/又は企業の)文書に基づいていることが必要。
- ☞ この場合、プロジェクト参加者は提案するCDMプロジェクトの実施に関する時間的な経緯を示すことが必要。時間的な経緯は、(可能な限り)投資決定日、建設工事開始日、試運転開始日、開始日(例:商業生産開始日)を含んでいること。
 - ☞ 加えて、プロジェクト参加者は、CDMの登録に至るまでの出来事や行動の時間的な経緯について、根拠となる文書を添えて提出することが必要。こうした時間的な経緯は、DOEが、プロジェクトの実施や意志決定プロセスにおいてCDMが真剣に考慮されたことについて評価する時に役立つ。

「CDMの事前の考慮」の実証・評価のためのガイダンス (バージョン01)[EB41Anx46]

新規プロジェクト

- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトについては、プロジェクト参加者がホスト国のDNA及び/又はUNFCCC事務局に、書面によってプロジェクトの開始とCDMを目指す意志について通知すること
 - ⇒ この通知はプロジェクトの開始日から6カ月以内にを行うことが必要
 - ⇒ この通知は、パブリックコメント受付のためのPDDが公開されていなかったり、新方法論をCDM理事会に提出していない段階でもよい
- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトの有効化を行う場合、DOEがそのような通知があることについてDNA又はUNFCCC事務局から確認する。通知が確認できない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが真剣に考慮されなかったと判断する。
- ☞ 通知の後にパブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案又は承認済み方法論の改正要請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にDNA及び/又はUNFCCC事務局にプロジェクトの進ちょくを報告する

既存プロジェクト

- ☞ プロジェクトの開始日が2008年8月2日より前で、かつ開始日がパブリックコメント受付のためのPDD公開日より前のプロジェクトをCDMとして提案する場合、プロジェクトの実施に際してCDMが真剣に考慮されたことを実証することが必要。こうした実証は以下のような要素が満たされている必要がある。
 - ⇒ プロジェクト参加者がプロジェクト開始日より前にCDMを承知しており、CDMの便益がプロジェクトを進める決定的な要素であったことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、取締役会によるCDMプロジェクトとして実施するという決定に関する議事録や覚書が挙げられる。
 - ⇒ 信頼できる根拠によって、CDMとしての位置づけを確保するためにプロジェクトの継続及び実際の活動が行われていたことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、CDM/PDD/方法論に関するサービスを提供するコンサルタントとの契約、排出削減量購入契約書(ERPA)、将来のCER販売に関連する文書、有効化審査のためのDOEとの契約書や交渉文書、新方法論の提案、新聞への公表、DNAとの面談、DNA又はUNFCCC事務局との事前のやりとりが挙げられる。
- ☞ 事前にCDMを真剣に考慮したことを示す上記のような根拠がDOEに提示されない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが考慮されなかったと判断する
- ☞ 通知の後にパブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案又は承認済み方法論の改正要請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にDNA及び/又はUNFCCC事務局にプロジェクトの進ちょくを報告する

8-2. クレジット期間

- ◆クレジット(CER)はプロジェクト登録日以降のクレジット期間に対してのみ発行される [CP/2001/13/Ad2, p23 パラ12]
- ◆プロジェクト参加者は、次のいずれかのクレジット期間を選択する [CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ49]
 - ☞ 最大7年間(2回更新可能:最長21年間)
 - ⇒それぞれの更新の際に、DOE(指定運営組織)が既存のベースラインの維持、又は適用可能な新たなデータに基づいてベースラインの再設定について判断し、CDM理事会に通知する
 - ☞ 最大10年間(更新なし)
- ◆CERの発行は、2000年以降の排出削減量が対象となり得る [CP/2001/13/Ad2, p23 パラ13]

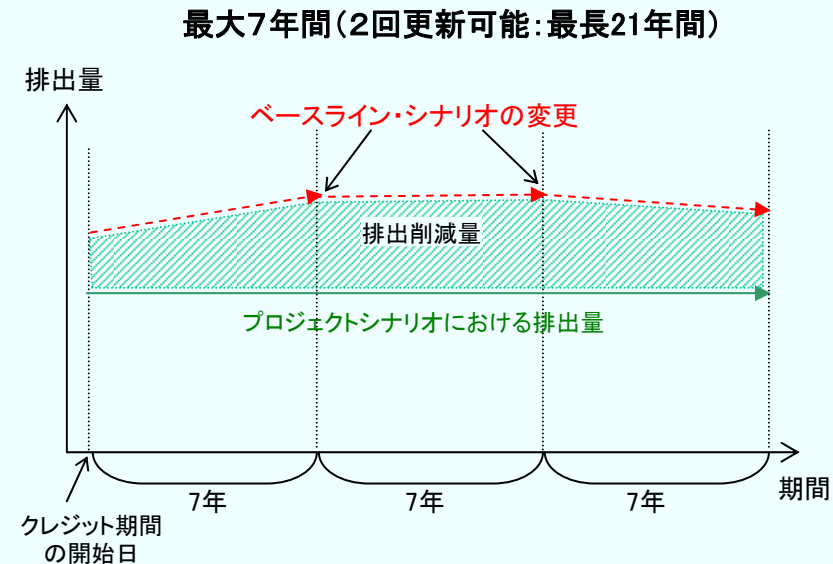
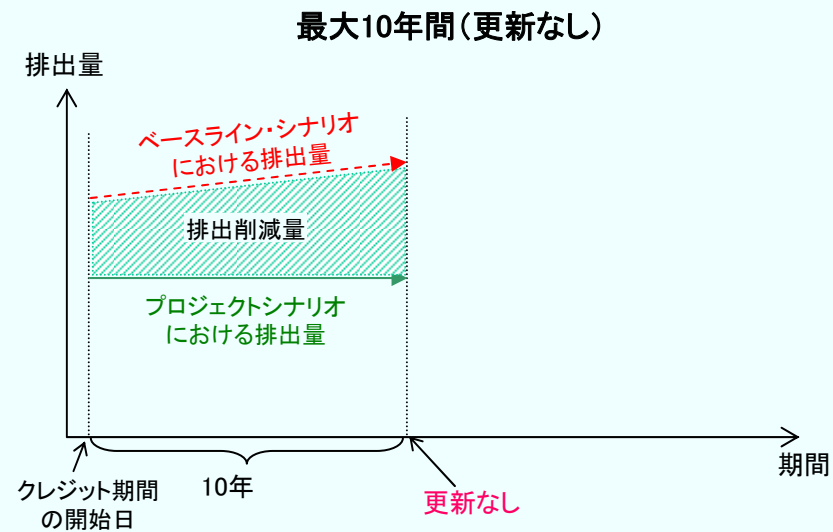
クレジット期間の更新の際に必要な文書と手続きについては、CDMプロジェクトの2回目、3回目のクレジット期間の開始時に、以下の2点について考慮することが必要 [EB20 Anx7] (17参照)

- ☞ 継続するベースラインの有効性の評価
- ☞ ベースラインの更新

クレジット期間の開始日の指定 [EB24 Anx31, パラ4-5]

- ◆プロジェクト参加者はPDDにクレジット期間の開始日(8-1参照)を 日/月/年の形式で記入し、条件(例えば、想定日)を付けてはならない
- ◆段階的に実施されるプロジェクトであっても、クレジット期間の開始日は1つを特定しなければならない

- ☞ CDMプロジェクトの開始日は、当該プロジェクトのクレジット期間の開始日と同じである必要はない。したがって、2000年1月1日以降に開始されたプロジェクトは、2006年以降に有効化されCDMプロジェクトとして登録されることは可能である。 [EB21 Rep, パラ63]
- ☞ クレジット期間は、プロジェクトの登録日より前とすることはできない。PDDに記載するクレジット期間の開始日は仮であり、(その日付が実際の登録日より前であった場合)UNFCCC事務局によってプロジェクトの登録日に修正される。⇒この修正は、指定されているクレジット期間の長さや、プロジェクト参加者がクレジット期間の変更を要請できることに対しては影響しない [EB41 Anx12, p18]



クレジット期間の開始日の変更要請 [EB24 Anx31, パラ6-9]

- ◆クレジット期間の開始日が、登録日より前の場合（例えばクレジットを遡及して要求する場合）、クレジット期間の開始日の変更要請はできない
- ◆クレジット期間の開始日が、登録日より後の場合は、
 - ☞ (a) PDDに記載されている日付より1年以内に前倒しする場合（ただし登録日を超えないこと）、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡することで変更する
 - ☞ (b) PDDに記載されている日付より1年以内で先延ばしする場合、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡することで変更する
 - ☞ (c) PDDに記載されている日付より1年を超えて2年以内で先延ばしする場合、以下の書類を提出し、プロジェクト参加者がDOEを通じてUNFCCC事務局に要請する
 - ⇒ ベースラインを非保守的とさせるような変化が起きていないこと、及びプロジェクト参加者がプロジェクトを開始させるために実質的な進展をさせたことに関する、DOEからの確認
 - ⇒ クレジット期間の変更が、当該プロジェクトによる持続可能な開発への貢献を改変させないことに関する、ホスト国からの確認
- ◆上記 (c) の場合、クレジット期間の開始日の変更を行う前に、その要請についてUNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、検討を行う上記 (a),(b) (c) による変更は、登録されたプロジェクトにつき1回のみ行える
- ◆既にCERが発行されているプロジェクトのクレジット期間の開始日の変更要請については、上記手順が適用され、事務局は要請された変更を行うことができる [EB25 Rep, パラ105]

提案されるベースライン新方法論におけるプラント・機器寿命の取り扱い [EB22 Anx2, p2 パラ4-9]

- ☞ CDMプロジェクトにより既存機器・施設の更新・改修を行う場合、排出削減量の算定は、既存機器・施設の更新の時点から既存機器・施設の寿命時点（CDMプロジェクトがなかった場合であっても更新される日）、又はクレジット期間終了時のうち、どちらか早い時点までとすることが妥当である
- ☞ CDMプロジェクトがなかった場合に、既存機器・施設がいつ更新されるかを推測するため、新方法論では以下のようなアプローチを考慮すること
 - ⇒ 部門及び活動独自の手法又はクライテリア
 - ⇒ 国や部門における慣行を考慮した上で、同様の機器の典型的な平均技術寿命（例えば産業調査、統計、技術文献等を基にすること）
 - ⇒ 機器の更新スケジュールの決定に責任を持つプロジェクト参加者又は主体の慣行（同様の機器の過去における更新履歴の記録等を基にすること）

9. PDDの他の項目

9-1. プロジェクト・バウンダリーとリーケージ

プロジェクトの境界(バウンダリー)

- ◆プロジェクトのバウンダリーとは、プロジェクト参加者の管理下にあつて、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源

[CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ52]

- ☞ 方法論パネルは、「プロジェクト参加者の管理下」、「顕著な」かつ「当該プロジェクト実施に起因する」の定義を決定しなければならない [Glos ver3, p25]
- ☞ これらの定義が未決定のため、プロジェクト参加者がベースライン・モニタリング新方法論(CDM-NM)を提案する際に、それらの解釈を説明することとなっている

リーケージ

- ☞ リーケージとは、当該CDMプロジェクトの実施により生じる、プロジェクト・バウンダリー外での温室効果ガス排出量の純変化
[CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ51] で、計測可能で当該プロジェクトに起因するもの [Glos ver3, p21]
- ☞ リーケージによる排出増加量は、プロジェクト・バウンダリー内の排出削減量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ50]

9-2. モニタリング

- ◆モニタリングとは、ベースラインを決定するために必要なデータを収集・保管、プロジェクト・バウンダリー内の温室効果ガス排出量とリーケージを測定すること [Glos ver3, p22]
- ◆提案するCDMプロジェクトのモニタリング計画は、CDM理事会によって承認されている方法論、又は新たな方法論に基づいていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ54]
- ◆モニタリング計画の情報の正確性/完全性を改善するための改定は、プロジェクト参加者が証明し、有効化審査のためにDOEに提出することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ57]
 - ☞ CDM理事会は、登録されたCDMプロジェクトのモニタリング計画の変更のための手順案を作成することを、事務局に対して要請した [EB25 Rep, パラ109]

- ☞ CDM理事会による承認済みモニタリング方法論は、関連するガイダンスとともに公表される [Glos ver3, p22]
- ☞ プロジェクト参加者がモニタリング新方法論を提案する場合、ベースライン新方法論とともに一緒に提出し、承認されることが必要

参考: モニタリングで使用する測定機器の条件

[EB23 Rep, p5 パラ24]

- ☞ 様々な変数・パラメーターを測定するための機器の不確実性レベル及び較正(カリブレーション)方法についてPDDに記載しなければならない(QA/QC手順を含む)
- ☞ 規格については、国又は国際レベルのものであることが必要
- ☞ 機器の不確実性レベルの信頼性については、DOEによる検証段階で検証されること
- ☞ 計測機器のゼロ点補正は、較正の代替とすることはできない [EB24 Rep, p8 パラ37]

10. 関係締約国からの承認

関係締約国による承認 [Glos ver3, p6-7]

◆ CDMプロジェクトの関係締約国のDNAは、次の事項を含むレターを発出することが必要

- ☞ 京都議定書を批准していること
- ☞ CDMプロジェクトへの参加への自主的参加を承認すること
- ☞ ホスト国(複数の場合もある)の場合、そのプロジェクトが当該ホスト国の「持続可能な開発」に貢献すること

◆ 承認レターは上記に関しては「無条件」であることが必要

◆ 締約国の一通の承認レターにより、複数のプロジェクトの承認が可能であるが、その場合は明確にそれらのプロジェクトについて記述されていることが必要

◆ DOEは有効化を行うに際して承認レターを受け取ることが必要

- ☞ CDMプロジェクトの登録段階においては、附属書 I 国の関与がなくても登録が可能である
- ☞ 上記のようなプロジェクトから生じた CER(CDM登録簿内の口座にあるもの)を附属書 I 国が取得する(国別登録簿に移す)場合には、当該附属書 I 国がCDM理事会に対して承認レターを提出することが必要

[EB18 Rep, p8 パラ57]

参考: 実際の承認レターの内容

☞ 承認レターの宛先はプロジェクト参加者となる

☞ ほとんどの場合、プロジェクトの承認レター(approval letter)は、プロジェクト参加者に対するプロジェクトへの参加の承認レター(authorization letter)を兼ねている (4-6参照)

⇒ さらに、ある国のDNAが他の国のプロジェクト参加者のプロジェクトへの参加を承認する場合もある

☞ DNAが、無条件で承認しなければならないこと以外の点で、条件を付けている例もある

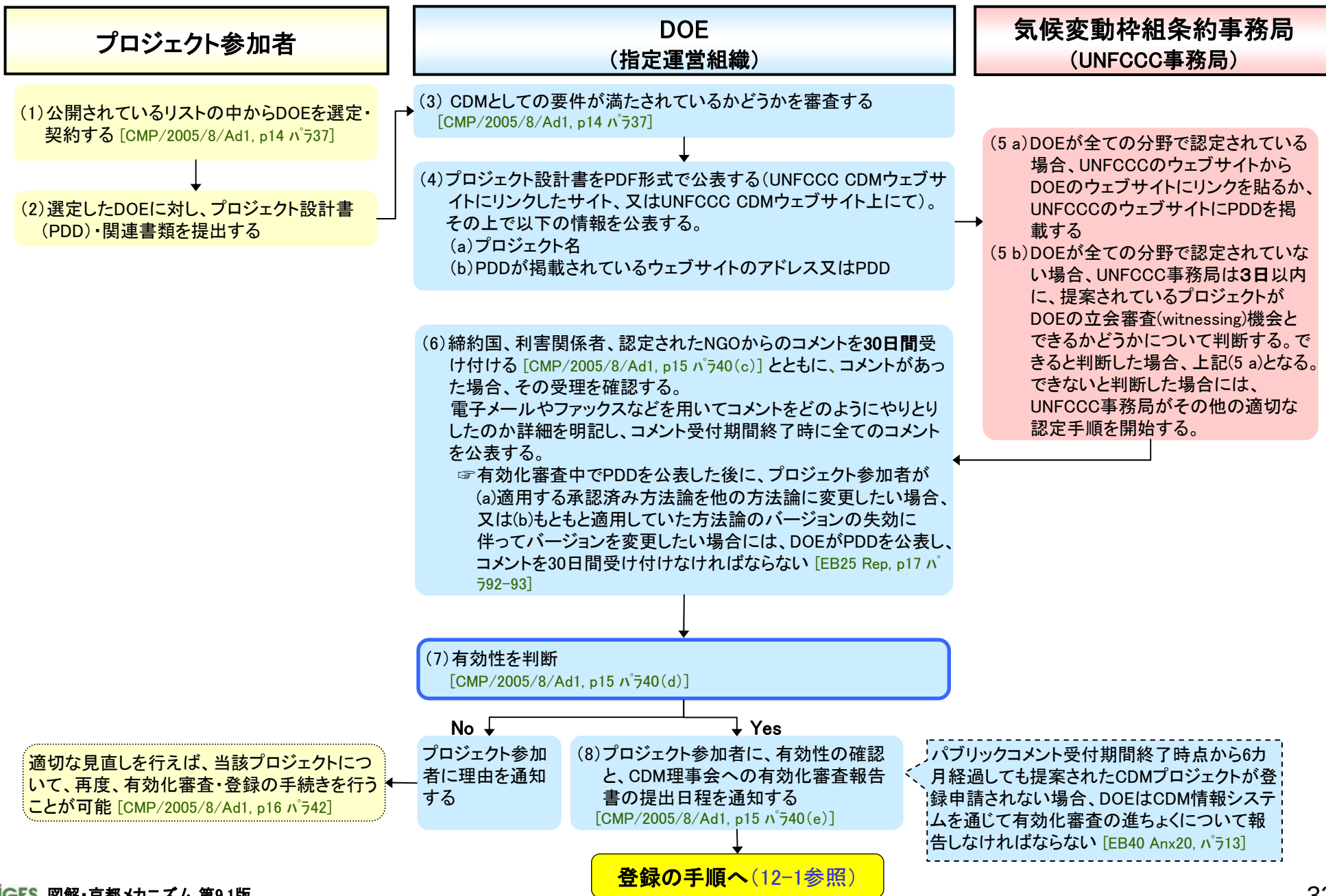
⇒ 例えばCERの移転量の上限設定、承認レターの有効期間の設定、ユニラテラルCDMの拒否、DNAへの報告要求等

☞ 正式な承認レターについては、当該国の言語で書かれ、英文については非公式な翻訳という位置づけの場合もある

11. CDMプロジェクトの有効化審査

11-1. 有効化審査(validation)の手順

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/public_availPDD_ver04.pdf>[Version 4/June 2005]



11-2. 有効化審査(validation)の要件

- ◆プロジェクト参加者により選定されたDOE(指定運営組織)は、契約に基づきプロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、有効化審査のための要件(以下参照)が満たされているかを確認する [CMP/2005/8/Ad1, p14 パラ37]
- ☞ CDMに参加するための以下の条件が満たされていること
 - ⇒ CDMプロジェクトへの参加が自主的であること
 - ⇒ 締約国がCDMに参加する場合、DNA(指定国家機関)を設立していること
 - ⇒ 非附属書 I 国であっても、京都議定書締約国であればCDMプロジェクトに参加することが可能
 - ☞ 地元利害関係者のコメントを募り、受け取ったコメントの要約の提出、コメントに対してどのように適切な考慮を行ったのかについてDOEへの報告書が提出されていること
 - ☞ 環境影響分析、又はホスト締約国の要請に沿った環境影響評価に関する文書がDOEに提出されていること
 - ☞ 提案されているプロジェクトがなかった場合と比して、温室効果ガスの追加的な排出削減が予想されること
 - ☞ ベースライン・モニタリング方法論が、CDM理事会によって既に承認済み方法論の要件又は新方法論を構築する方法や手順に関する要件を満たしていること
 - ☞ モニタリング・検証・報告に関して、CDMのルールや関連するCOP/MOPの決定に従っていること
 - ☞ その他のCDMルール、COP/MOPやCDM理事会による関連する全ての決定に従っていること

有効化審査報告書(Validation Report)

- ◆有効化審査報告書に関してDOEは以下のことを行うことが必要

[CMP/2005/8/Ad1, p15 パラ40]

- ☞ CDM理事会への有効化審査報告書の提出の前に、ホスト国による「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」という確認を含め、関係締約国のDNAから書面による自主的参加の承認を受け取っていること
- ☞ 守秘義務に関する規定に従いPDDを公表すること
- ☞ 提案されたプロジェクトの有効性を決定した場合、PDD、ホスト締約国の書面による承認、受け取ったコメントへの対応についての説明を含む有効化審査報告書によって、CDM理事会に登録申請を提出すること
- ☞ CDM理事会に提出した後、有効化審査報告書を公表すること

参考:承認方法論の改定と有効化審査 [EB27 Rep, パラ29]

- ☞ 有効化審査におけるパブリック・コメント受付のためのPDD公開後に、元々の承認済み方法論の有効期限が切れたことによって、プロジェクト参加者が方法論のバージョンの変更を行う場合、(改定された承認済み方法論に特段の記述がない限り)DOEが当該PDDを30日間公開する

12. CDMプロジェクトの登録

12-1. 登録の手順

[CMP/2005/8/Ad1, p54][EB14 Anx7]

DOE (指定運営組織)

気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC事務局)

CDM理事会

(1)「CDMプロジェクト活動登録・有効化審査報告用紙(F-CDM-REG)」を用いて有効化審査報告書(PDD、ホスト国による書面による承認、PDDに対するコメントに対する対応の説明を含む)を作成する

(2)登録申請に必要な書類(登録料の支払い証明を除く)を、UNFCCC事務局よりDOEに対して提供されるインターネット利用を基本とする電子提出ツールを用いて提出する

(3)必要な情報を提出した後、DOEは、登録料の銀行振込を識別するための個別の参照番号を自動的に受け取る。
DOEは、提出ツールを用いて、個別の参照番号を付した支払い証明を提出する。

(4)DOEからの提出書類に不備がないかどうか確認する(単に形式要件のみならず内容面でのチェックも行う) [EB38 Anx20, p2]

(5)登録料を受け取り、DOEからの提出書類に不備がないことを確認できた(この時点で登録申請が受理されたと見なされる)後、その日のうちにUNFCCC CDMウェブサイトにて「登録申請中」として8週間公表する(プロジェクト名、8週間の開始日と終了日、UNFCCCウェブサイト内のアドレスを含む)

(6)登録申請毎に、査定のため、EB-RITのメンバー1人を指名する
⇒ 指名されたメンバーは、指名された後、利害相反がないかどうかについて2日以内に連絡する。もし利害相反がある場合、他の人間が指名される。
査定は、有効化審査の要件を満たしているかどうか、DOEによって適切に取り扱われているかどうかを判断する。メンバーは、「登録申請査定用紙(F-CDM-REGappr)」を用いて査定を行い、20日(SSCは15日)以内に事務局に提出する。事務局はメンバーの査定結果を受け取ってから10日(SSCは5日)以内に、メンバーの査定結果に沿った登録申請の概要を作成し、CDM理事会に提出する。 [EB29 Anx14, p21-25]

(9)「登録完了」とUNFCCC CDMウェブサイトに明記され、CDMプロジェクトの内容と公開可能な関連書類が公表される

(7)登録申請受理後、8週間以内に、プロジェクトに係る締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があるかどうか [CMP/2005/8/Ad1, p15 p41]

要請がなかった場合

要請があった場合

(8) CDMプロジェクトとして登録

登録可

再審査要請後、次々回のCDM理事会会合までに再審査を終了し、決定内容とその理由をプロジェクト参加者に通知し、公表する

登録不可

適切な見直しを行えば、当該プロジェクトについて、再度、有効化審査・登録の手続きを行うことが可能 [CMP/2005/8/Ad1, p16 p42]

12-2. 登録再審査の手順

(バージョン8)[EB38 Anx20]

(1) 再審査の要請

プロジェクトの関係締約国より

関連するDNA(指定国家機関)が正式な連絡方法(例えば、公式レターと署名又は専用メールを利用する等)を用いて、再審査の要請をUNFCCC事務局を通してCDM理事会に送る

CDM理事会メンバーより
再審査の要請をCDM理事会に通知する

UNFCCC事務局は再審査の要請を受領後、直ちにCDM理事会に要請を転送する

- ☞ 再審査の要請は有効化審査要件に関連する事項でなければならない
- ☞ 再審査の要請は「CDMプロジェクト登録再審査用紙(F-CDM-RR)」及び補完的な文書により行い、要請理由もつける
- ☞ CDMプロジェクトの登録申請を受理して8週間後の17時(GMT)以降の再審査要請については検討の対象とはならない
- ☞ CDM理事会メンバー3名より提出された再審査要請が軽微な事項に関するものであった場合、指摘事項に対してプロジェクト参加者とDOEが十分な説明を行うまでプロジェクトの登録が延期されることが通知される。プロジェクト参加者とDOEは、通知があつてから2週間以内にUNFCCC事務局に説明を提出することが必要。プロジェクトの登録が行われる前に、UNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、内容を確認する。

提案されたプロジェクトについて、関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名より再審査の要請があつた場合、直ちに以下のことが行われる

- (a) 再審査の要請がCDM理事会会合初日の3週間前までにあつた場合、プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議事に含まれる。そうでない場合はその次のCDM理事会会合の議事になる。
- (b) CDM理事会は再審査の要請があつたことをプロジェクト参加者とDOEに通知し、再審査要請が検討される次回以降のCDM理事会会合の日程と開催場所についても知らせる。再審査プロセスに関心のある利害関係者は、CDM理事会に出席する機会が与えられる。
⇒プロジェクト参加者とDOEは、再審査の要請があつた場合、指摘があつた事項に関してCDM理事会に対する意見送付を求められる。意見送付の期限は通知があつてから2週間以内となる。
⇒CDM理事会の議事次第案の回覧日の1週間前より後に再審査の要請がなされた場合、別途の取扱いとなる
- (c) プロジェクト参加者とDOEは再審査プロセスのための連絡担当者を置くことが必要
- (d) 登録申請されているプロジェクトについて、UNFCCC CDMウェブサイト上で「再審査中(ただしこの段階では再審査が決定している訳ではない)」と表示され、UNFCCC CDMニュースで通知される

(2) 再審査の決定、範囲と方法

- ☞ CDM理事会は再審査を実施するか、又はCDMプロジェクトとして登録するか、次回会合で検討、決定する
- ☞ CDM理事会がプロジェクトの登録を決定した場合、登録作業を進める前にプロジェクト参加者とDOEに対して修正を要請する場合がある。CDM理事会議長が修正が適正でないと判断した場合、UNFCCC事務局に対し次回会合で再検討することを要請できる。
- ☞ CDM理事会が再審査の実施を決定した場合、同会合において再審査の範囲と再審査チームの構成を決定する。構成メンバーはCDM理事会メンバー2名と必要に応じ外部専門家より構成される。

(3) 再審査のプロセス

- ☞ 再審査チームは、その構成決定後1週間以内に、DOEとプロジェクト参加者に対する詳細な説明の要請を作成し送付する
- ☞ DOEとプロジェクト参加者は、その要請が送付されてから5日以内に再審査チームへの説明を提出することが必要
- ☞ 再審査チームとしての勧告は、次回CDM理事会会合の1週間前まで作成されなければならない

(4) 再審査の結果

- ☞ 再審査は、再審査の要請後、次々回のCDM理事会会合までに終了しなければならない
- ☞ CDM理事会は、当該プロジェクトを登録する、登録を行う前に再審査の結果に基づきDOEとプロジェクト参加者に対して修正を要請する、登録を拒否する、のうちいずれかの決定を行う
- ☞ CDM理事会は決定結果とその理由を公表することが必要
- ☞ 再審査がDOEの能力に関する問題を指摘している場合、CDM理事会はDOEのスポットチェックを行うかどうか検討する

参考：再審査要求の費用 [EB38 Anx20, パラ21]

CDM理事会は再審査にかかる費用を負担する。理事会が登録を拒否する場合で、かつDOEの不法行為・不適当が明らかになった場合には、DOEが費用を補償する。ただし、この条項は実際の費用を見て再検討する。

12-3. 登録料

CDMプロジェクト登録料 [EB37 Anx20]

- ◆ CDM参加者は登録の際、登録料を支払う
- ◆ 登録料は、「CDM制度の運用経費に充てるための徴収分(SOP-Admin)」に、当該CDMプロジェクトのクレジット期間全体における平均年間排出削減量を乗じた額とする
 - ☞ SOP-Adminは、ある暦年におけるCER発行要求に対して、最初の15,000t-CO₂までは0.1米ドル/CER、それを超える分については0.2米ドル/CER
 - ☞ 登録料は最大350,000米ドルとする
 - ☞ クレジット期間全体における平均年間排出削減量が15,000t-CO₂を下回るCDMプロジェクトについては登録料を支払う必要はない
 - ☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、登録料及びSOPを支払う必要はない

登録料の例

予想年間排出削減量	登録料
10,000 t	—
15,000 t	\$ 1,500
30,000 t	\$ 4,500
100,000 t	\$ 18,500
1,000,000 t	\$ 198,500
1,757,500 t	\$ 350,000
3,000,000 t	\$ 350,000

- ◆ DOE(指定運営組織)はプロジェクト設計書に書かれている予想排出削減量の達成可能性について記述しなければならない。この記述が登録料算定の基準となる [EB11 Anx6, パラ2]
- ◆ 新規植林・再植林(A/R)CDMプロジェクトについては、「A/R CDMプロジェクトの登録料に関するガイダンス」を参照 [EB36 Anx21]

- ☞ 登録料は、(CERの発行時に支払うべき)SOP-Admin(16参照)から差し引かれる
- ☞ 結果として、登録料は、CER発行時に支払うべきSOP-Adminの前払いとなる
- ☞ プロジェクトが登録されなかった場合、支払った登録料のうち30,000米ドルを超える部分は払い戻される

参考:PDD公開済みのプロジェクトの撤退 [EB30 Rep, パラ41]

- ☞ 有効化審査の一環としてPDDを公開済みのプロジェクトが登録申請を行わない場合、DOEはプロジェクト参加者から自主的な撤退について確認する書簡を受け取るとともに、撤退について有効化審査報告書中に言及する

13. モニタリング計画の改定

- ◆ CDMプロジェクト参加者は、正確性及び/又は完全性を改善するためのモニタリング計画の改定を行うことができる。ただしDOEによる有効化審査を合格することが条件。[CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ57]
- ◆ モニタリング計画の改定要請は、CERの発行申請の前にDOEが行う
- ◆ モニタリング計画の改定要請ができるのは以下の場合：
 - ☞ 登録されたCDMプロジェクトのモニタリング計画が、承認済みのモニタリング方法論と整合していないことが明らかとなった場合、又は
 - ☞ モニタリング計画の改定が、モニタリング及び検証プロセスにおける正確性又は完全性を減少させないことが確保できる場合

改定されたモニタリング計画の適用可能性 [EB26 Anx34 パラ4]

プロジェクト参加者は、登録されたPDDに記載されているモニタリング計画を実施しなければならない。この手続きに従い、方法論パネルの議長が(CDM理事会議長と協議を行いつつ)モニタリング計画の改定を認めた場合に限り、プロジェクト参加者は改定されたモニタリング計画を適用することができる。

有効化審査の実施 [EB26 Anx34 パラ5]

DOEはCDMウェブサイトの専用画面を用いて、有効化審査に関する意見を準備し事務局に提出する。意見は以下の情報を含むものとする。

- ☞ 提案されるモニタリング計画の改定が、モニタリング及び検証プロセスにおける正確性又は完全性を減少させないことをどのように確保するのか
- ☞ 提案されるモニタリング計画の改定が、当該プロジェクトに適用可能な承認済みモニタリング方法論とどのように整合しているのか
- ☞ (もしあれば)過去の検証報告書における知見がどのように考慮されているのか

申請 [EB26 Anx34 パラ6-9]

- ☞ 事務局は提出書類に不備がないことを確認した後、提案された改定の査定のためEB-RITのメンバーを1人指名する
- ☞ 査定は10日以内に事務局に提出し、CDM理事会に1日以内に送付する
- ☞ 提案されるモニタリング計画の改定は、方法論パネル議長とCDM理事会議長と協議しながら、事務局によって検討される
- ☞ モニタリング計画の改定が認められた場合、改定結果はCDMウェブサイトにおける当該プロジェクトのページに表示される

参考: モニタリング期間の変更

[EB41 Rep, パラ78]

- ☞ DOEは検証プロセスにおける是正措置要求 (corrective action request: CAR) の結果に基づく場合、モニタリング期間の変更を行うことができる

14. CERの検証・認証・発行

14-1. CERの検証・認証・発行の手順

[Procedures for making the monitoring report available to the public in accordance with paragraph 62 of the modalities and procedures for the CDM version 01 / 7 April 2005][Procedures relating to verification report and certification report/request for issuance of CERs version 01 / 8 June 2005] <<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>>

プロジェクト参加者

- (1) CDMプロジェクト参加者が、DOEリストの中から検証・認証を行うDOEと契約し、モニタリング報告書を提出する
[CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ60]
⇒提出の時期と頻度については、公式文書には明記されていない

DOE (指定運営組織)

- (2) DOE専用アクセスを用いて、モニタリング報告書を、PDF形式にてUNFCCC CDMウェブサイトで公開する。その際には、登録済みプロジェクトリスト一覧からアクセス可能とし、モニタリングの対象期間の開始・終了日を明記する。
⇒CDM理事会が例外とすることを合意をしない限り、当該CDMプロジェクトの有効化審査・登録を行ったDOEは、同じプロジェクトの検証業務を行ってはならない
⇒最初に公開するモニタリング報告書は、検証手続きに入る前にプロジェクト参加者が作成したものとする。DOEの求めにより修正されたモニタリング報告書については、発行申請時に追加文書として提出する。[EB25 Rep, p18 パラ107]

- (4) 検証を行い、検証報告書を作成する
[CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ62(a)-(h)]
(5) 検証報告書に基づき、GHG排出削減量を書面によって認証する [CMP/2005/8/Ad1, p19 パラ63]

- (6) DOE専用アクセスを用いて、「検証・認証報告書及び発行申請提出用紙(F-CDM-REQCERS)」及び検証報告書・認証報告書等を、UNFCCC CDMウェブサイトに提出する(関連するモニタリング報告書にリンクさせる)

気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC事務局)

- (3) DOEからの連絡を受けた後、直ちにUNFCCC CDMウェブサイトにて情報を提供する。CDMニュース機能によって、モニタリング報告書が公開されたことを一般公表するとともに、DOE及びプロジェクト参加者に公表したことを通知する。

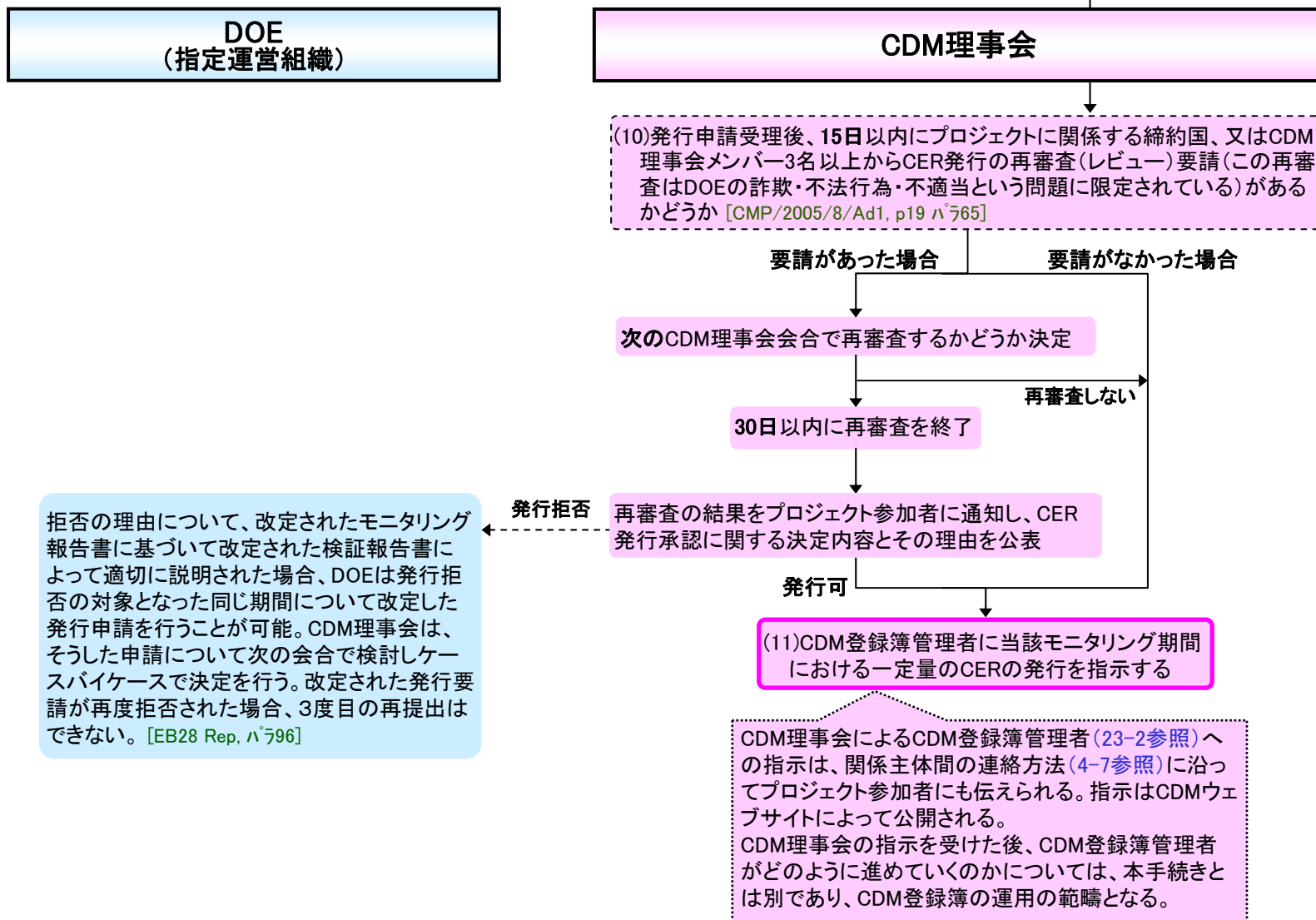
- (7) 直ちに、DOEからの提出が完全かどうかを決定する(単に形式要件のみならず内容面でのチェックも行う) [EB38 Anx22, p2]
⇒発行申請の受理日は、UNFCCC事務局が申請が完全であると決定した日とする

- (8) 提出用紙、検証及び認証報告書をUNFCCC CDMウェブサイトにて公表すると同時に、以下に通知する。
⇒CDM理事会(電子メールを通じて)
⇒プロジェクト参加者(プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡手順を通じて)
⇒関係締約国(DNAを通じて)
⇒DOE(電子メールにて連絡窓口に対して)
⇒一般公衆(UNFCCC CDMニュース機能を通じて)

- (9) 発行申請毎に、査定のためEB-RITのメンバー1人を指名する。
⇒指名されたメンバーは、指名された後、利害相反がないかどうかについて1日以内に連絡する。もし利害相反がある場合、他の人間が指名される。
査定は、検証・認証の要件を満たしているかどうか、DOEによって適切に取り扱われているかどうかを判断する。
メンバーは、「発行申請査定用紙(F-CDM-ISAppr)」を用いて査定を行い、6日以内に事務局に提出する。
事務局はメンバーの査定結果を受け取ってから3日以内に、メンバーの査定結果を沿えた発行申請の概要を作成し、CDM理事会に提出する。[EB29 Anx14, パラ27-32]

次ページへ

[Procedures relating to verification report and certification report/request for issuance of CERs version 01.1 / 20 December 2006] <<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>>



14-2. CER発行再審査の手順

(バージョン5)[EB38 Anx22]

(1) 再審査の要請

プロジェクトの関係締約国より

関連するDNA(指定国家機関)が正式な連絡方法(例えば、公式レターと署名又は専用メールを利用する等)を用いて、再審査の要請をUNFCCC事務局を通してCDM理事会に送る

CDM理事会メンバーより

再審査の要請をCDM理事会に通知する

UNFCCC事務局は再審査の要請を受領後、直ちにCDM理事会に要請を転送する

- ☞ 再審査の要請はDOEの詐欺・不法行為・不適当という事項に限定していなければならない
- ☞ かつ要請は具体的でなければならない
- ☞ CER発行再審査の要請は「再審査要請用紙(FCDM-IR)」で行い、明確な要請理由もつける
- ☞ CERの発行申請を受理して15日後の17時(GMT)以降の再審査要請については検討の対象とはならない
- ☞ CDM理事会メンバー3名より提出された再審査要請が軽微な事項に関するものであった場合、指摘事項に対してプロジェクト参加者とDOEが十分な説明を行うまでCERの発行が延期されることが通知される。プロジェクト参加者とDOEは、通知があつてから2週間以内にUNFCCC事務局に説明を提出することが必要。CERの発行が行われる前に、UNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、内容を確認する。

提案されたCER発行について、関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名より再審査の要請があつた場合、直ちに以下のことが行われる

- (a) 再審査の要請がCDM理事会会合初日の3週間前までにあつた場合、CER発行の再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議事に含まれる。そうでない場合はその次のCDM理事会会合の議事になる。
- (b) CDM理事会は再審査の要請があつたことをプロジェクト参加者とDOEに通知し、再審査要請が検討される次回以降のCDM理事会会合の日程と開催場所についても知らせる。再審査プロセスに関心のある利害関係者は、CDM理事会に出席する機会が与えられる。
 - ⇒ プロジェクト参加者とDOEは、再審査の要請があつた場合、指摘があつた事項に関してCDM理事会に対する意見送付を求められる。意見送付の期限は通知があつてから2週間以内となる。
 - ⇒ CDM理事会の議事次第案の回覧日の1週間前より後にCER発行再審査の要請がなされた場合、別途の取扱いとなる
- (c) プロジェクト参加者とDOEは再審査プロセスのための連絡担当者を置くことが必要
- (d) CER発行申請されているプロジェクトについて、UNFCCC CDMウェブサイト上で「再審査中(ただしこの段階では再審査が決定している訳ではない)」と表示され、UNFCCC CDMニュースで通知される

(2) 再審査の決定、範囲と方法

- ☞ CDM理事会はCER発行の再審査を実施するか、又は発行を承認するか、次回会合で検討、決定する
- ☞ CDM理事会がCER発行を決定した場合、発行を進める前にプロジェクト参加者とDOEに対して修正を要請する場合がある。CDM理事会議長が修正が適正でないと判断した場合、UNFCCC事務局に対し次回会合で再検討することを要請できる
- ☞ CDM理事会が再審査の実施を決定した場合、同会合において再審査の範囲と再審査チームの構成を決定する。構成メンバーはCDM理事会メンバー2名と必要に応じ外部専門家より構成される。

(3) 再審査のプロセス

- ☞ 再審査チームは、DOEとプロジェクト参加者に対する詳細な説明の要請を作成し送付する
- ☞ DOEとプロジェクト参加者は、その要請が送付されてから5日以内に再審査チームへの説明を提出することが必要
- ☞ 再審査チームとしての勧告は、次回CDM理事会会合の1週間前まで作成されなければならない

(4) 再審査の決定

- ☞ 再審査は、再審査の要請後、30日以内に終了しなければならない
- ☞ CDM理事会は、CER発行を承認する、CER発行を承認する前に再審査の結果に基づきDOEに対して修正を要請する、CER発行を拒否する、のうちいずれかの決定を行う
- ☞ CDM理事会は決定結果とその理由を公表することが必要
- ☞ 再審査がDOEの能力に関する問題を指摘している場合、CDM理事会はDOEのスポットチェックを行うかどうか検討する

参考：再審査要求の費用 [EB38 Anx22, 15.2.1]

CDM理事会は再審査にかかる費用を負担する。CDM理事会がCER発行を拒否する場合で、かつDOEの不法行為・不適当が明らかになった場合には、DOEが費用を補償する。ただし、この条項は実際の費用を見て再検討する。

15. 逸脱(deviation)要請の手順

- ◆ DOEは、承認済み方法論や登録済みプロジェクトの規定内容からの逸脱がある場合、プロジェクトの登録申請又はCERの発行申請の前にCDM理事会に通知し、それらの逸脱にどのように対処する方針なのかについて説明を行う [EB24 Anx30, パラ1]
- ◆ 逸脱要請は、登録されたプロジェクトの条件、状況、又は特徴の変化によって、排出量の推計やモニタリング手順に変更の必要が生じたような場合に行う
- ◆ 逸脱はプロジェクト固有のものである
- ◆ 逸脱要請は、(i)モニタリング計画が、登録されたプロジェクトに適用されているモニタリング方法論に合致していない場合、(ii)承認済み方法論が当該プロジェクトの適用可能でなくなった場合、(iii)「承認済み方法論の適用に関する追加説明の要請手順(7-5参照)」に該当するような変更の場合、(iv)例えば、承認済み方法論に言及されていないパラメータのデフォルト値の変更を伴う場合、には行うことはできない [EB30 Anx1, パラ12-13]

(1) 逸脱要請の提出 [EB24 Anx30, パラ4-9]

(a) 登録時:承認済み方法論からの逸脱要請

DOEは、有効化審査において、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに対する承認済み方法論の適用について逸脱していると判断した場合、当該プロジェクトの登録申請を行う前に、逸脱が許容可能かについてCDM理事会からのガイダンスを得る。DOEが、承認済み方法論からの逸脱が、当該方法論の改定を必要とすると判断した場合、承認済み方法論の改定の手続きに従うこと。

(b) 発行時:登録済みプロジェクトの規定からの逸脱要請

DOEは、検証段階において、プロジェクト参加者が登録済みの当該プロジェクトの関連文書の規定から逸脱している判断した場合、
☞ 検証期間の排出削減について認証せず、CDM理事会に伝達する、
☞ 又は、検証/認証の決定を行う前に、逸脱が許容可能かについてCDM理事会からのガイダンスを得る

ガイダンスを得る方針をとった場合、DOEは「逸脱申請用紙(F-CDM-DEV)」を用いて、インターネット経由で逸脱要請を行う

用紙の提出後、UNFCCC事務局は文書をCDM理事会に(上記(a)の場合は方法論パネルにも)送付する。

☞ 事務局は、方法論パネル議長と(上記(b)の場合はCDM理事会議長と)協議し、逸脱要請が基準に達していないと評価した場合、DOEに対して逸脱要請ではなく承認済み方法論の改定申請(上記(b)の場合は逸脱要請の再提出)をするよう要求する。UNFCCC事務局からCDM理事会に送付した日が、逸脱要請の受理日となる。また逸脱要請に関する情報については、DOEから別途明記されていない限り、公表される。

(2) 逸脱要請の検討 [EB24 Anx30, パラ10-12]

CDM理事会議長は、関連するパネル/WGの議長と協議をしながら、**5営業日以内**に以下を決定する

- ☞ パネル/WGが技術的な解釈について検討を行う
- ☞ さらなる情報を要求する(この場合、UNFCCC事務局はDOEに対して可能な限り早急に情報提供するように通知する)。それらの情報の受領後には、CDM理事会及びパネル/WGに送付する。

パネル/WGによる技術的な検討が必要ない場合、又はパネル/WGから技術的な解釈が提供された後、CDM理事会は、CDM理事会議長が作成した決定案に基づいて、電子意志決定によって早急に以下について決定を行う

- ☞ 逸脱要請を受理すべきかどうか
- ☞ さらなるガイダンスをDOEに示すかどうか
- ☞ 一般的な解釈について、全てのDOE・プロジェクト参加者と共有すべきかどうか

CDM理事会による決定の後、UNFCCC事務局はDOEに対してその決定とCDM理事会からのガイダンスを通知する。
一般的な解釈について全てのDOE・プロジェクト参加者と共有すべき場合、UNFCCC事務局は公表を行う。

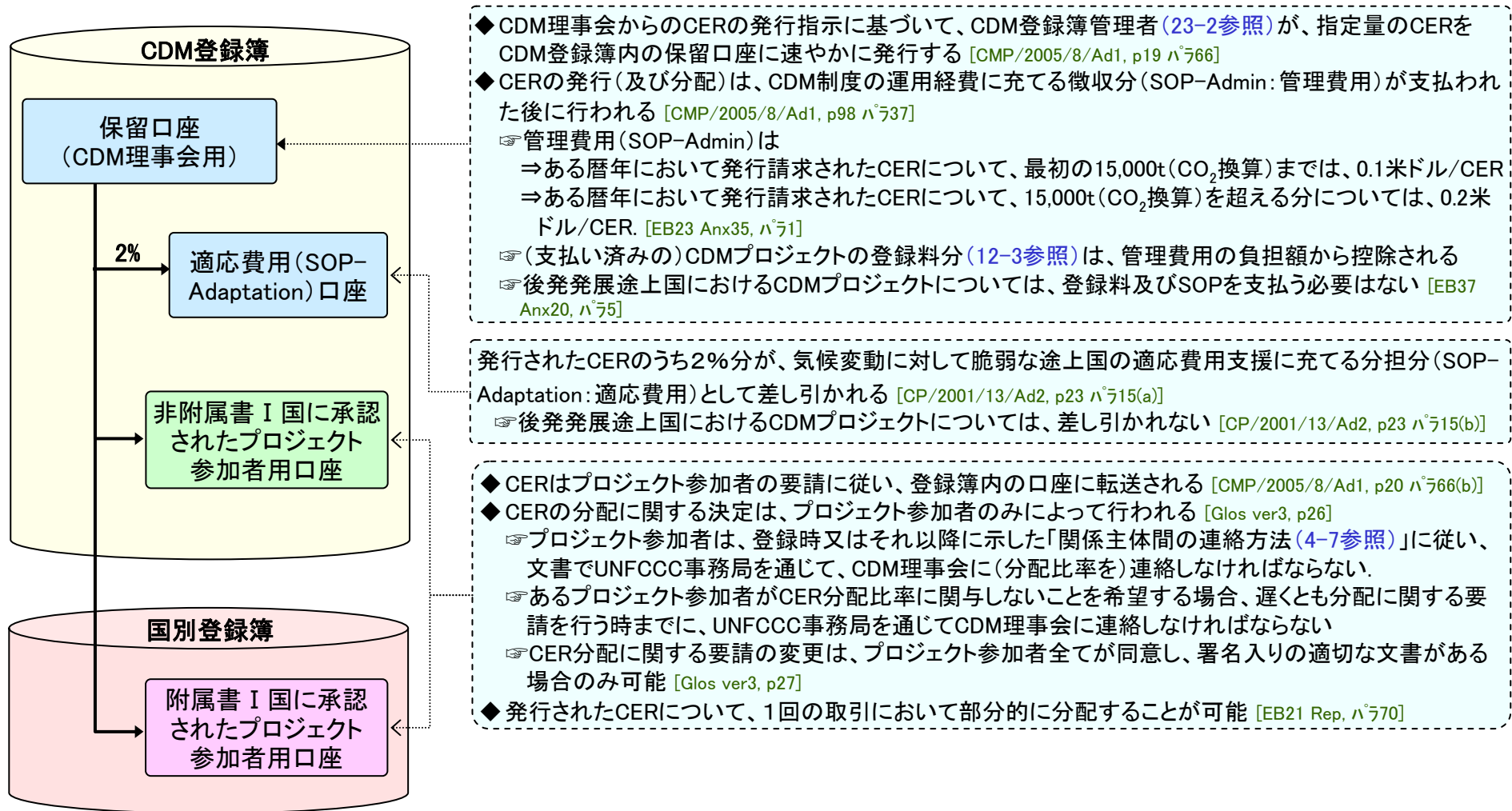
(3) パネル/WGによる逸脱要請の検討 [EB24 Anx30, パラ13-14]

パネル/WGが逸脱要請を検討すべき場合、パネル/WGの議長は以下を決定する

- ☞ 次回のパネル/WGの会合で取り扱うべきかどうか
- ☞ 又は要請についてパネル/WG内で電子的に取り扱うべきか

会合で要請を検討すべき場合、パネル/WGは、**可能であれば次回会合**で逸脱の提案について検討し、CDM理事会に対して、要請を受容し要請に関する解釈を提供すべきかどうかについて勧告を行う。パネル/WGの議長の指導の下で、最大2名までのパネル/WGメンバーが選定され、勧告案を作成する。

16. CERの分配



参考:(附属書 I 国からの)プロジェクト参加者用暫定口座(23-2参照)

(附属書 I 国の)国別登録簿及び国際取引ログが稼働して、附属書 I 国及びそれらの締約国にプロジェクトへの参加を承認されたプロジェクト参加者がCDM登録簿内の保留口座からCERを受け取ることができるようになるまでの間、CDM登録簿内に「附属書 I 国用暫定口座」を設置する [CP/2004/2/, p15 パラ57]

参考: CDM登録簿からのCERの移転

非附属書 I 国及びそれらの締約国にプロジェクトへの参加を承認されたプロジェクト参加者は、CDM登録簿内の保有口座から、(附属書 I 国の)国別登録簿口座にCERを移転することができる [CP/2004/2/, p15 パラ58]

17. クレジット期間の更新

[EB36 Anx43]

登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間の更新は、元のベースラインが依然有効又は適用可能な新しいデータを元に更新されていることをDOEが決定し、CDM理事会に通知して初めて有効となる

(1) 改定PDDの作成

プロジェクト参加者は、PDDの中で承認済み方法論を用いたベースライン、排出削減量の推計、モニタリング計画に関する部分について、以下のように更新しなければならない:

- ☞ a) 元のPDDに適用した承認済み方法論について、最新のものを採用しなければならない
- ☞ b) 元のPDDに適用した方法論が当該CDMプロジェクトの登録以降に撤廃され統合方法論によって代替された場合、その統合方法論の最新のものを採用しなければならない
- ☞ c) クレジット期間の更新を行う当該CDMプロジェクトについて、元のPDDに適用した方法論の改定やベースラインの更新によって上記a)、b)を行えない場合、そのほかの適用可能な承認済み方法論を用いるか、DOEを通じて逸脱要請(15参照)を行うかのいずれかを選択する

(2) クレジット期間の更新申請

登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間の更新を行う意図のあるプロジェクト参加者は、現在のクレジット期間が終了する6～9カ月前に、改定されたPDDと選定したDOEに関する情報について、専用ウェブサイトを用いて事務局に提出する

- ☞ クレジット期間の更新に際しては、関係締約国から新たに承認レターを獲得する必要はない
- ☞ クレジット期間の更新申請に際して、申請料は必要ない

DOEの有効化審査は以下の点について確認しなければならない:

- ☞ 元のベースライン・シナリオの有効性又は更新
- ☞ 関連するCDM理事会のガイダンスを考慮に入れつつ、新たな国家及び/又は部門政策や状況がベースライン・シナリオに与える影響
- ☞ ベースライン排出量の有効性の継続又は更新に関する決定、該当するクレジット期間における排出削減量の推計に関する、承認済み方法論の適用の正確性

DOEは、「登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間更新用紙(F-CDM-REN)」及び改定されたPDDと有効化審査報告書を提出することにより、クレジット期間の更新の要請を行う

現在のクレジット期間が終了する日の6カ月前までに、クレジット期間の更新要請の通知を事務局が受領しなかった場合、当該CDMプロジェクトは、そのクレジット期間を超えてCERの発行を行うことはできない(クレジット期間が更新されたと見なされた日からは再度発行可能)

(3) 申請の処理

登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間の更新の要請の受領後、事務局はDOEからの提出書類と情報がそろっているかどうかを確認する

事務局は、要請について確認した後、登録されたCDMプロジェクトがクレジット期間の更新を要請していることについてUNFCCCウェブサイト上で4週間公開するとともに、要請したDOE、プロジェクト参加者及びDNAに連絡する

4週間の間に、再審査の要請がなければ、クレジット期間が更新されたと見なされる

- ☞ クレジット期間の更新要請の再審査手順は、「登録再審査の手順」と同様である(12-2参照)
- ☞ 更新されたクレジット期間の開始日は、前のクレジット期間の終了日の翌日とする

18. 小規模CDM (SSC)

18-1. 小規模CDMの定義

下記に定義される小規模CDMについては、簡易化された様式・手続きが適用可能である [CMP/2005/8/Ad1, p43-45]

☞クレジット期間を更新する場合、更新時に小規模CDMとしての定義に合致しているかどうか再評価が必要[Glos ver3, p31]

タイプ1: 最大出力が15MW(=1万5000kW) (又は同量相当分) までの再生可能エネルギープロジェクト

[CMP/2006/10/Ad1, p8 パラ28(a)]

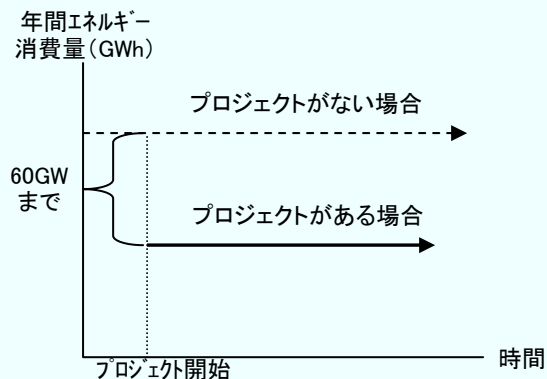
- ☞「最大出力」とは、機器・プラントの製造者の示す設備/定格容量(実際の負荷率は考慮しない)
- ☞MWと言えば、MW(電力)のことを言い、それ以外の場合には適切な換算を行うこと [Glos ver3, p31]

参考: 機器の効率 [Glos ver3, p19]

- ☞機器の効率を決定するに際して、プロジェクト参加者は以下から選択しなければならない
 - ⇒(a) 簡易化された方法論(=CMP/2006/10/Ad1 p9 パラ28)に記載されている値
 - ⇒(b) 上記(a)が活用できない場合、同タイプの機器の国内基準値
 - ⇒(c) 上記(b)が活用できない場合、同タイプの機器の国際基準値(ISOやIEC基準等)
 - ⇒(d) 上記(c)が活用出来ない場合、機器製造者の仕様値(国内又は国際的な第三者認証機関によって試験され、認証されていることが必要)
- ☞プロジェクト参加者は、当該プロジェクトのために設置された機器について、独立機関による試験結果から得られた効率データを使用することも可能

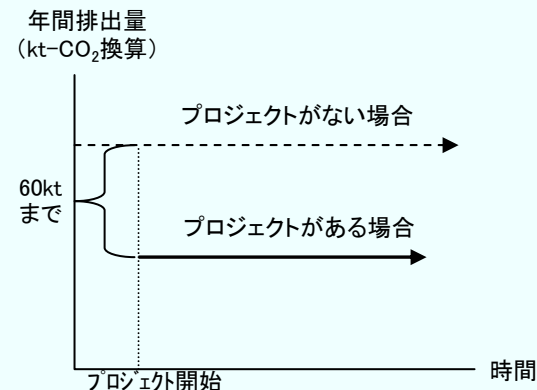
タイプ2: エネルギー供給又は需要サイドにおける、年間の削減エネルギー量が60GWh(=6000万kWh) (又は同量相当分) までの省エネルギープロジェクト

[CMP/2006/10/Ad1, p8 パラ28(b)]



- ☞需要サイド及び供給サイドの省エネルギーの両方が対象となる
 - ⇒60GWhの省エネとは、15MWの設備が4000時間稼働した場合や、 $60 \times 3.6 \text{ TJ} = 216 \text{ TJ}$ (テラジュール: 兆ジュール) と同等である [Glos ver3, p31]

タイプ3: その他、年間の排出削減量がCO2換算で60kt(=6万t) 未満のプロジェクト [CMP/2006/10/Ad1, p8 パラ28(c)]



2つ以上の活動(component)に構成されるプロジェクト

- ◆ 同じプロジェクト参加者によって実施され、2つ以上の異なる活動によって構成される一つのプロジェクトについては、それぞれの活動について承認された分類/方法論を適用することが必要 [Glos ver3, p25]
- ◆ 一つのプロジェクトにおけるそれぞれの活動は、その他の活動から投入を受ける(又はその他の活動に投入する)ことが必要 [Glos ver3, p25]
- ◆ (小規模CDMの)同じタイプに属する活動の合計規模は、小規模CDMの定義を超えてはならない [EB28 Rep, パラ56]
- ◆ 2つ以上の活動で構成されるプロジェクトであっても、PDDの中でタイプ・分類及び技術/対策に関するセクションと、ベースライン・モニタリング方法論の適用に関するセクションについて、活動別に別々に説明すれば、1つのPDDで提出することが可能 [EB28 Rep, パラ57]
 - ☞ 2つのプロジェクトであっても、同様の機器を用いて同様の出力である場合、「同じ技術」を採用していると思なされる
 - ☞ 2つのプロジェクトであっても、同様の手法を用いて結果として同様の影響をもたらしている場合、「同じ対策」を用いていると思なされる

[Glos ver3, p28]

参考: 小規模CDMの定義を逸脱した場合

もしクレジット期間内のいずれかの年において小規模CDMの定義を逸脱してしまった場合、プロジェクト参加者が請求できる排出削減量の上限は小規模CDMのPDDで見積もった当該年の最大排出削減量となる

[Glos ver3, p30]

18-2. 簡易化されたルール・手続き

- ◆小規模CDMの定義に合致する場合、その取引コストを下げるため、通常のCDMプロジェクトと比べて、以下のような点で手続きが簡易化されている

[CMP/2005/8/Ad1, p45 パラ9]

- ☞複数の小規模プロジェクトをバンドリング(一括化)して、手続き(PDD作成、有効化審査、登録、モニタリング、検証・認証)を行うことが可能
- ☞プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
- ☞ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
- ☞モニタリング費用削減のため、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
- ☞同じDOE(指定運営組織)が有効化審査と検証・認証を行ってもよい

- ◆その他に手続き面で以下のような違いがある

- ☞EB-RITによる査定において、まず専門家が査定を行い、メンバーに対して10日(大規模CDMは15日)以内に提出する。メンバーは、専門家と協議しつつ審査・最終決定し、5日(大規模CDMは10日)以内にUNFCCC事務局に提出する。[EB29 Anx14, パラ24-25]
- ☞CDM理事会による登録に際し、再審査の要求がない限り4週間(大規模CDMは8週間)以内に登録される [CMP/2005/8/Ad1, p48 パラ24]

参考: 簡易化されたベースライン・モニタリング方法論

- ☞小規模CDMプロジェクトのみに適用可能な、簡易化された承認済み小規模CDM方法論がある
- ☞「小規模CDMの簡易化された方法論に関する一般ガイダンスバージョン1.2」がある[EB41 Anx20]
- ☞通常のCDMと同様に、「承認済み小規模CDM方法論の適用に関する追加説明の要請手順バージョン1」がある[EB34 Anx6]
- ☞同じく、「承認済み小規模CDM方法論の改定要請に関する手順バージョン1」がある[EB34 Anx7]
- ☞同じく、「小規模CDMの新方法論の提案に関する手順バージョン3」がある[EB40 Anx2]

小規模CDMの追加性 <http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies/AppB_SSC_AttachmentA.pdf>

- ◆プロジェクト参加者は、以下に定義される「障壁」が一つ以上あるために、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないこと(追加性があること)を説明しなければならない

投資障壁

- ☞当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

技術的障壁

- ☞当該プロジェクトで採用する新技術のリスク(性能の不確実性や市場普及率の低さに起因)を低減する、技術的には低い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

一般的な慣行に伴う障壁

- ☞一般的な慣行、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術(ただし排出量は増大)がある

その他の障壁

- ☞プロジェクト参加者が特定するその他の障壁(制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力)によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

- ◆上記のような障壁を根拠とせずに、定量的な根拠を用いて、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないことについて説明してもよい

18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化)

バンドリング(一括化) [Glos ver3, p12]

- ◆バンドリングとは、複数の小規模CDMプロジェクトを、それぞれのプロジェクトの独自性(技術/対策、場所、簡易化された方法論の適用方法等)を保ちつつ、1つのCDMプロジェクト又は1つのプロジェクト・ポートフォリオとして形成すること
- ◆バンドルされたプロジェクトは、1つ以上のサブバンドルから構成される。
 - ☞ サブバンドルは、技術/対策、場所、方法論の適用等の特徴について、それぞれが固有のものを持っている
 - ☞ サブバンドルとは、「バンドルされたプロジェクトの中で、同じ特徴を持ったプロジェクトの集合(サブバンドル内の全てのプロジェクトは同じプロジェクトタイプに属す)」のこと
- ◆サブバンドルは小規模CDMの同じタイプに属し、それらの合計規模(タイプ1であれば最大出力、タイプ2であれば省エネ量、タイプ3であれば排出削減量)は、小規模CDMの上限を超えてはならない

デバンドリング(細分化) [EB36 Anx27]

- ◆デバンドリングとは、大規模なプロジェクトを細分化することと定義され、デバンドリングされたプロジェクトは、小規模CDM用の簡易化されたルール・手続きを適用することはできない
- ◆以下の全ての条件に当てはまる別の小規模CDMプロジェクトが登録又は登録申請されている場合、デバンドリングされたと見なされる
 - ☞ プロジェクト参加者が同じ
 - ☞ プロジェクトの分野、技術/対策が同じ
 - ☞ 登録が2年以内
 - ☞ それぞれのプロジェクト・バウンダリー(境界)の最短距離が1 km以内
- ◆提案された小規模CDMプロジェクトが、デバンドリングしたと見なされた場合であっても、以前に登録された小規模CDMプロジェクトとの合計した規模が小規模CDMの上限を超えない場合には、小規模CDM用の簡易化されたルール・手続きを適用することが可能

一般的な特徴 [EB34 Anx10, para1-8]

- ☞ バンドリングを希望する場合、登録申請時に行うこと
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトの構成は、途中で取り除いたり加えたりすることはできない
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、全て同じクレジット期間となる
- ☞ プロジェクト参加者は登録申請時に以下に関する書面を提出する
 - ⇒ 全てのプロジェクト参加者が、それぞれの個別のプロジェクトがバンドルの一部を構成することに合意していること
 - ⇒ 全てのプロジェクト参加者を代表し、CDM理事会と連絡を行う参加者
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、CDM理事会に対して単一で申請を行い、バンドル合計の年間平均排出削減量に基づいて登録料を支払う
- ☞ 関係締約国又はCDM理事会メンバー3名よりプロジェクトに対して再審査の要請があった場合、バンドルされたプロジェクト全体が再審査の対象となる
- ☞ 登録申請時には、バンドリングに関連する情報を用紙「F-CDM-BUNDLE」に記入して提出しなければならない

承認の書面 [EB34 Anx10, para15]

- ☞ (複数の)ホスト国による承認レターは、締約国が自分の領土内でプロジェクトが行われていることについて承知していることを記載しなければならない

包括的なモニタリング計画 [Glos ver3, p24]

- ☞ 複数の小規模CDMプロジェクトをバンドリング(一括化)する場合、それぞれのプロジェクト別にモニタリング計画を適用する、又はバンドリングされた複数のプロジェクト全体からの排出削減量の計算に必要なデータを一括して収集・保管する包括的なモニタリング計画を適用することも可能
 - ⇒ 同じ分野の同じ技術/対策を用いる複数のプロジェクトのみ、包括的なモニタリング計画を適用できる

有効化審査・検証 [EB34 Anx10, para12-14]

- ☞ バンドルされたプロジェクトは、1つのDOEが有効化審査できる
- ☞ 1つの検証報告書で可
- ☞ バンドルされた全てのプロジェクトのクレジットの発行は、同時、同時期に行われ、1つの識別番号が付けられる

19. 新規植林・再植林(A/R) CDM

19-1. A/R CDMの概要

新規植林・再植林(Afforestation and Reforestation: A/R) CDMの規定・手続きは、プロジェクトの流れ、プロジェクト設計書(CDM-AR-PDD)の内容、有効化審査と検証等について、排出削減型CDMとほぼ同様である。排出削減型CDMとA/R CDMとの最も大きな違いは、炭素吸収の非永続性である。温室効果ガスの排出削減は、永続的な削減となるのに対して、A/R CDMにおいて木等に吸収された二酸化炭素は、森林火災や害虫による枯死木等によって、大気中に再放出される可能性がある。この非永続性を解決するため、短期期限付きクレジット(Temporary CER : **tCER**)・長期期限付きクレジット(long-term CER : **iCER**)という異なったタイプのクレジットが発行される。

A/R CDMプロジェクトのための土地の適格性 [EB35 Anx18]

◆1. プロジェクト参加者は、プロジェクト・バウンダリー内の土地がA/R CDMに適格である根拠を、以下の手順で示すことが必要

- ☞ (a) プロジェクト開始時にその土地が森林を含まないことについて、以下に関する透明性のある情報を提出する
 - ⇒ その土地の植生が、ホスト国が定義する森林の定義に満たないこと
 - ⇒ その土地の全ての自然若木および栽培樹木が、ホスト国が定義する森林の最低樹冠率や高さに届かないと見込まれること
 - ⇒ その土地が、伐採等の人為的活動や自然原因の結果、一時的に木のない状態ではないこと
- ☞ (b) 活動が植林・再植林であることを示す
 - ⇒ 再植林プロジェクトの場合、その土地が森林でないための上記条件(a)が1989年12月31日時点にも当てはまること
 - ⇒ 新規植林プロジェクトの場合、その土地の植生が少なくとも50年間ホスト国が定義する森林の定義よりも低いこと

◆2. 上記のステップ1(a)と1(b)を示す際、プロジェクト参加者は、ホスト国が定義した森林の基準に沿って、森林と非森林を確実に区別するための情報を提供すること

- ☞ (a) 地上の参照データによって補足された航空写真又は衛星イメージ
- ☞ (b) 地図や空間データベースからの土地利用または土地被覆情報
- ☞ (c) 地上調査結果(許可制度による土地利用・土地被覆に関する情報、計画、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等)

上記オプションが活用又は適用不可の場合、プロジェクト参加者は 参加型農村調査法(PRA: Participatory Rural Appraisal)によって作成された証言書面を提出すること

- ☞ 非付属書I国がその国のDNAを通じてCDM理事会に以下の事項を選択・報告した場合、ホスト国としてA/R CDMプロジェクトを行なうことが可能
 - (a) 最低樹冠率が10～30%以上であること
 - (b) 最低土地面積が0.05～1.0ヘクタール以上であること
 - (c) 樹木が最低2～5m以上の高さであること
- [CDM A/R M&P, p17 ㍻7-8]
- ☞ 上記の事項については変更することも可能[EB40 Anx1]

A/R CDMのクレジット期間

[CMP/2005/8/Ad1, p67 ㍻23]

- ☞ クレジット期間は、A/R CDMプロジェクトの開始時点から、以下のいずれかまでである
 - ⇒ 最大20年、2回更新可能(合計最大60年)
 - ⇒ 最大30年、更新なし

☞ 2000年1月1日以降に開始されたA/R CDMプロジェクトは、2005年末を過ぎてから有効化及び登録することが可能(ただし、最初の検証がプロジェクトの登録日以降に実施される場合)

☞ クレジット期間の開始日が、プロジェクトの開始日と同じと仮定した場合、2000年以降に開始されたプロジェクトは、プロジェクトの開始日以降のtCERs/iCERsを獲得することが出来る [EB21 Rep, ㍻64]

☞ A/R CDMの(クレジットの)最初の検証・認証時期はプロジェクト参加者が選べる。その後は、クレジット期間が終わるまで**5年毎**に検証・認証を行うことが必要。[CMP/2005/8/Ad1, p69 ㍻32]

19-2. A/R CDMの非永続性 (tCER及びiCER)

◆短期期限付きクレジット(tCER)・長期期限付きクレジット(iCER)

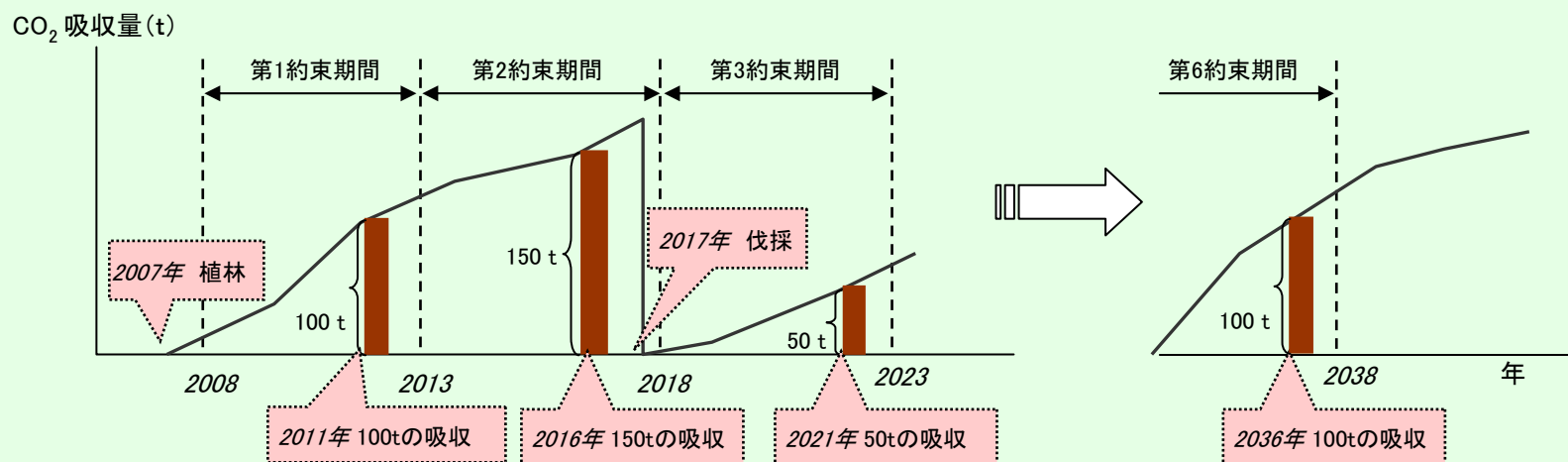
- ☞ プロジェクト参加者は、A/R CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、下記アプローチのいずれかを選択しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p70 パラ38]
 - (a) プロジェクト開始日以降当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのtCERの発行
 - (b) 各検証期間中に当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのiCERの発行
- ☞ 上記で選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない

tCER・iCERの有効期限

- ☞ 各tCERは発行された約束期間の次期約束期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ42]
- ☞ 各iCERは当該クレジット期間の終了時、又は更新可能なクレジット期間が選択された場合は、当該プロジェクトの最終クレジット期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ46]

例: A/R CDMによる温室効果ガス純吸収量の変化

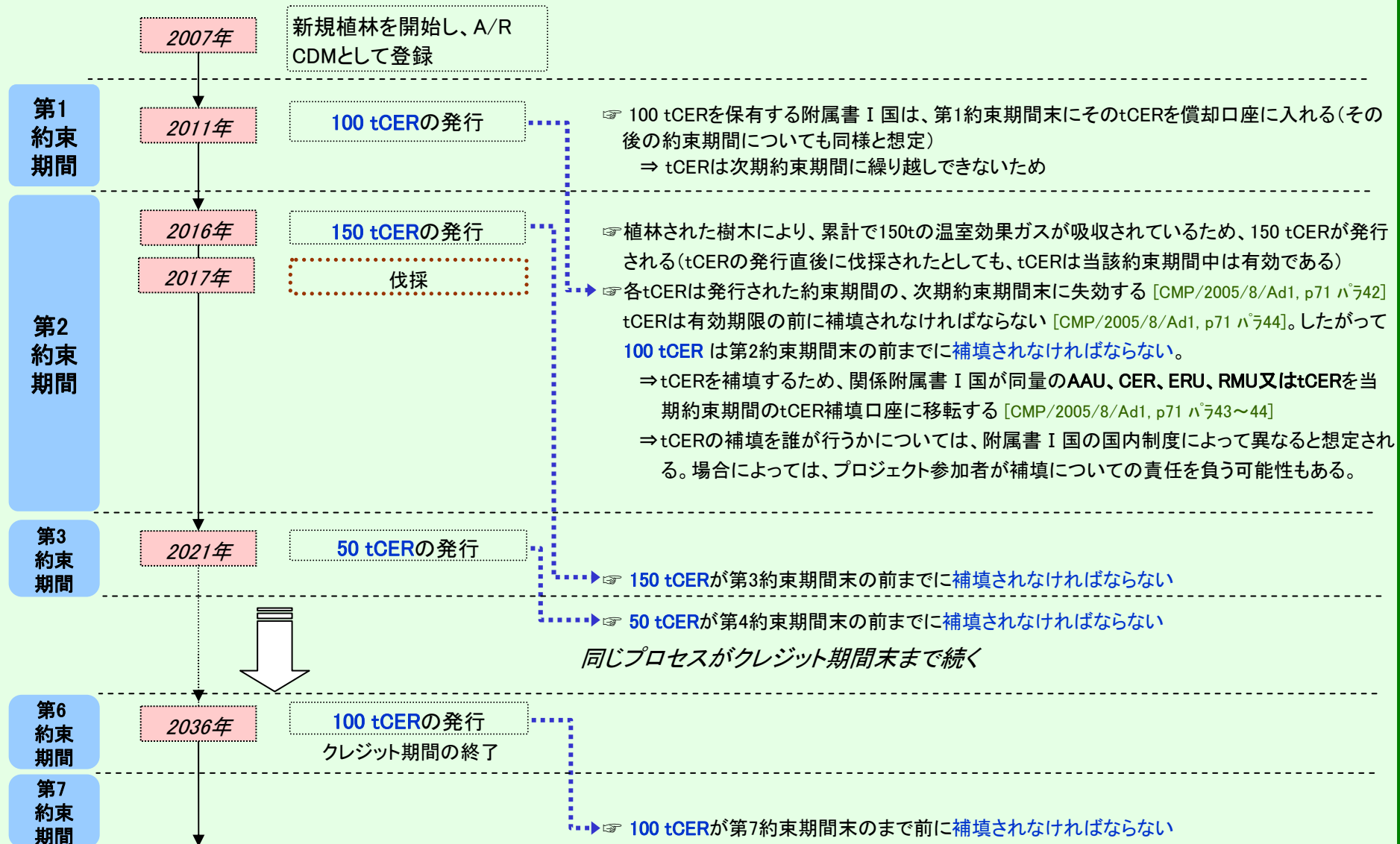
- ◆ 下図はA/R CDMプロジェクトによる温室効果ガス吸収量の変化を表している。次の2頁のtCER及びiCERの発行と有効期限についての説明は、下図に示す仮定に基づく
 - ☞ 2007年に新規植林
 - ☞ 2011年に第1回目のtCER又はiCERが発行される。第1及び第2約束期間の間、樹木は成長し、2016年に第2回目のtCER又はiCERが発行される。
 - ☞ 各約束期間は5年間で仮定
 - ☞ 第2約束期間終了前の2017年に伐採され、2021年に第3回目の発行が行われる。最後の発行は2036年となる。
 - ☞ 発行された各tCER又はiCERは締約国の数値目標達成のために活用される
 - ☞ クレジット期間は30年間(更新なし)



例: tCERの発行から補填までの流れ

プロジェクト活動

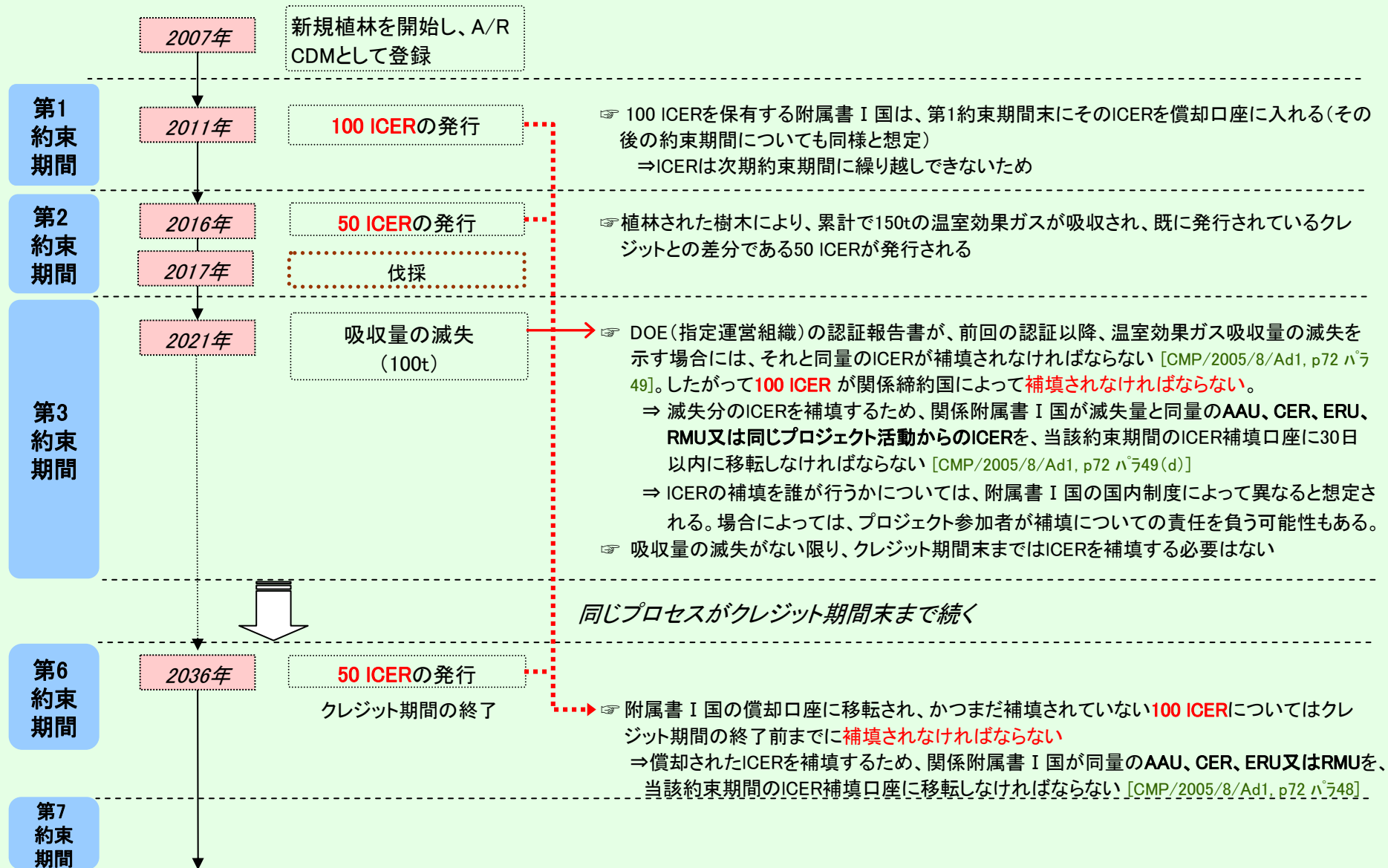
附属書 I 国における取り扱い



例: ICERの発行から補填までの流れ

プロジェクト活動

附属書 I 国における取り扱い



19-3. 小規模A/R CDM

小規模A/R CDMの定義

- ◆ 小規模A/R CDMプロジェクトは年間16,000 t-CO₂以下の純吸収量であること [EB37 Rep, パラ55]
 - ☞ 16,000 t-CO₂は各検証期間中の年平均純吸収量のこと [CP/2004/10/Ad2, p26 パラ(b)]
- ◆ ホスト国が定義する「低所得者地域」において開発又は実施されたものであること [CMP/2005/8/Ad1, p62 パラ(i)]
 - ☞ CDM理事会への有効化審査報告書の提出に際して、DOEがプロジェクト参加者より、上記についての宣言書を受領していることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p85 パラ15(b)]

小規模A/R CDMプロジェクトによる純吸収量が年間16,000 t-CO₂以上となる場合、過剰分については、**tCER**又は**iCER**が発行されない [CMP/2005/8/Ad1, p62 パラ(i)]

「バンドリングに関する一般原則 [EB12, Anx 21]」は小規模A/R CDMプロジェクトには必ずしも適用されない [EB32 Rep, パラ42]

小規模A/R CDMの簡易化されたルール・手続き

- ◆ 取引費用を削減するため、小規模A/R CDMについては、以下のような点で手続きが簡易となる [CMP/2005/8/Ad1, p82 パラ1]
 - ☞ プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
 - ☞ ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
 - ☞ モニタリング費用削減のため、モニタリングの要件の簡易化を含め、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
 - ☞ 同じDOE(指定運営組織)が有効化審査と検証・認証を行ってもよい
- ◆ 小規模A/R CDMプロジェクトには以下が適用される
 - ☞ 気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる徴収分(SOP-Adaptation)の免除
 - ☞ プロジェクトの登録料、及びCDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin)について減額する [CMP/2005/8/Ad1, p83 パラ13]

☞ 「小規模A/R CDMプロジェクト用の簡易化されたPDD (CDM-SSCAR-PDD)及び小規模A/R CDMプロジェクト用方法論提出用紙(F-CDM-SSC-AR-Subm) 記入用のガイドライン第5版」が公開されている [EB35 Anx23]

20. プログラムCDM

プログラム活動(PoA)の定義 [EB32 Anx38]

- ◆ **プログラム活動(programme of activities: PoA)**とは、企業又は公的主体が自主的かつ調整して実施する、政策・措置又は目標設定(例えばインセンティブ付与や自主的プログラム)による活動のことを言う
 - ⇒ これらの活動は、追加的な温室効果ガスの排出削減又は吸収源による吸収増大をもたらすことが必要
 - ⇒ プログラム活動の中で実施される**CDMプログラム活動(CDM program activities: CPAs)**の数には制限がない
- ◆ プログラムCDMの手続きには、最新バージョンの「プログラム活動を一つのCDMプロジェクトとして登録し、それらの活動からCERを発行するための手続き[EB32 Anx39]」を適用することが必要

バウンダリー

- ⇒ **PoA**の物理的な範囲は、複数の国にまたがることが可能
- ⇒ その場合、参加するそれぞれの(非附属書Ⅰ国の)ホスト国が**PoA**そして全ての**CPA**が持続可能な開発の達成に貢献することを確認していることが必要

調整又は管理主体

- ⇒ **PoA**は、その調整又は管理を行う主体によって提案されることが必要。それらの主体は関係締結国のDNAからプロジェクト参加のための承認(authorization) (4-6参照)を受けており、また関係主体間の連絡方法(4-7参照)に基づいて、CERの分配に関する事項を含むCDM理事会との連絡手順についても特定していることが必要。

ベースラインと追加性

- ⇒ **PoA**に含まれる全ての**CPA**は、同じ承認済み方法論を適用する
- ⇒ **PoA**の中のそれぞれの**CPA**について、排出削減又は吸収増大の追加性を証明することが必要
- ⇒ 承認済み方法論が統合化以外の目的で保留又は撤廃された場合、(当該方法論を適用して)新しい**CPA**を**PoA**に追加することはできない。当該承認済み方法論が改定又は統合方法論によって代替された場合、**PoA**もそれにしたがって改定し、変更点についてDOEの有効化審査を受け、CDM理事会に承認される必要がある。CDM理事会の承認以降に追加される**CPA**は、新しい**PoA**に沿っていることが必要。承認済み方法論が保留される前に含められた**CPA**については、クレジット期間の更新時には新しい**PoA**に沿うことが必要。

モニタリング

- ⇒ それぞれの**CPA**による排出削減量又は吸収増大量は、登録された**PoA**に適用されているモニタリング計画に従って計測することが必要
- ⇒ 検証するための方法(無作為サンプル調査含む)は、排出削減量又は吸収増大量の正確性が確保されるものでなくてはならない

地方・地域・国家の政策・規制の扱い

- ⇒ **PoA**は、地方・地域・国家の政策・規制に関する全てのCDM理事会の最新ガイダンスに従うことが必要
- ⇒ 義務的な地方・地域・国家の政策・規制に関する**PoA**は、それらの政策・規制が体系的に執行されていなければプログラムCDMとして承認可能である。執行されている場合、**PoA**は義務的に要求されるレベルを超える影響を与えることが必要。

ダブル・カウント

- ⇒ **PoA**の調整主体は、**PoA**に含まれる全ての**CPA**が、個別のCDMプロジェクトとして登録されておらず、また他の登録された**PoA**に含まれていないことを確実にするための措置を特定することが必要
- ⇒ これらの措置はDOEによって有効化審査及び検証される

有効期間とクレジット期間

- ⇒ それぞれの**CPA**は、登録された**PoA**に加えられる時に、クレジット期間の開始及び終了日を含め、明白な方法で個別に特定、定義されることが必要
- ⇒ **PoA**の有効期間は28年(A/Rプロジェクトについては60年)を最長とし、**PoA**の登録申請時に、調整又は管理主体によって決められていることが必要
- ⇒ 有効期間内であればいつでも、調整又は管理主体が**CPA**を**PoA**に加えることが可能。その際には、規定用紙を用いて、DOEを通じてCDM理事会に提出する。
- ⇒ **CPA**のクレジット期間は、最大7年間(A/Rプロジェクトについては最大20年間)で最大2回更新可能とするか、最大10年間(A/Rプロジェクトについては最大30年)で更新なしのいずれかとする。ただし、追加された時期に関わらず、**CPA**のクレジット期間は**PoA**の最終日までに限られる。

PoAの登録料 [EB33 Rep, パラ60]

- ⇒ 当該CDMプロジェクトのクレジット期間全体における平均年間排出削減量を乗じた額とする
- ⇒ **PoA**の登録料は、**PoA**登録申請時の**CPA**合計の年間排出削減量を基準として計算する。計算方法は通常のルールと同様。(12-3参照)
- ⇒ 後から追加される**CPA**については、登録料を支払う必要はない。費用は調整又は管理主体が事務局に支払う。

21. 共同実施(JI)

21-1. JIの手続きの流れ

トラック1とトラック2について

◆ JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格(24-1参照)を有しているかどうかによって、ERU(Emission Reduction Unit)の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

トラック1

ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ23]

- ☞ JIは、数値目標が設定されている附属書 I 国間での排出枠の取得・移転であり、附属書 I 国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、(ホスト国が自国の国の排出量を正確に算定できる場合は) ERU発行についてはホスト国が決めてよいことになっている
- ☞ 京都メカニズム参加資格を有しているホスト国であっても、JI監督委員会のもとでの検証(トラック2)を選択することは可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ25]

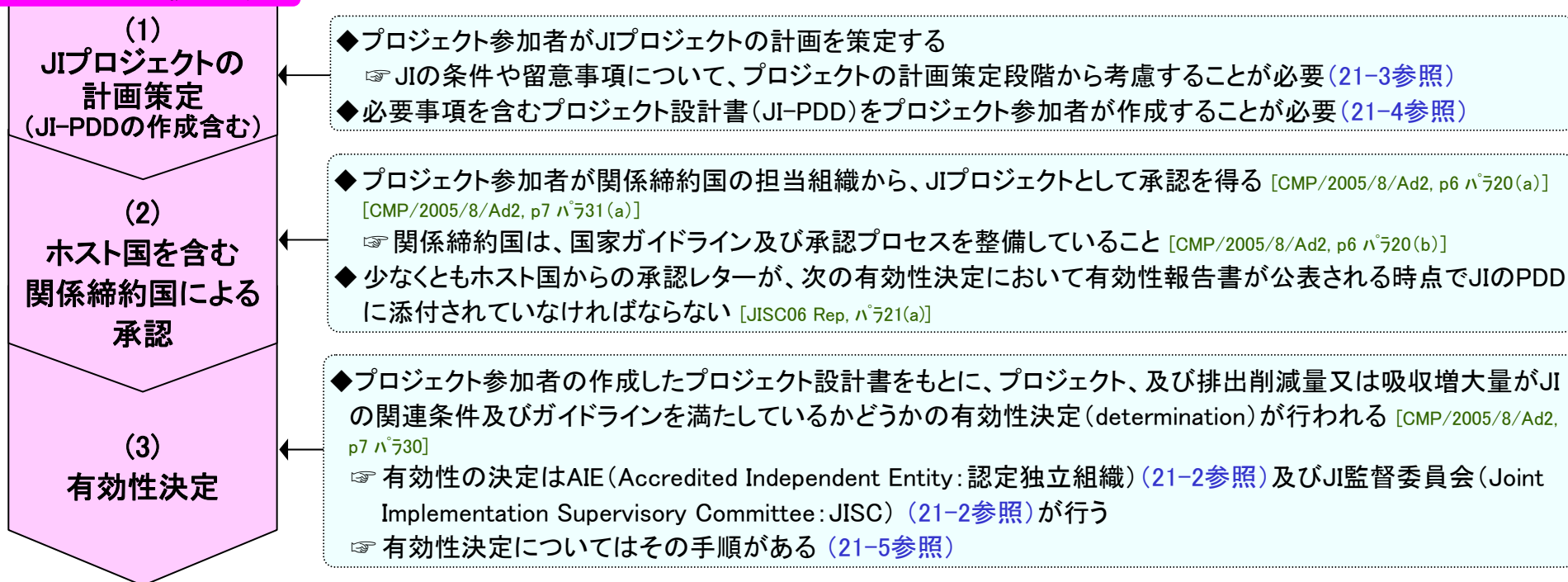
トラック2

ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順となる

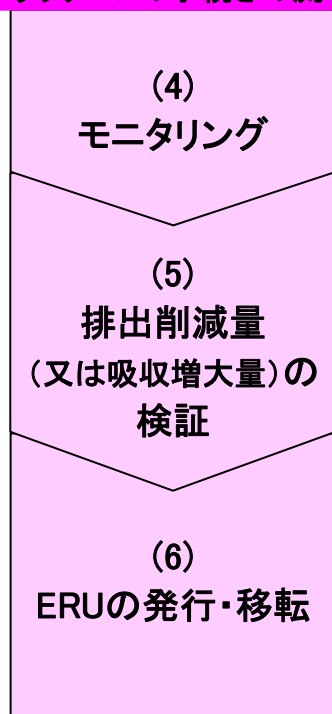
[CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ24]

- ☞ トラック2の場合であっても、ERUの発行・移転のためには、ホスト国が以下の条件を満たしていることが必要
 - ⇒ 京都議定書締約国であること
 - ⇒ 割当量を算定、記録していること
 - ⇒ 国別登録簿を整備していること

トラック2 JIの手続きの流れ



トラック2 JIの手続きの流れ



◆ プロジェクト参加者がJIプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量又は吸収増大量の決定に必要なモニタリングを行う [CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ56][CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ58]

☞ モニタリングは、PDDに記載されているモニタリング計画に沿って行う

◆ 検証(verification: マラケシュ合意においてはdeterminationという言葉が使われている)とは、モニタリング結果について定期的に独立審査を行い、温室効果ガスの排出削減量又は吸収増大量を事後的に決定すること [CMP/2005/8/Ad2, p6 パラ36~37]

☞ 検証はAIE及びJI監督委員会が行う

☞ 検証にはその手順がある(21-6参照)

◆ 最初の検証報告書が公表される前に、ホスト国以外の関係締約国からの承認レターがAIEに提出されていないなければならない [JISC06 Rep, パラ21(b)]

◆ ホスト国が、自国の国別登録簿において、自国のAAU又はRMUを、ERUに転換することによって発行する [CMP/2005/8/Ad2, p29 パラ29]

☞ ERUは2008年(第1約束期間の開始年)以降に始まるクレジット期間に対してのみ発行される

[CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]

◆ ERUはプロジェクト参加者の国別登録簿内の保有口座に移転される

☞ トラック2 JIではホスト国が京都メカニズム参加資格を有していなくても移転が可能 [CMP/2005/8/Ad2, p9 パラ41]

トラック2 JIの正式な開始

◆ トラック2 JIの手続きは2006年10月26日に正式に開始されている [JISC06 Rep, パラ19]

参考: JIの各種ルールの見直し [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ8]

JIの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく

☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う

☞ 見直しは、JI監督委員会、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

☞ 各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない

トラック1 JIの手続きの流れ

◆ トラック1 JIの場合の手続きについては、特に決められたものはない

◆ ただしJIプロジェクトがJIとしての条件や留意事項を満たしていること、関係締約国から承認を得ていることが必要である

◆ 温室効果ガスの排出削減量又は吸収増大量の決定についてはAIEやJISCが関与する必要はなく、基本的にはホスト国とプロジェクト参加者との間の合意によって決定される

◆ ERUをプロジェクト参加者に移転する場合、当該プロジェクト参加者に参加の承認(authorization)を与えている締約国が、京都メカニズムの参加資格を有していることが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ29]

21-2. JIの関係主体

トラック1 トラック2

COP/MOP(京都議定書の締約国会合)

- ◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、JIの実施に関してガイダンスを与え、JI監督委員会に対して権限を行使する [CMP/2005/8/Ad2, p3 パラ2]

トラック1 トラック2

DFP(指定担当機関) [CMP/2005/8/Ad2, p6 パラ20]

- ◆ JIの関係締約国は、JIプロジェクト承認のための担当組織であるDFP(Designate Focal Point: 指定担当機関)、国家承認ガイドライン・手順(利害関係者のコメントの考慮、モニタリング・検証を含むこと)をUNFCCC事務局に報告することが必要

トラック2 JI監督委員会(JISC)

- ◆ JI監督委員会(Joint Implementation Supervisory Committee: JISC)は、トラック2 JIの管理・監督機関で、COP/MOP1で設立された [CMP/2005/8/Ad2, p14 パラ1]
 - ☞ マラケシュ合意においては「6条監督委員会」という名称であった
 - ☞ IE(Independent Entity: 独立組織)の認定(accreditation)、JIプロジェクト設計書の様式の策定・改定、各種ガイダンスの策定、JIプロジェクトから発生するERU検証の監督等を行う [CMP/2005/8/Ad2, p14 パラ2] [CMP/2005/8/Ad2, p3 パラ3]
- ◆ CDMにおけるCDM理事会(4-3参照)に該当する

CDM理事会と異なる主な点

- ◆ ベースライン・モニタリング方法論の審査や承認は行わない
 - ☞ JIにおいては、プロジェクト毎に、ベースライン設定及びモニタリングに関する基準(21-4参照)に従って、それらを設定・策定することとなっているため [CMP/2005/8/Ad2, p8 パラ31(c)]
- ◆ JIプロジェクトの登録や、ERUの発行は行わない
 - ☞ JIにおいては、それらはホスト国が行うこととなっている [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ28] [CMP/2005/8/Ad2, p29 パラ29]

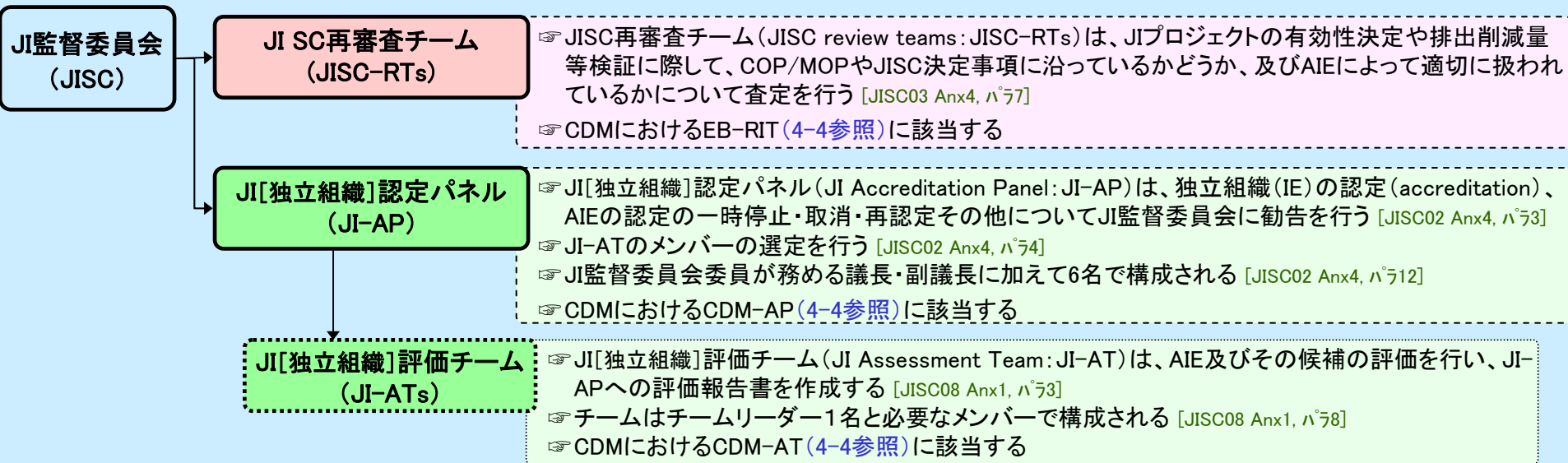
JI監督委員会の構成 [CMP/2005/8/Ad2, p4 パラ4~8]

- ☞ 委員は京都議定書締約国からの10名で構成
 - ⇒ 附属書 I 国のうち経済移行諸国3名、それ以外の附属書 I 国3名、非附属書 I 国3名、小島嶼国1名
 - ⇒ 結果として10名のうち附属書 I 国から6名、非附属書 I 国から4名となる
 - ⇒ それぞれの委員について委員代理を置く
- ☞ 委員と委員代理は、上記の各地域毎で指名された後、COP/MOPによって選出される。
- ☞ 委員の任期は2年、任期は最大2期まで
 - ⇒ 委員代理としての期間は含めない
- ☞ 設立当初は委員と代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、COP/MOPが毎年2年任期の委員と代理を各5名選出していく
- ☞ 議長と副議長は、附属書 I 国及び非附属書 I 国から1人ずつ選ぶ
 - ⇒ 毎年、附属書 I 国の委員と非附属書 I 国の委員とが交替で就任する

JI監督委員会の開催・議決

- ☞ 年に2回以上開催 [CMP/2005/8/Ad2, p4 パラ9]
- ☞ 定足数は、附属書 I 国から4名以上、非附属書 I 国から3名以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席 [CMP/2005/8/Ad2, p5 パラ14]
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した委員は投票していないものと見なされる [CMP/2005/8/Ad2, p5 パラ15]
- ☞ JI監督委員会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能 [CMP/2005/8/Ad2, p5 パラ18]

トラック2 JISC関連のパネル・チーム等



トラック2 AIE (認定独立組織)

- ◆ AIE (Accredited Independent Entity: 認定独立機関) とは、トラック2 JIのための実務上の審査機関で、主に以下の2つの機能を持っている
 - ☞ 提案されたJIプロジェクトについて有効性 (JIの関連条件とガイドラインを満たしているかどうか) の決定を行う [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ30-33]
 - ☞ 実施されたJIプロジェクトによる排出削減量又は吸収増大量がモニタリング計画に従っているかどうかについて検証を行う [CMP/2005/8/Ad2, p8 パラ37]
- ◆ CDMにおけるDOE (4-5参照) に該当する
- ◆ AIEは、JI監督委員会から認定 (accreditation) を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p3 パラ3(b)]
 - ☞ AIEとして認定されるための基準と手続きがある (CDMにおけるDOEの認定基準に準拠している) [JISC09 Anx1]

DOEと異なる主な点

- ◆ JIにおいては、CDMのような承認済み方法論がない中で、ベースラインやモニタリング方法の適切性について判断することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p8 パラ31(c)]

DOEの暫定的なAIEとしての活動

- ☞ CDMのためのDOEは、JI監督委員会が認定手続きを承認するまでの間、暫定的にAIEとして活動ができる。暫定的な手続きの下で行った適格性の決定やその他の関連する活動については、当該IEが最終的に認定された後で初めて有効となる。 [CMP/2005/8/Ad2, p15 パラ3(a)-(c)]
- ☞ 2006年11月15日までに正式に指定されたDOE (CDM理事会による暫定的な指定を含む) で、同日までにJIの認定を申請したDOEは、対応する機能及び専門分野において暫定的なAIEとして活動できる。同日までに認定を申請しなかったDOEであっても、申請した日から暫定的なAIEとして活動できる。 [JISC07 Anx2, パラ4-5]

AIEの指定の一時停止・取消、それによる既存のJIプロジェクトの影響についての規定がある [CMP/2005/8/Ad2, p9 パラ42][CMP/2005/8/Ad2, p9 パラ43~45] (CDMにおける類似規定は4-5参照)

21-3. JIのルール(CDMとの違い等)

トラック1 トラック2 JIの留意事項

◆ JIにはいくつかの要件がある。したがって、JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

- ☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減又は吸収をもたらすこと [KP 6条 パラ1(b)]
- ☞ 原子力施設から生じたERUについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p5]

◆ JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年以降に開始されたプロジェクト [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]

CDMと異なる主な点

- ◆ 吸収増大プロジェクトについては、新規植林・再植林プロジェクトのみならずその他の吸収源活動も対象となる [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ2]
☞ ただし第1約束期間に関しては、森林経営(3条4項のうちの1つ)によるクレジットの発行量は各国毎に決められた上限 [CMP/2005/8/Ad3, Apx, p9] を超えてはならない (25-3参照)
- ◆ ERUの発行の対象となるのは2008年以降に始まるクレジット期間に対してのみ [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]
- ◆ ホスト国政府による「当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」ことの確認は必要ない
- ◆ 附属書 I 国からの公的資金を活用する場合であっても、その資金がODA(政府開発援助)の流用かどうかを確認する必要はない

トラック2 CDMと異なる点 関係締約国からの承認レター

- ◆ 少なくともホスト国からの承認レターが、有効性決定のための有効性報告書が公表される時点でJIのPDDに添付されていなければならない [JISC06 Rep, パラ21(a)]
- ◆ 排出削減量又は吸収増大量に関する最初の検証報告書が公表される前に、ホスト国以外の関係締約国からの承認レターがAIEに提出されていなければならない [JISC06 Rep, パラ21(b)]

トラック2 CDMと異なる点 クレジット期間 [JI-PDD GL ver2, p7]

- ◆ プロジェクト参加者はクレジット期間の開始日について、JIプロジェクトによって最初に排出削減が実現された日、又はそれ以降から選択する
- ◆ クレジット期間は、JIプロジェクトの稼働寿命を超えてはならない
- ◆ クレジット期間の終了日は、ホスト国が承認すれば、2012年以降でも可能。第1約束期間より後にJIプロジェクトによって実現された排出削減の取り扱いについては、気候変動枠組条約の中での関連する合意によって決定する。

トラック2 JI監督委員会の活動費用負担のための手数料

- ◆ トラック2 JIの手続きにおいては、JI監督委員会の活動費用負担のための手数料があり、費用水準、支払いのタイミング等はCDMにおけるSOP-Admin (12-3参照)と同じとなっている [JISC08 Anx9]

CDMと異なる点

- ◆ JIにおいてはSOP-Adaptation (16参照)と同様のERUの徴収はない

トラック2 関係主体間の連絡方法

- ◆ トラック2 JIにおいては、プロジェクト参加者とJISCと連絡方法 [JISC08 Anx4]、プロジェクト参加者を後から追加や撤退させる時の手続き [JISC08 Anx5] [JISC09 Anx3]が定められている

21-4. JI-PDDとベースライン

トラック2

JIプロジェクト設計書 (JI-PDD)

◆ JIプロジェクト参加者は、トラック2 JIプロジェクトとしての有効性の決定のために、必要な情報を含むPDDを、AIEに提出しなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ31]

☞ JIのPDDは2006年6月15日から利用可能となっており、現在、以下の3種類のフォーマットがある

(通常の)PDD様式
(JI-PDD)

小規模JI用のPDD様式
(JI-SSC-PDD)

吸収源活動JI用のPDD様式
(JI-LULUCF-PDD)

☞ 2006年6月15日より前にホスト国からの承認を受けているプロジェクトは、JIのPDD又はCDMのPDD様式を使用する

小規模JI

☞ JIにも小規模JIプロジェクトがあり、定義は小規模CDM(18-1参照)と同じ [CMP/2006/10/Ad1, p14 パラ14]

☞ バンドリング(一括化)、デバンドリング(細分化)の規定もある [JISC06 Anx1, パラ14-23]

ベースライン設定とモニタリング計画

◆ JIプロジェクトにおけるベースライン設定及びモニタリング計画の策定は、プロジェクト毎にベースライン設定及びモニタリングに関する基準に従って、それらを設定・策定することとなっている [CMP/2005/8/Ad2, p8 パラ31(c)]

☞ ベースライン設定及びモニタリングに関する基準のためのガイダンスが公表されている [JISC04 Anx6]

◆ CDM理事会によって承認されたCDMのベースライン・モニタリング方法論(7-3参照)は、基本的にはJIについても適用可能 [CMP/2005/8/Ad2, p15 パラ4]

☞ 小規模JIプロジェクトでは、小規模CDMの簡易化されたベースライン・モニタリング方法論(18-2参照)を適用可能 [JISC06 Anx1, パラ27]

◆ 追加性の証明に関して、CDM理事会によって承認された最新の「追加性の実証・評価ツール」(参考資料1参照)を適用してもよい [JISC04 Anx6, p11 パラ2(b)(i)]

CDMと異なる主な点

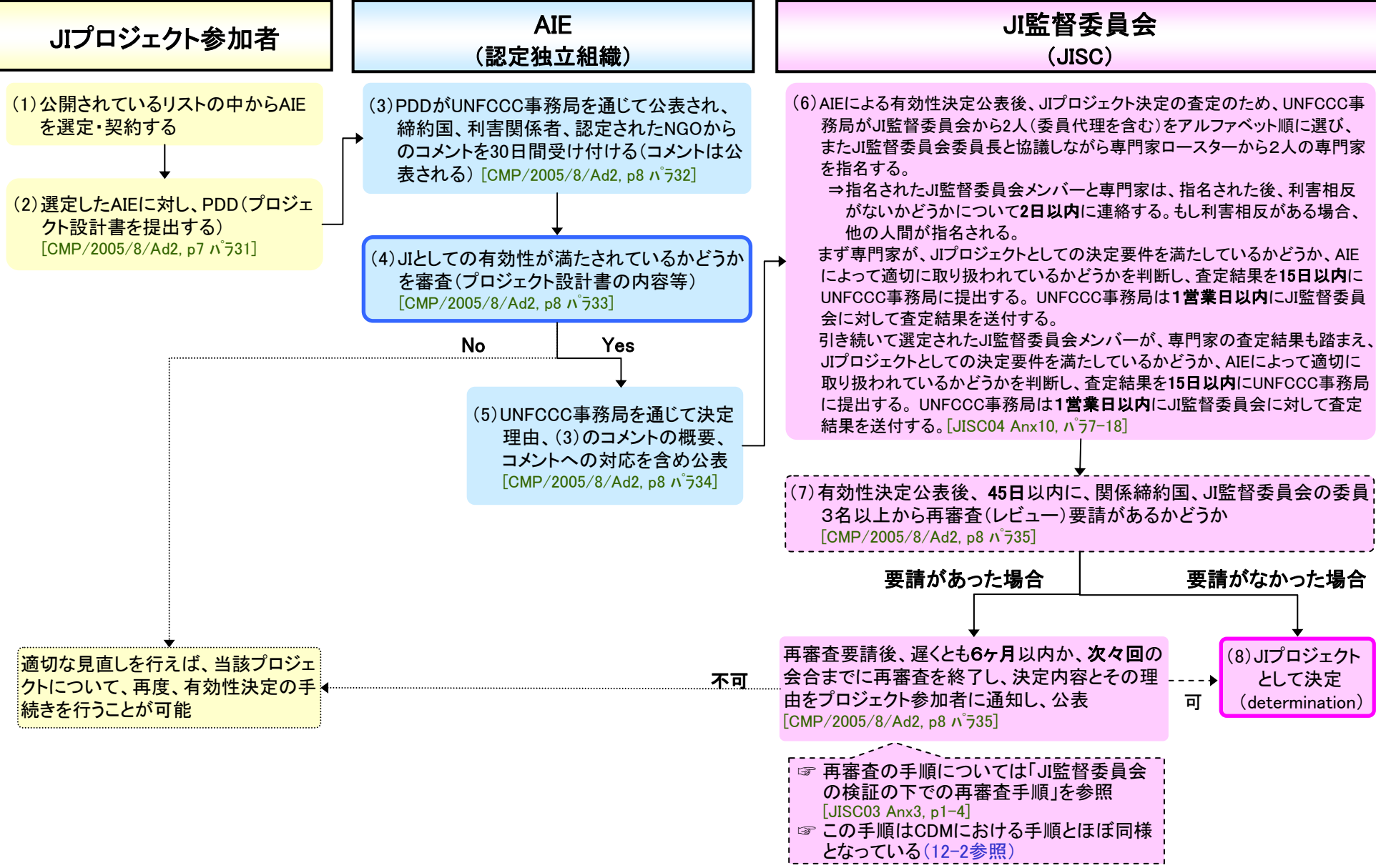
◆ プロジェクト境界について、年間排出量の1%又は2,000tのどちらか少ないレベルの排出源を含むとされている [JISC04 Anx6, p3 パラ11(a)(iii)]

◆ プロジェクト固有のベースラインだけでなく、複数プロジェクト排出係数を用いたベースラインを設定してもよい [JISC04 Anx6, p5 パラ18]

◆ モニタリングしたデータは、当該プロジェクトによる最後のERU移転から2年間の保存が必要 [JISC04 Anx6, p10 パラ38]

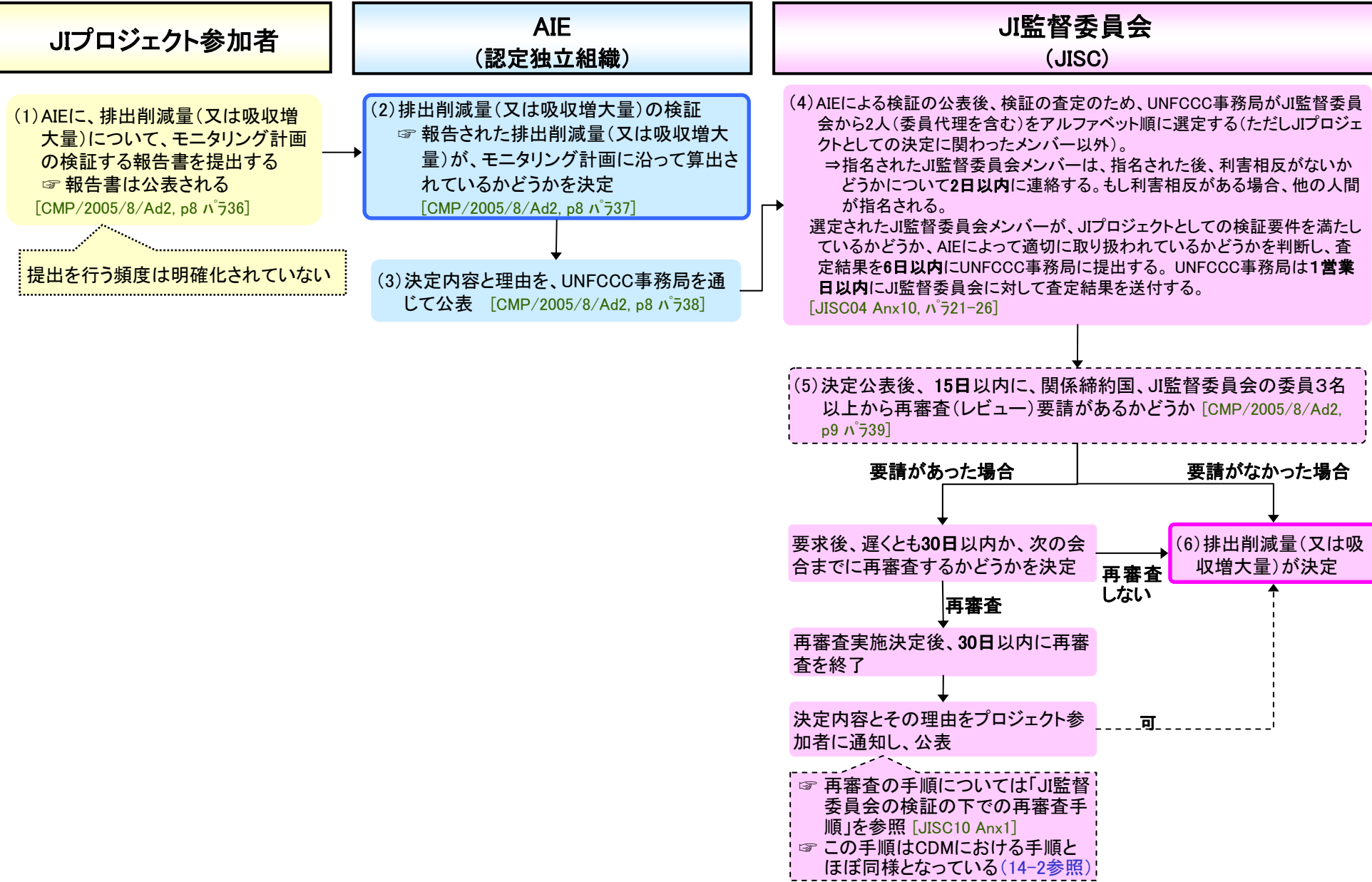
21-5. 有効性決定の手順

トラック2



21-6. 排出削減量(又は吸収増大量)の検証の手順

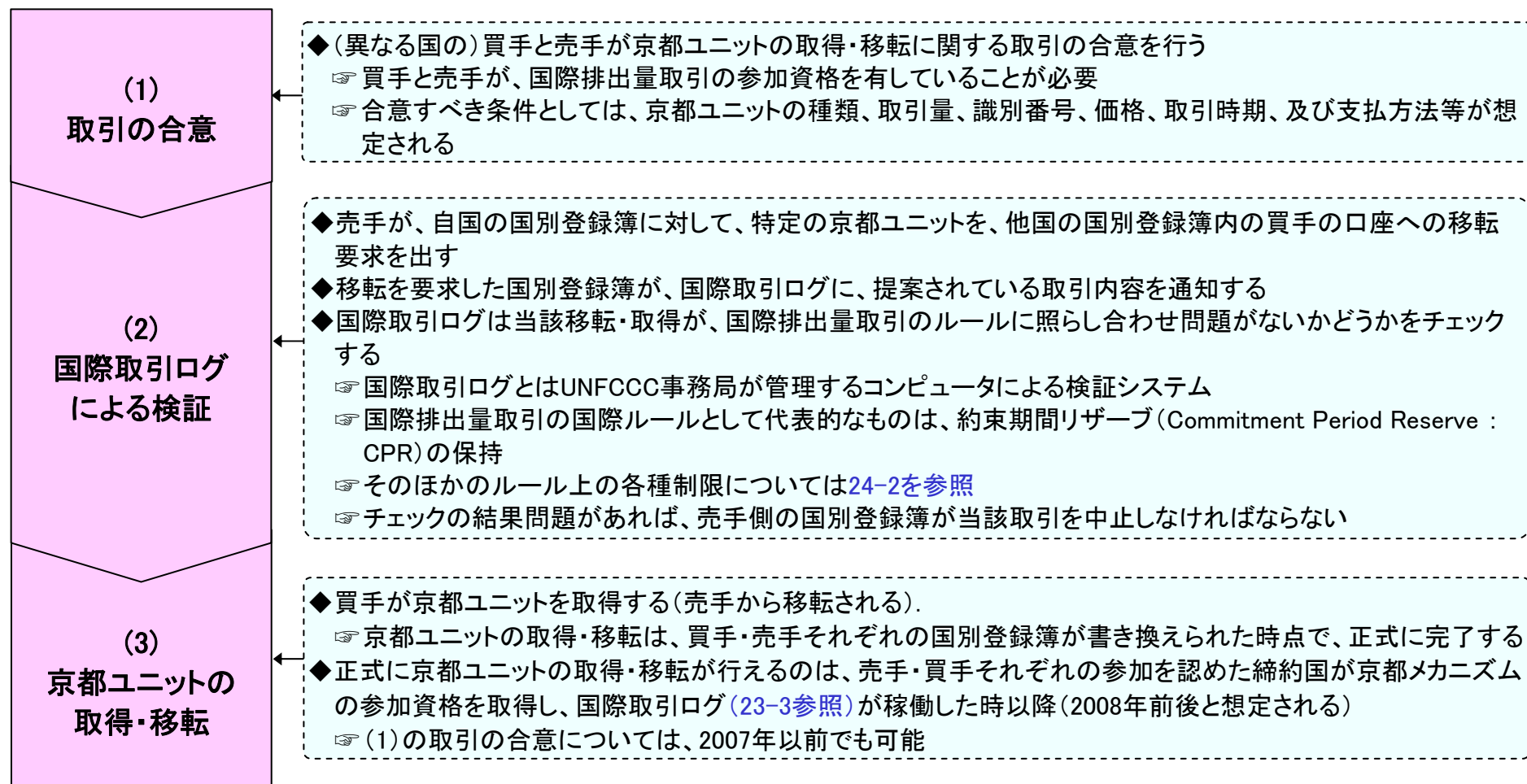
トラック2



22. 国際排出量取引

22-1. 国際排出量取引の概要

国際排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意に明確な規定はないが、締約国ないし事業者が国際排出量取引を活用して京都ユニット(ERU、CER、tCER、ICER、AAU、RMU)の取得・移転を行う手順は、以下のようにすると想定される。



参考：国際排出量取引の各種ルールの見直し [CP/2001/13/Ad2, p50 パラ2]

☞ CDMの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく

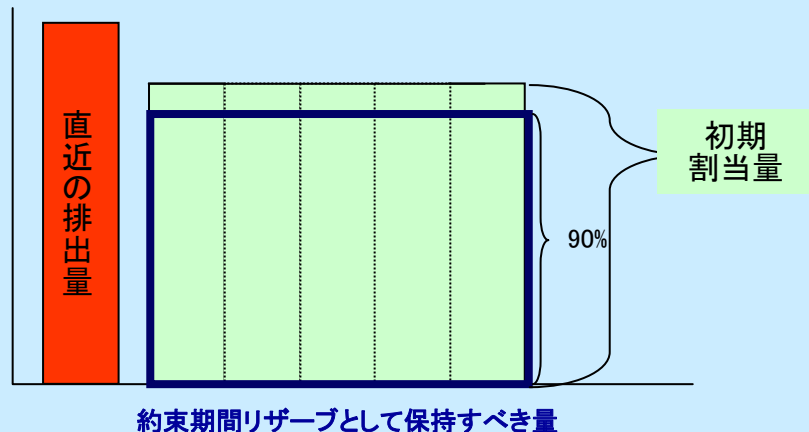
⇒ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う

⇒ 見直しは(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

22-2. 約束期間リザーブ (CPR)

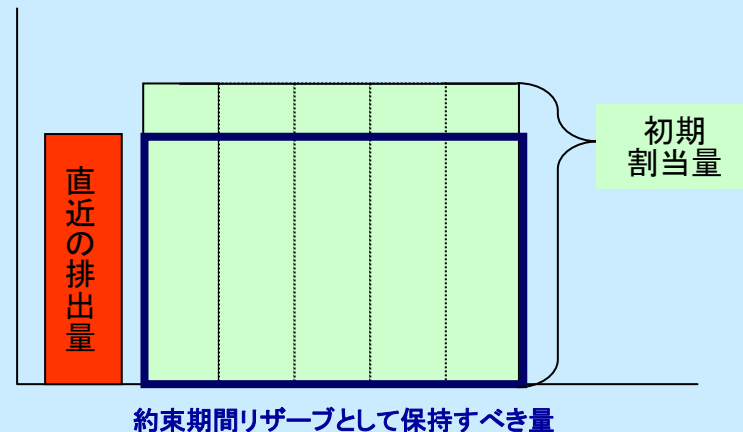
- ◆約束期間リザーブ (Commitment Period Reserve: CPR) とは、国際排出量取引において附属書 I 国が京都ユニットを売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している京都ユニットを越えてしまう (数値目標の不遵守) ことを防ぐことを目的としている
- ◆京都ユニットの移転量を制限するために、附属書 I 国はそれぞれ、以下のうちいずれか低い量の京都ユニット (AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU) を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要 (下図参照) [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ6～7]

(1) 京都議定書3条7項及び8項によって算定した割当量の90%



(2) 直近の報告における国の排出量の5倍

☞この場合、毎年、排出量が報告される度に、約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量変動する



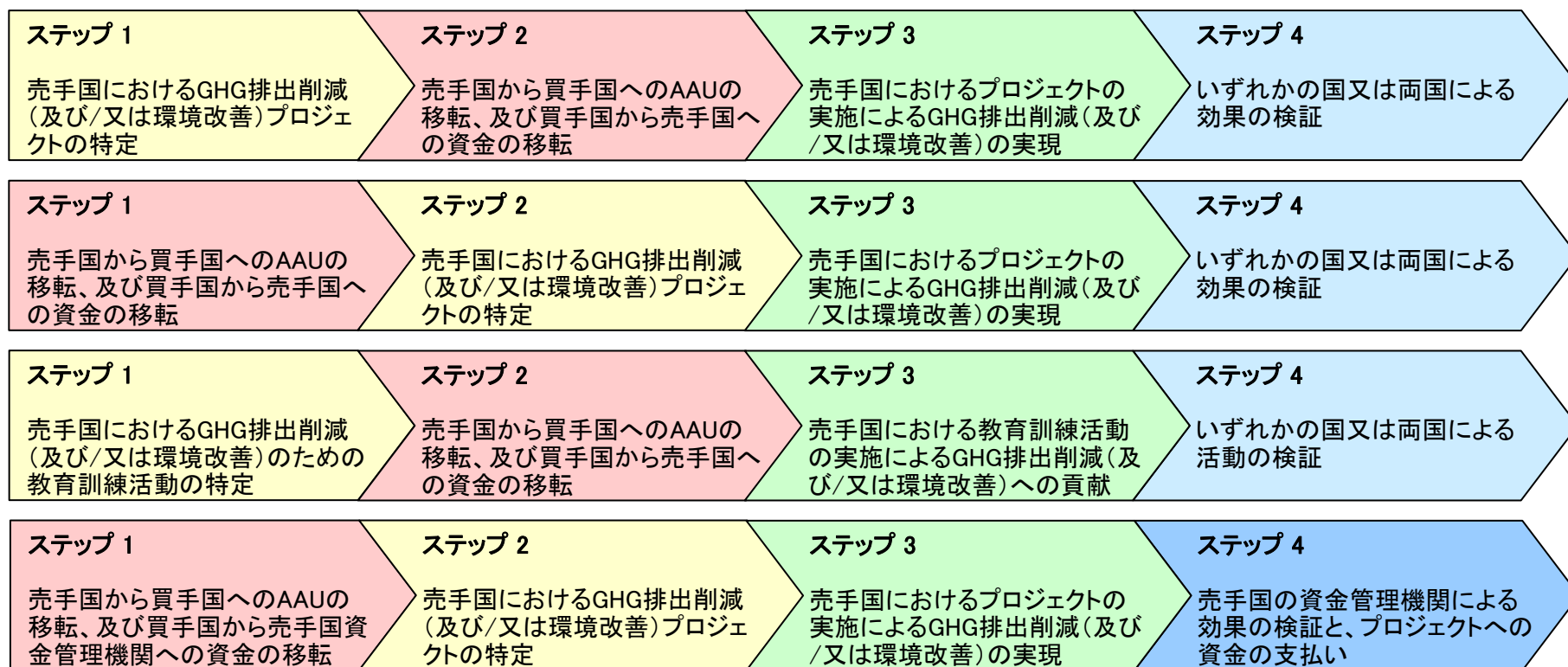
- ◆ある国際排出量取引に伴う一定量の京都ユニットの移転 (販売) によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない [CMP/2005/8/Ad2, p20 パラ8]
- ◆ケース(2)で、排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量変動し、結果として保持すべき量を下回った場合等には、当該国はUNFCCC事務局からの通報を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p20 パラ9]
 - ☞ 当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要
- ◆トラック2の共同実施 (JI) から生じたERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない [CMP/2005/8/Ad2, p9 パラ41] [CMP/2005/8/Ad2, p20 パラ10]

22-3. グリーン投資スキーム(GIS)

- ◆グリーン投資スキーム(Green Investment Scheme: GIS)とは、AAUの売却から得られる資金を用途指定し、売手国内の温室効果ガスの排出削減又は環境改善に活用するというコンセプト
 - ☞ GISにおける売手国としては、余剰のAAUがあると見込まれる経済移行国(EIT)が想定されている
 - ☞ GISのコンセプトは、「AAUのグリーン化スキーム」と呼ばれることもある
- ◆GISは、京都議定書の下での正式な手続きとしては、国際排出量取引に分類される
 - ☞ JIに類似しているが、JIの手続きが適用されるわけではなく、またERUを発行・移転するものでもない
 - ☞ GISという用語は、気候変動枠組条約の正式文書には出てこない
- ◆GISのコンセプトは、これを使用する国や機関によってその解釈が異なっていることに注意が必要である

GISにおける想定されるステップ例

(これらの事例がGISの考え方の全てを表している訳ではない)



23. 京都ユニットの管理システム

23-1. 国別登録簿

◆附属書 I 国それぞれが、京都ユニットの発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿 (national registry) を設立・運営することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ17]

☞ 各締約国は「国別登録簿管理者」において国別登録簿を運営する [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ18]

⇒複数の締約国が共同で運営することも可能(ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)

☞ 国別登録簿は標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ19]

◆それぞれの国別登録簿は、京都ユニット(AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU)を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ21]

① (締約国用) 保有口座
政府(国)の保有する
京都ユニットを入れる
口座

③ (吸収源活動関連) 取消口座
国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合、排出分に見合う京都ユニットを取り消すための口座

⑥ tCER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ43]
tCERの失効前に補填を目的としてAAU、CER、ERU、RMU、tCERを取り消すための口座

② (法人用) 保有口座
国が承認する事業者
等の保有する京都ユ
ニットを入れる口座

④ (不遵守関連) 取消口座
第1約束期間において国が不遵守だった場合、排出超過分の1.3倍の京都ユニットを取り消すための口座

⑦ ICER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ47]
ICERの補填を目的としてAAU、CER、ERU、RMU、ICERを取り消すための口座

⑤ (その他関連) 取消口座
(3) (4) 以外の理由(自主的な取消等)によって京都ユニットを取り消すための口座

⑧ 償却口座 [CMP/2005/8/Ad2, p27 パラ14]
ある約束期間における国の数値目標達成のため、京都ユニットを償却するための口座

☞ 英語では「保有口座 = holding account」、「取消口座 = cancellation account」、「補填口座 = replacement account」、「償却口座 = retirement account」となる

☞ ①②③⑤の口座については、それぞれ、複数が設けられることもある

☞ ③④⑤⑥⑦⑧の口座については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞ 口座が識別できるよう、各口座に国コード、口座番号が付される [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ22]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 パラ35]

◆償却口座に入れられた京都ユニットは移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 パラ35]

京都ユニットの識別番号

- ◆ 京都ユニットにはそれぞれを区別できるよう、1t-CO₂毎に識別番号が付される
- ◆ それぞれの京都ユニットは、一つの国別登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ20]

識別番号(イメージ)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
XX	1		000,000,000,000,001	999,999,999,999,999	01	01	1	0000001	1	XX/YY/ZZ

	識別子	範囲又はコード
1	発行締約国	ISO3166が定める2005年1月1日現在の2桁の国コード
2	ユニットのタイプ	1 = AAU, 2 = RMU, 3 = AAUから転換されたERU 4 = RMUから転換されたERU, 5 = CER, 6 = tCER, 7 = ICER
3	補足的なユニットのタイプ	ブランク又は補助取引ログ(STL: supplementary transaction log)によって規定される
4	ユニットの開始番号	1 ~ 999,999,999,999,999
5	ユニットの終了番号	1 ~ 999,999,999,999,999
6	発行した約束期間番号	1 ~ 99
7	活用可能な約束期間番号	1 ~ 99
8	吸収源活動	1 = 新規植林・再植林, 2 = 森林伐採, 3 = 森林経営, 4 = 農地管理, 5 = 放牧地管理, 6 = 植生回復
9	プロジェクト特定番号	プロジェクト毎の固有の番号(当該ユニットを発行した登録簿が付すもので、発行した登録簿とプロジェクトの組合せ番号となる)
10	JITラック	1 又は 2
11	有効期限	tCER 又は ICERの有効期限

[Data exchange standards for registry system under the Kyoto Protocol, technical specifications (Version 1.1), 29 November, 2006, p F-2]

国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する
[CMP/2005/8/Ad2, p32 パラ44~48]

☞ 事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

◆ 口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

◆ 京都ユニットの総量に関する情報

◆ 各口座別の京都ユニット保有状況

◆ JIプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書

◆ 国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

23-2. CDM登録簿

◆CDM理事会は、非附属書 I 国によるCERの発行、保有、移転、取得について正確に把握するため、CDM登録簿を設立・運営する

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ1～2]

☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、「CDM登録簿管理者」が運営する

☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や国際取引ログとデータ交換が容易な電子データベースの様式をとる

◆CDM登録簿は、以下に示すタイプの口座が設けられる [CP/2003/2/Ad1, p7 パラ26(b)]

① (CDM理事会用)保留口座

発行されたCERを最初に入れる口座
(CERは、この口座から他の口座に移転される)

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(a)]

② (非附属書 I 国用)保有口座

CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書 I 国の保有するCERを入れる口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(b)]

③ (附属書 I 国用)暫定口座

附属書 I 国の国別登録簿が稼働するまで、保留口座から一時的に転送するための口座

[CP/2004/2, p15 パラ57]

④ 取消口座

過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する京都ユニットを入れて取り消すための口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(c)]

⑤ tCER・ICER取消口座

CDM登録簿保有口座内で失効したtCER・ICER、及び非適格となったICERを取り消すための口座

[CMP/2005/8/Ad1, p80 パラ3]

⑥ 分担用口座

発行されたCERのうち、途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation)として差し引かれるCERを入れるための専用口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(d)]

◆②③④⑥については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある

☞ 各口座には、国(ISO3166の二桁記号)／組織の識別コード、口座を特定するための識別番号が付される [CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ5]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

◆それぞれのCERは識別番号が付され、登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ4]

CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する [CMP/2005/8/Ad1, p28 パラ9～12]

◆口座に関する情報(口座保有者名、口座保有者の代表者名及び連絡先情報)

◆CERの総量に関する情報(発行、移転(取得した先の口座・登録簿を特定する情報含む)されたCERの総量、CERの過剰発行のため取り消された京都ユニットの総量)

◆口座別のCER保有状況(各口座別の年初及び現在のCERの保有量)

◆CDMプロジェクトに関する情報(プロジェクト名、場所、CER発行年、関与したOE(運営組織)名、公開すべき報告書の電子ファイル)

23-3. 国際取引ログ(ITL)

◆UNFCCC事務局は、京都ユニットの発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効及び補填(tCER・ICERの場合のみ)、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログ(International Transaction Log:ITL)を設立、運営する [CMP/2005/8/Ad2, p31 パラ38]

[CMP/2005/8/Ad1, p73 パラ55～56]

☞ 国際取引ログは標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない

◆国際取引ログでは、以下のようなチェックを行う [CMP/2005/8/Ad2, p31 パラ42]

① 京都ユニットに関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し)に対するチェック

- ☞ 既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない京都ユニットでないかどうか
- ☞ 不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか
- ☞ 事業者等の場合、参加が承認されているかどうか

② 登録簿間の移転に対するチェック

- ☞ 京都メカニズムへの国の参加資格が満たされているかどうか
- ☞ 京都ユニットの供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか

③ 新規植林・再植林CDMによるCERの取得に対するチェック

- ☞ tCER・ICERの取得量制限を越えていないか

④ CERの償却に対するチェック

- ☞ 当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

◆京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は、国際取引ログ及び(移転の場合はその取得先となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する [CMP/2005/8/Ad2, p31 パラ41]

◆国際取引ログは全ての処理と処理完了日時を記録し、公開する [CMP/2005/8/Ad2, p32 パラ43(d)]

◆国際取引ログはtCER又はICERそれぞれの失効1ヶ月前に、補填が必要となることを附属書 I 国に通知する [CMP/2005/8/Ad1, p73 パラ55]

☞ 附属書 I 国が規定に従いtCER又はICERの補填を行わない場合は、その記録はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書8条に基づく審査の対象となる [CMP/2005/8/Ad1, p73 パラ56]

参考：国際取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

☞ 京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、国際取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく審査の対象となる。 [CMP/2005/8/Ad2, p32 パラ43(a)]

☞ 問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく京都ユニットは必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない
⇒ 当該処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要 [CMP/2005/8/Ad2, p32 パラ43(b)]

24. 京都メカニズム活用の際の留意事項

24-1. 京都メカニズムの参加資格

国の参加資格

- ◆附属書 I 国が京都メカニズムに参加※ するためには、以下に挙げる参加資格をすべて満たすことが必要
[CMP/2005/8/Ad2, p6 パラ21] [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ31] [CMP/2005/8/Ad2, p18 パラ2]
- ☞ 京都議定書締約国であること
- ☞ 割当量を算定し、記録していること
- ☞ 国としての排出枠・クレジット(京都ユニット)保有量の管理を行うための国別登録簿を整備していること
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収増大量の算定が行える国家制度を整備していること
- ☞ 直近の排出・吸収目録を毎年提出していること
⇒うち、第1約束期間については、排出目録について内容審査に合格していること
- ☞ 割当量に関する補足的情報を提出し、京都議定書3条3項・4項の活動(土地利用・土地利用変化・林業)に対して割当量への追加及び差し引きを行っていること

ここで「参加する」とは、

- ☞ 国際排出量取引については、京都ユニットの移転・取得を行うこと
- ☞ CDMについては、取得したCERを附属書 I 国が約束の履行に用いること。CERの発行や取得の資格要件は、DNA (Designate National Authority: 指定国家機関) の設立である
- ☞ JIについては、生じたERUの取得、及びトラック1JIにより生じたERUの発行と移転を指す。トラック2JIにより生じたERUの発行と移転の資格要件は、京都議定書の締約国であること、割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

参考：国の参加資格の取得

- ☞ 国は参加資格を満たしていることをUNFCCC事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる
⇒16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる
⇒その後も毎年の排出目録等に関し遵守委員会執行部が資格を満たしていないと判定しない限りは、資格を有することとなる

[CMP/2005/8/Ad2, p6 パラ22] [CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ32] [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ3]

事業者の参加資格

- ◆附属書 I 国の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行・分配は、国が参加資格を有していなくても可能
- ◆事業者が京都メカニズムを活用して、京都ユニットの取得・移転を行うためには以下が必要
 - ☞ 当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ29] [CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ33] [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ5]
 - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する京都ユニットを管理するための“法人用保有口座”が開設されていること
- ◆国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能

参考：国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様) [CMP/2005/8/Ad3, p102 パラ4]
- ☞ 参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う [CMP/2005/8/Ad3, p102 パラ4]
- ☞ 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞ 参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、UNFCCC事務局によって公開される
[CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ27] [CMP/2005/8/Ad1, p14 パラ34] [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ4]

24-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限

京都メカニズム活用の補足性

- ◆ 京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている [CMP/2005/8/Ad1, p4 パラ1]
- ☞ ただし、京都メカニズムの活用(京都ユニットの取得)が定量的に制限されている訳ではない

新規植林・再植林CDMによるCERの取得量上限

- ◆ 第1約束期間における、新規植林・再植林(A/R)CDMによるtCERとICERについては、基準年排出量の1%×5倍が取得上限
[CP/2001/13/Ad2, p22 パラ7(b)]
- ☞ 取得上限はネット(総取得量-総移転量)で、償却時にチェックを行う

森林経営のJIIによるERUの発行量上限

- ◆ 森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3, p7 パラ10~11]
- ☞ 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森林経営JIIによるERU発行量の合計値に対して上限がある
- ◆ 新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行量の上限はない

☞ 上記の制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、事業者も間接的にこれらの影響を受ける

24-3. 京都ユニットの繰り越し制限

◆第1約束期間について、必要な京都ユニット量を償却後（第1約束期間全体の温室効果ガス排出量に相当する量）、なお京都ユニットに余剰がある場合、基本的には次期約束期間に繰り越しが可能である [CMP/2005/8/Ad2, p30 へう36]。ただし、以下のような制限がある。

☞下記の繰り越し制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、当該国の国内政策・制度に応じて事業者も間接的に影響を受ける

CERの繰り越し制限

☞CDMプロジェクトで取得したCERについては、割当量の2.5 %までしか繰り越すことができない

[CMP/2005/8/Ad2, p27 へう15(b)]

tCERとICERの繰り越し制限

☞tCER及びICERについては繰り越すことができない

[CP/2003/6/Ad1, p71 へう41]

[CP/2003/6/Ad1, p71 へう45]

ERUの繰り越し制限

☞JIプロジェクトで取得したERUについては、割当量の2.5 %までしか繰り越すことができない

☞RMUから変換されたERUは繰り越すことができない

[CMP/2005/8/Ad2, p27 へう15(a)]

RMUの繰り越し制限

☞RMUについては繰り越すことができない

[CMP/2005/8/Ad2, p27 へう16]

◆AAUには繰り越し制限はない [CMP/2005/8/Ad2, p27 へう15(c)]

◆繰り越すことが可能なのは、国別登録簿の中の対象となる京都ユニットのみであり、CDM登録簿内の京都ユニットは繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p30 へう36]

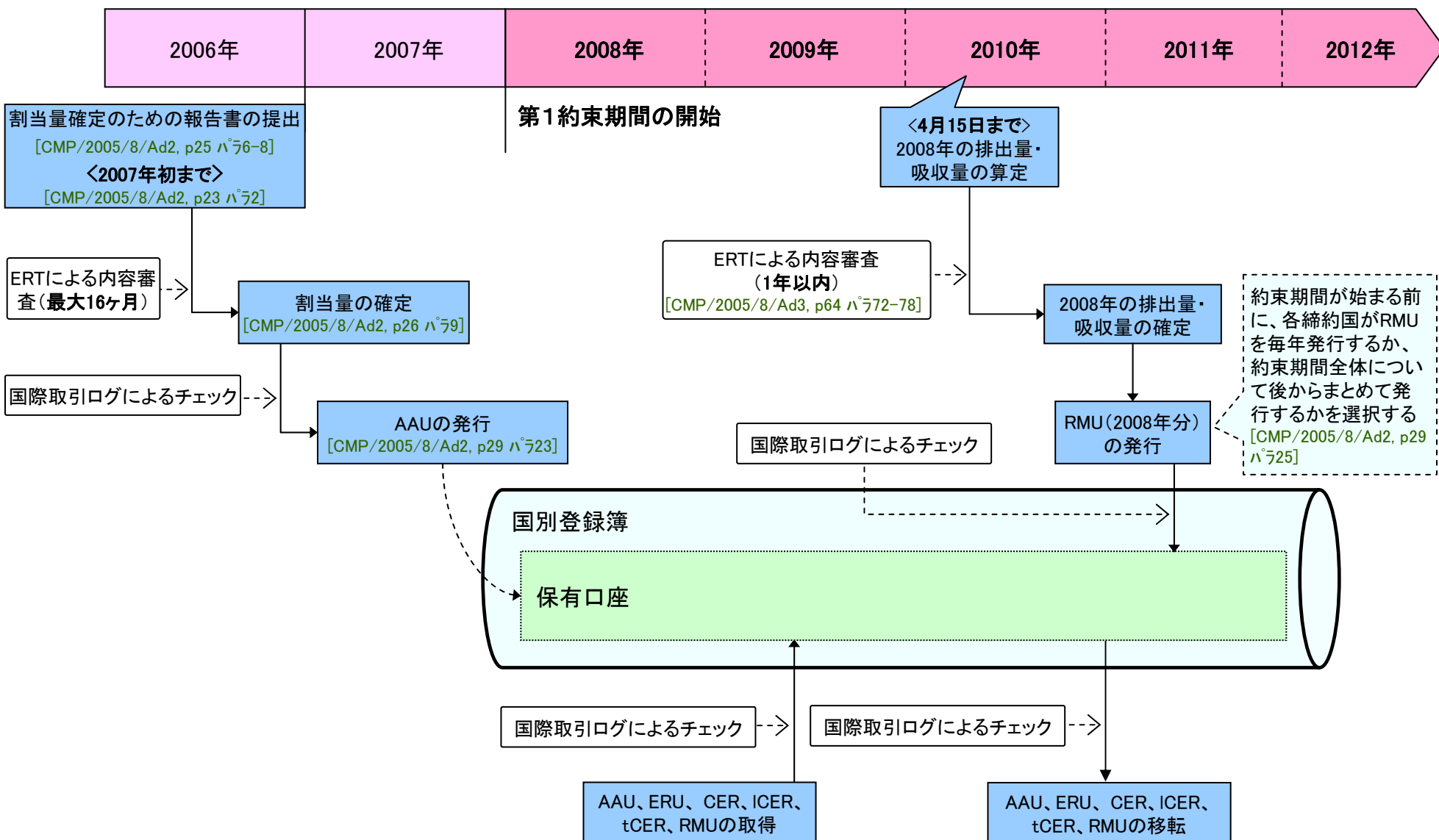
24-4. 国が不遵守の場合の制限

◆第1約束期間の追加期間末において、結果として国が京都議定書の不遵守（「総排出量」>「総排出枠」）となった場合、国としての京都ユニットの移転資格が停止され（事業者も同様）、海外への京都ユニットの移転（売却等）ができなくなる [CMP/2005/8/Ad3, p102 へう5(c)]

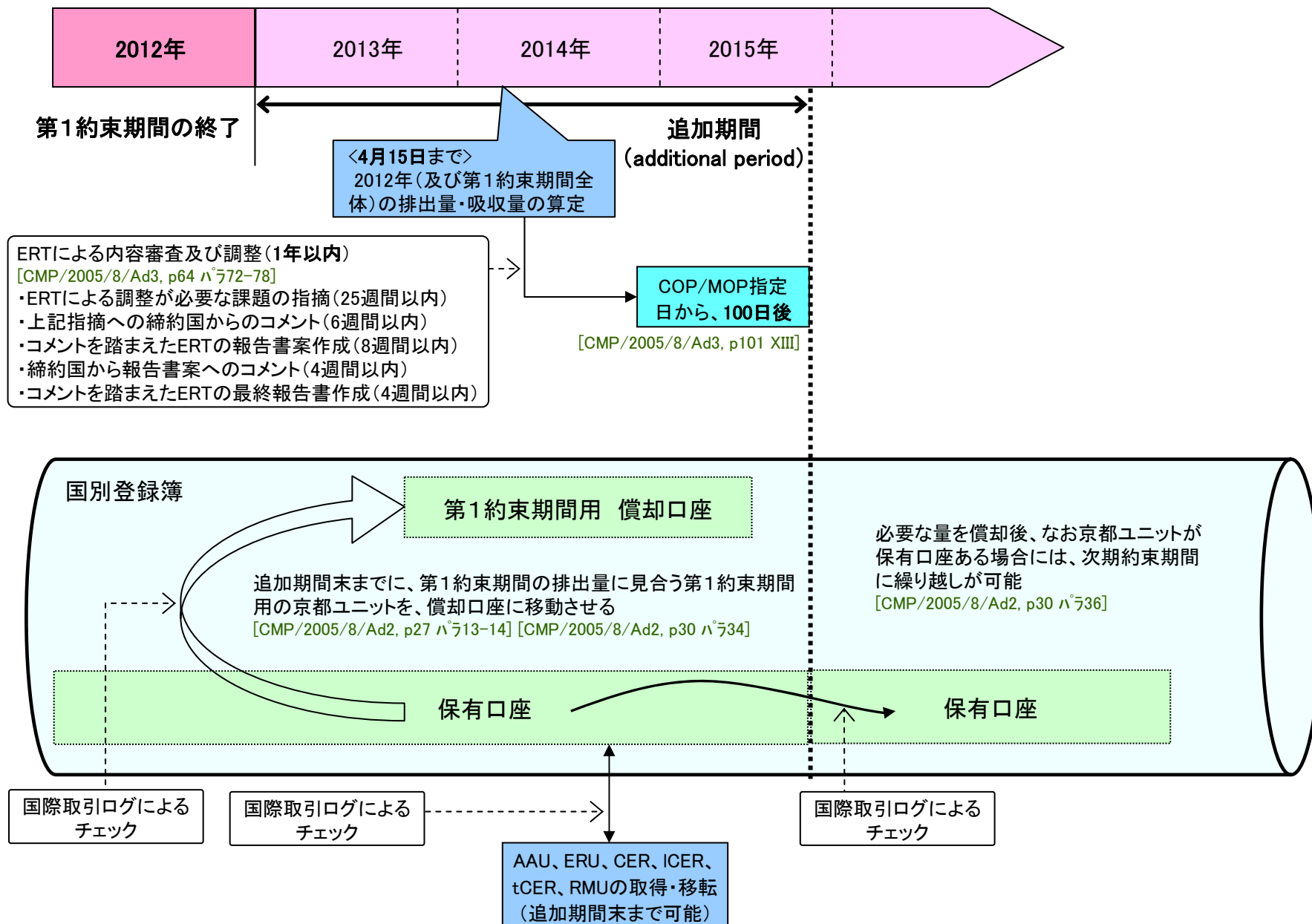
☞なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分（排出超過分）について、1.3倍した量が、国全体の次期約束期間の割当量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad3, p102 へう5(a)]

25. 京都ユニットの管理の流れ

25-1. 京都ユニットの発行、取得・移転



25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し



25-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法

吸収源活動の定義

◆ 吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある [CMP/2005/8/Ad3, p5 パラ1]

- ☞ 3条3項の活動、及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象
- ☞ 非附属書 I 国におけるA/R CDMの対象となるのは3条3項に基づく森林関連の活動のみであるが、附属書 I 国における吸収量 (Removal unit: RMU) の算定には、3条3項、3条4項の両方が対象となる

3条3項 [KP 3条 パラ3]

- ☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率はその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

新規植林 (afforestation)

- ☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

再植林 (reforestation)

- ☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

森林減少 (deforestation)

- ☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

3条4項 [KP 3条 パラ4]

- ☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として算定するものを選択できる [CMP/2005/8/Ad3, p6 パラ6]
- ☞ 各活動によって吸収量の算定方法が異なる

森林経営 (forest management)

- ☞ 森林の関連する生態的 (生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

農地管理 (cropland management)

- ☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

放牧地管理 (grazing land management)

- ☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

植生回復 (revegetation)

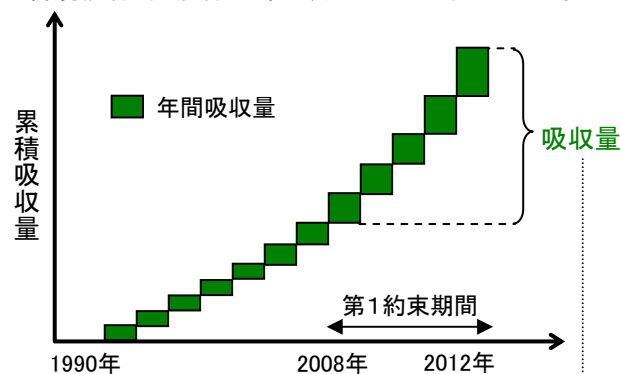
- ☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

吸収量の算定方法(3条3項、3条4項の森林経営)

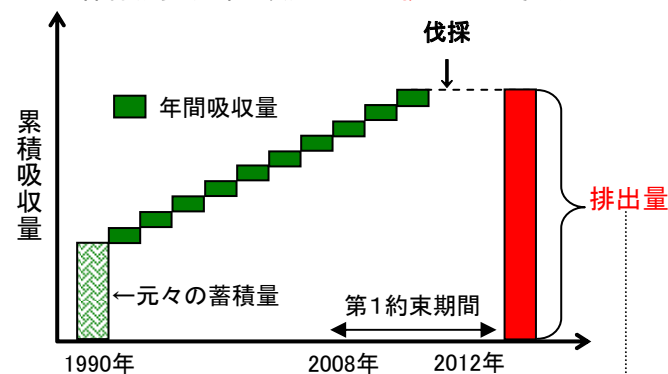
- ◆1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)及び3条4項の森林経営の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる[CMP/2005/8/Ad3, p8 パラ17]
- ◆上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる[CMP/2005/8/Ad3, p6 パラ10]
- ◆3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を算定できる[CMP/2005/8/Ad3, p7 パラ11]。なお算定できる量は各国毎に上限が決まっている[CMP/2005/8/Ad3, p9]。

☞ 上限は3条4項に関連するJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される

新規植林・再植林(3条3項)における吸収量の考え方



森林減少(3条3項)における排出量の考え方



第1約束期間において新規植林・再植林・森林減少(3条3項)が**純吸収**の場合

新規植林・再植林(3条3項)吸収量
森林減少(3条3項)排出量
森林経営(3条4項)吸収量

第1約束期間の3条3項における吸収量

森林経営(3条4項)による吸収量は各国毎に上限が決まっている
☞ 森林経営JIプロジェクトによるERU発行分を含む

第1約束期間において新規植林・再植林・森林減少(3条3項)が**純排出**の場合

新規植林・再植林(3条3項)吸収量
森林減少(3条3項)排出量
森林経営(3条4項)吸収量

3条3項では排出となる

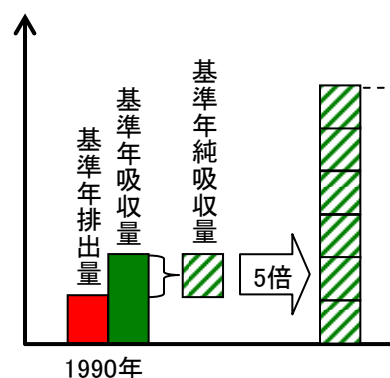
森林経営(3条4項)による吸収量は各国毎に上限が決まっている
☞ 3条3項で排出となった分を相殺した量を除く
☞ 森林経営JIプロジェクトによるERU発行分を含む

3条3項で排出となった分については、森林経営(3条4項)による吸収量により相殺できる
☞ ただし相殺できるのは年間900万t-C(3300t-CO₂)まで

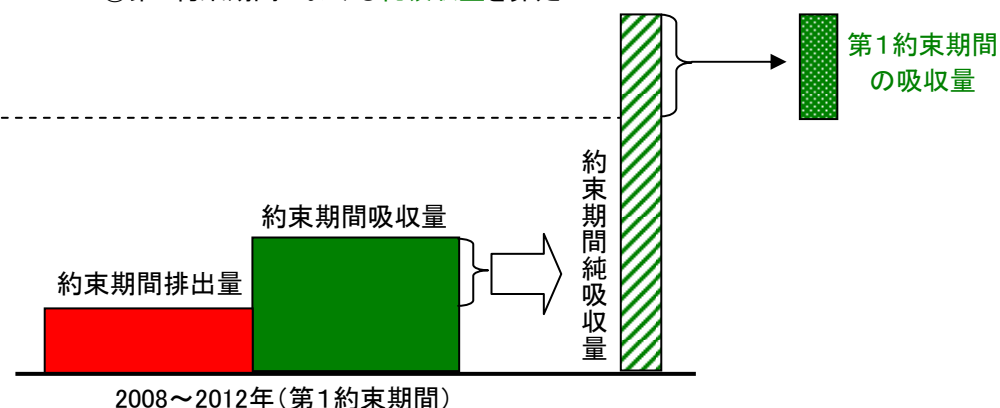
吸収量の算定方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復) [CMP/2005/8/Ad3, p6 パラ9]

- ◆対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する①
- ◆対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を算定する②
- ◆①と②を比べて、②の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として算定する
 - ☞ ネット・ネット方式と言われる
- ◆3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復に関連するJIプロジェクトについては、ERU発行量には上限はない

①基準年における純吸収量を算定し5倍



②第1約束期間における純吸収量を算定



26. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

26-1. 日本の国内制度の進捗状況

京都議定書の締結(1-1関連)

- ☞ 2002(H14)年5月21日に衆議院本会議において京都議定書の締結承認案が全会一致で可決され、2002年5月31日には参議院本会議においても全会一致で可決された。2002年6月4日の閣議において京都議定書を受諾することを決定し、同日に国連事務総長宛に受諾書を寄託した。

日本の京都メカニズムへの参加資格(24-1関連)

- ☞ 2006(H18)年8月30日に割当量報告書を提出し、割当量が確定しており、2008年1月1日より京都メカニズムの参加資格を取得済み
 - ⇒ 日本の初期割当量は、59億2826万t(CO₂換算)
 - ⇒ なお日本は割当量の算定を含む、国全体の排出量の算定については、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については年度(4月～3月)ベース、HFC、PFC、SF₆については暦年ベース(1月～12月)で行うこととなっている

日本のERU、CERの繰り越し上限(24-3関連)

- ☞ どちらも日本の初期割当量の2.5%であるため、(59億2826万t) × (2.5%) = 1億4821万t-CO₂が、日本のERU及びCERのそれぞれの繰り越し上限

国別登録簿(26-2参照)

- ☞ 2007(H19)年3月26日に国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)を稼働済み
- ☞ また国際取引ログとも接続済み
 - ⇒ 現在接続している国は日本、スイス、NZ、ロシア、ハンガリーの5ヶ国(37か国が初期化を終了して接続準備中)

DNAとCDM/JI承認プロセス(10関連)

- ☞ 2002(H14)年7月19日に、地球温暖化対策推進本部決定として「京都メカニズム活用連絡会」を日本のDNA(指定国家機関)として指定済み。なお2005(H17)年4月28日に、「京都メカニズム推進・活用会議」が設置されDNAとなり、「京都メカニズム活用連絡会」は廃止された。
- ☞ 2002(H14)年10月17日に「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業承認に関する指針」として、投資国の承認プロセスを決定済み。なおこの指針は2007(H19)年2月21日に改められている。

京都ユニットの会計処理(26-4参照)

- ☞ 企業会計基準委員会(ASBJ)が、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004(H16)年11月30日公表、2006(H18)年7月14日改正)を公開している

京都ユニットの税務上の取り扱い

- ☞ 原則として上記会計基準にしたがって処理される

京都ユニットの法的位置づけ

- ☞ 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会が2006(H18)年1月に報告した「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」によれば、「クレジットの法的性質については、動産類似の性質を持つものと観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認するものの、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産類似のものとして法令上で明示する意義は小さいとの結論を得た」としている

参考: 排出量取引に関する売買契約書に対する印紙税の取扱い[国税庁][<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/inshi/6369/01.htm>]

- ☞ 京都メカニズムクレジット等は印紙税法上の無体財産権に該当しないので、1回の売買を行うために作成する契約書は印紙税の課税対象とならない
 - ⇒ 「京都メカニズムクレジット等」とは、京都メカニズムに基づくものに加え、環境省自主参加型国内排出量取引制度に基づくもの(排出枠等)も含まれる
- ☞ 契約期間中における京都メカニズムクレジット等の売買を継続して行うために作成される契約書で、売買取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうちの1以上の事項を定める契約書は、契約書1通につき4,000円の印紙税が課される。なお、このような契約書であっても、次のいずれかに該当するものは印紙税は課されない。
 - ⇒ ①取引の当事者の一方または双方が営業者でないもの、又は②契約期間が3か月以内でありかつ更新に関する定めのないもの

新規植林・再植林CDMからのクレジットの補填に関連する事項(19-2関連)

2008(H20)年6月13日割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(地球温暖化対策の推進に関する法律)

<以下の用語については26-2参照>

新規植林・再植林CDMクレジットの補填手続

☞ 口座名義人が国の管理口座に償却を目的として、算定割当量のうち新規植林・再植林CDMプロジェクトから生ずるもの(t-CER又はI-CER)の振替の申請を行う場合には、口座名義人の登記事項証明書、印鑑証明書の他に、申請を行った口座名義人において当該申請に係るt-CER又はI-CERと同量の算定割当量を将来国の管理口座に移転する旨を記載した書面を添付しなければならない

森林の滅失等による植林クレジットの移転の制限

☞ I-CERについてUNFCCC事務局から補填を求める通知があった場合における当該通知に係るI-CERについての振替の申請があった場合(補填する目的で国の管理口座に振替の申請を行う場合を除く)には、環境大臣及び経済産業大臣は、国際ルールに基づき、当該I-CERの移転を行わない

特定認証排出削減量

☞ 地球温暖化対策法第34条の2第1項の特定認証排出削減量は、I-CERとする

特定認証排出削減量の補填手続

☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、UNFCCC事務局からI-CERに係る森林の滅失等に伴う補填を求める通知があった場合で、当該通知に係るI-CERを保有する口座名義人が2以上ある場合には、それぞれの口座名義人が当該通知に係るI-CERを保有する数量の割合に応じて補填を求める

特定認証排出削減量の補填に用いることができない算定割当量

☞ 国際ルールに基づき、I-CERの補填に用いることができない算定割当量として、t-CER及び滅失等に係る事業とは別の植林事業から生じたI-CERとする

参考:日本国内の森林に関する決定事項

森林の定義(25-3関連)

☞ 日本における森林の定義は、最小面積 0.3ha、最小樹冠被覆率 30%、最低樹高 5m、最小の森林幅 20mとする

吸収源として算定できる吸収源活動とその定義(25-3関連)

☞ 「森林経営」=育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)、天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

☞ 「植生回復」=1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動

土地の特定方法

☞ 全国土を地域ブロック、都道府県界等によって層化し、その境界内において森林経営等が行われたと適切に推計される土地の面積を報告

森林経営等に関する吸収量(25-1関連)

☞ 全約束期間分(5年分)をまとめて算定

以上「京都議定書の我が国の目標に係る割当量報告書の提出について」より

森林経営(3条4項)による吸収量の上限(25-3関連)

☞ 森林経営(3条4項)による吸収量の日本の上限は1300万t-C/年(約4767万t-CO₂/年) [CMP/2005/8/Ad3, p9]

26-2. 日本の国別登録簿

◆日本の国別登録簿は、2007(H19)年2月16日から運用が開始されている
(詳細は、<http://www.registry.go.jp/>参照)

- ☞ 口座開設の手順の概要を以下に示す(詳細は「**国別登録簿の申請手続きに関する手順書(口座保有者用)**」環境省・経済産業省2007(H19)年3月15日版を参照)
⇒日本の国別登録簿における口座の開設は可能であるが、現段階では国際取引ログが稼働していないため、京都ユニットの取得や移転等についてはまだ行うことができない

正式名称

地球温暖化対策の推進に関する法律及び関係政省令において用いられている正式な名称の意味は以下の通り

- ☞ **割当量口座簿**→国別登録簿(national registry)のこと
- ☞ **管理口座**→保有口座(holding account)のこと
- ☞ **算定割当量**→本資料中で言う「京都ユニット」のこと
- ☞ **振替**→京都ユニットの取得及び移転のこと

所管省庁

- ☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に従い割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転を行うための口座(管理口座)を開設する

割当量口座簿について

- ☞ 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスクをもって調製する
- ☞ 割当量口座簿は、国の管理口座と、国内に本店又は主たる事務所を有する法人の管理口座に区分する

管理口座について

- ☞ 算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設を受けなければならない。
- ☞ 管理口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書に必要書類を添付して環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない
- ☞ 管理口座は、一の内国法人につき一つに限り開設することが可能
- ☞ 口座の開設の虚偽の申請等については罰則に関する規定がある
- ☞ 口座名義人は自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる

算定割当量について

- ☞ 算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする
- ☞ 国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する
- ☞ 算定割当量は、質権の目的とすることができない

振替について

- ☞ 算定割当量の振替は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡し、譲受けに係る管理口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う
- ☞ 算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない
- ☞ 振替(他の締約国又は事務局からの振替を除く)によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する

信託について

- ☞ 算定割当量は信託を行うことができる。ただし、算定割当量の信託は、信託の受託者の管理口座に置いて信託の記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

申請方法

- ◆申請が必要な手続(以下の表を参照)については、それぞれの申請書に必要な事項を記載し、(必要に応じて)添付書類及び手数料を納付して申請を行う
- ◆各種申請手続は、基本的にはe-Gov(電子政府の総合窓口)を通じて電子申請により行う。入力する事項についての情報に電子署名を行い、電子証明書を当該申請と併せて送信する。
 - ☞この場合、登記事項証明書及び印鑑証明書の添付は不要
- ◆申請に際し手数料を納付することが必要な手続については、国庫金電子納付システムを利用して納付する。電子申請を行うための準備、手順及び注意事項については以下のHPを参照。
 - ☞e-Gov電子申請のページ(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)
 - ☞環境省電子申請のページ(<http://www.shinsei.env.go.jp/>)
 - ☞政府認証基盤(GPKI)ホームページ(<http://www.gpki.go.jp/>)
 - ☞国庫金電子納付システムのご案内(<https://www.mof-ac.go.jp/rep/inf/jsp>)
- ◆各種申請手続に関する手数料及び電子申請の場合の処理期間の目安は以下のとおり。なお、処理期間はあくまで標準的な目安を示したものであり、申請の繁忙期、閑散期により変わる。

申請の種類	手数料	処理期間の目安
管理口座の開設	20,900円	15日
算定割当量の振替	6,200円	8日
割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付	530円	8日
管理口座の口座名義人の名称等の変更	-	15日
管理口座の廃止	-	10日

申請の種類(信託関係)		手数料	処理期間の目安
算定割当量の信託の記録	申請者＝委託者	6,200円	15日
	申請者＝受託者	-	
算定割当量の信託の記録の抹消		-	15日
算定割当量の信託の記録の変更		-	15日

情報公開

- ◆以下の事項は、国際的な決定に基づき、ホームページ上で日本語及び英語で情報を公開する
 - ☞管理口座の口座番号
 - ☞管理口座の口座名義人の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
 - ☞算定割当量の管理を行う部署の名称、電話番号及び電子メールアドレス

26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

日本の事業者が参加するCDM/JIプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスは以下になっている（詳細は、2007（H19）年2月21日「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認並びに民間事業者等の事業への参加の承認に関する指針」参照）

プロジェクト承認の申請者（プロジェクト参加者）

JI及びCDMプロジェクトの日本国外での実施又は排出削減等の取得及び日本の割当量口座簿上の管理口座への移転を目的として、当該プロジェクト及び当該プロジェクトへの参加について日本国政府の承認を得ようとする者

京都メカニズム推進・活用会議（推進・活用会議）（DNA）

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会（幹事会）の下に設置
- ☞ 構成員は以下の省庁の課長級
→内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省、財務省
- ☞ 庶務は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

(1) PDD（プロジェクト設計書）を作成（英語）

(2) 日本政府に提出する申請書（[共同実施／クリーン開発メカニズム]に係る事業及び事業への参加に関する承認申請書）を作成

- ☞ 基本的に日本語で作成（該当部分のみ英語名を併記）
- ☞ 申請書は、①で作成したプロジェクト設計書の内容を抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能
- ☞ 推進・活用会議（右記参照）構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する
- ☞ 申請書の記載事項のうち、競争上の利益の確保の観点から非開示を求める部分があれば、当該部分にその旨を記入する

(3) 申請書及び添付書類の提出

- ☞ 添付書類としてPDDとプロジェクト参加者の財務状況に関する書類が必要
- ☞ 推進・活用会議構成省庁のうち、申請者希望担当省庁（申請者がプロジェクト支援担当省庁として希望する省庁をいう）のいずれかの申請窓口へ提出する

(7) プロジェクトに関する報告

- ☞ 国内のプロジェクト参加者は、プロジェクトに関する報告の手引きに従い必要な事項を、いずれか1つのプロジェクト支援担当省庁に対して報告する
→報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する

(4) 推進・活用会議による承認申請書の受理とプロジェクト支援担当省庁の決定

- ☞ 申請を受け付けた省庁は、速やかに、当該申請書（添付書類を含む）の写しを他の申請者希望担当省庁へ送付する
- ☞ 申請者希望担当省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
→申請者希望担当省庁以外に追加的にプロジェクト支援担当省庁に参加する意向を有する省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ プロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金がODAの流用ではない旨の政府確認を求めている場合は、審査を行う省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対しそれがODAか否かを確認した上で、ODAである場合には、外務省に対し当該公的資金がODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ 推進・活用会議は、申請者の意向を踏まえ、プロジェクト支援担当省庁を決定する

(5) 推進・活用会議による承認/不承認の決定

- ☞ 推進・活用会議は、プロジェクト支援担当省庁として決定された省庁の審査結果（ODAの流用か否かの確認がある場合は外務省も含む）を踏まえ、承認又は不承認を決定する
→承認の審査は可能な限り迅速に行うこととし、標準処理期間を1月とする

承認の場合

不承認の場合

(6) プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付

- ☞ 承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、政府承認レターを交付する
- ☞ レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名による和文と英文による

不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する（不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことを可能）

26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

承認基準

- ◆承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う(指定運営組織及びCDM理事会等が行うような審査を行うものではない)
 - ☞プロジェクトの内容が、京都議定書、京都議定書締約国会合決定その他の国際的合意事項に反するものでないこと
 - ☞プロジェクト参加者が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこと

申請等の方法

- ◆申請及び報告並びに政府承認レターの交付等については、申請者等の意向により、電子的な手続又は書面による手続をとることができる
 - ☞なお、電子的な手続が未整備の省庁においては、速やかに実施できるよう措置する

ちなみに、推進・活用会議における報告、協議及び決定についても、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、ファックス又は電子メールによる対応を可能としている

承認済みプロジェクトへの追加的な参加

- ◆既に日本国政府の承認を得たプロジェクトに新たに参加することについて日本国政府の承認を得ようとする場合は、申請書(国内のプロジェクト参加者に追加がある場合の申請書様式)に、必要な事項を記入し、かつ必要な書類を添付した上で、当該申請書を、プロジェクト支援担当省庁のいずれかの申請窓口提出する

ホスト国政府及び関係国際機関等との連絡及び交渉等

- ◆プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府及び関係国際機関等による承認等及び排出削減量等の発行を側面支援する
- ◆外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国政府及び関係国際機関等との外交的手続及びホスト国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う
- ◆プロジェクト支援担当省庁は、国内のプロジェクト参加者に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる

参考：国際排出量取引への日本法人の参加

- ☞京都議定書17条に基づく国際排出量取引に関しては、締約国から承認(authorize)を受けた法人(legal entities)の参加が認められている [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ5]
 - ☞日本においては国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)に口座の開設を完了したことをもって、承認されたこととなる
- 2006(H18)年9月14日京都メカニズム推進・活用会議決定「京都議定書第17条に基づく排出量取引に係る法人の承認手続に関して」

26-4. クレジットの会計処理

- ◆ 企業会計基準委員会(ASBJ)による、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月30日公表、2006年7月14日改正)がある(詳細は、<http://www.asb.or.jp/>参照)
- ☞ 自主的な行動計画として設定した数値目標や、将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として京都メカニズムにおける排出クレジットを獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者に販売するために排出クレジットの獲得を図る取引等の会計処理の取り扱いを対象としている
- ⇒ 企業ごとに排出削減義務が課された場合の会計処理は扱っていない
- ☞ 2006年7月14日改正の本実務報告は、基本的には公表日以降適用とする。ただし一部については別途の適用日となる。
- ☞ 排出クレジットは、無形の財産的価値があることから、会計上は無形固定資産に近いと考えられている

		他者から購入する場合	出資を通じて取得する場合
第三者への販売目的で取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(ただし、基本的には評価減の要否の検討が必要)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「棚卸資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、期末における当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は投機の費用として処理する場合もあり得る)。	
	販売時	「棚卸資産」の販売として処理	
将来の自社使用を見込んで取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の区分に、当該前渡金を示す適当な科目で計上	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却しない。ただし、固定資産の減損会計を適用。)	
	第三者への販売時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の売却として処理	
	自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上(具体的には、排出クレジットを割当量口座簿の政府保有口座へ償却を目的として移転した時点において費用とする)	

本ツールは、様々なCDMプロジェクトに適用して追加性の実証・評価を行うための一般的なフレームワークを提供するものである。プロジェクト参加者は、CDM理事会での検討のために追加性実証のためのその他のツールの提案、又は本ツールを使用している承認済み方法論の改定を提案してよい。しかし、本ツールが承認済み方法論に含まれている場合は、本ツールを使用しなければならない。

有効化審査前に開始しているプロジェクトについては、PDDガイドライン[PDD GL ver6.2]に記述されているガイダンスを考慮することが特に必要。

ステップ 1. 提案するプロジェクトの代替シナリオ(現在の法律・規制に合致するもの)の特定

サブステップ 1a. 提案するプロジェクトに対する代替シナリオの特定

- ☞ プロジェクト参加者(又は同様のプロジェクトデベロッパー)にとって、提案するプロジェクトと同様の生産又はサービスを提供する、現実的で信頼性のある代替シナリオ(複数の場合もあり)を特定する

サブステップ 1b. 法律・規制との整合性

- ☞ 代替シナリオは、適用される法律・規制を遵守していることが必要。もし、代替シナリオが適用される法律・規制を遵守していない場合、法律・規制が体系的に執行されていないことを示す
- ☞ 提案するプロジェクトが、プロジェクト参加者によって検討されたプロジェクト(概ね遵守されている法律・規制に従っているという条件下)の中で唯一の代替シナリオである場合、そのプロジェクトは追加的ではない

合格

ステップ 2 又は ステップ 3

ステップ 2. 投資分析 (投資分析の評価ガイドライン バージョン2 [EB41 Anx45]も参照)

提案するプロジェクトについて、CERの販売収入がなければ、経済的又は財務的に魅力が劣る又は成り立たないことを示す。投資分析は、基本となるプロジェクトで考えるべきであるため、提案されるCDMプロジェクトのクレジット期間だけで限定して行ってはならない[EB35 Rep パラ77]。

サブステップ 2a. 適切な分析方法の決定

- ☞ 提案するプロジェクトとステップ1で特定された代替シナリオにCER以外の収入がない場合、簡易コスト分析を適用する(オプション I)
- ☞ その他の場合には、投資比較分析(オプション II) 又はベンチマーク分析(オプション III) を適用する

サブステップ 2b.

オプション I. 簡易コスト分析

- ☞ CDMプロジェクトに必要なコストを示した上で、それよりもコストが低い少なくとも1つの代替シナリオがあることを示す

オプション II. 投資比較分析

- ☞ プロジェクトのタイプや意思決定の要因から見て、当該プロジェクトに最も適切な財務指標(IRR、NPV、費用便益率、サービス当たりの単価等)を特定する

オプション III. ベンチマーク分析

- ☞ 財務/経済指標(例:IRR)を特定し、市場における標準的なパラメータに基づいて財務/経済分析を行う(主観的な利益率に基づかない)
- ☞ 当該プロジェクトがそのプロジェクト参加者にしか実施できないような特殊なケースについてのみ、その企業の独自の財務/経済状況を考慮することができる

サブステップ 2c. 財務指標の計算と比較 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)

- ☞ CDM-PDDの中に、提案するプロジェクトの財務指標(CER収入は除く)と、以下を明確に比較する
 - ⇒ オプションIIを採用した場合には代替シナリオの財務指標。最もよい指標が代替シナリオの中にあった場合、提案するプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない
 - ⇒ オプションIIIを採用した場合には、ベンチマーク値。提案するプロジェクトの財務指標がベンチマークよりも劣っている(例:IRRが低い)場合、提案するそのプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない

サブステップ 2d. 感度分析 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)

合格

ステップ 3. 障壁分析

提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁（ただしその障壁は、少なくとも1つの代替シナリオは阻害しない）を特定する。特定された障壁が確かに存在し顕著であることについて、透明性を持った文書による根拠を提示し、これらの根拠書類の保守的な解釈を行う。

提案するプロジェクトの実現を阻害する障壁を、CDMが取り除かない場合、そのプロジェクトは追加的ではない。

サブステップ 3a. 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁の特定

- ☞ 提案するプロジェクトがCDMとして登録されない場合、そのプロジェクトの実施を阻害する現実的かつ信頼性のある障壁があることを示す。それらの障壁としては、例えば投資障壁（ステップ2の経済的/財務的障壁を除く）、技術的障壁、一般的な慣行に伴う障壁等が挙げられる。
- ☞ それらの障壁が存在しかつ重大であることについて、透明性のある、文書による根拠を提出し、その根拠の保守的な解釈によって示す

サブステップ 3b. 特定された障壁が、少なくとも1つの代替シナリオ（提案するプロジェクトは除く）は阻害しないことを示す

- ☞ 特定された障壁が他の代替シナリオに対しても影響がある場合、その影響が提案するプロジェクトに対するものと比べて小さいことを説明する

合格

ステップ 4. 普及度分析

（提案するプロジェクト類が初めてのケースでない場合）関連する部門・地域で、既にどの程度普及しているかを分析し、ここまでの追加性テストを補完する。この分析は投資分析（ステップ 2）と障壁分析（ステップ 3）の信頼性を確認することにもなる。

サブステップ 4a. 提案するプロジェクトに類似する他の事例の分析

- ☞ これまで実施された又は今実施されている、提案するプロジェクトの類似事例を挙げる。ただし他のCDMプロジェクト（登録済みプロジェクトと有効化審査の一環としてUNFCCCウェブサイトで公開されているプロジェクト）は対象外とする。

サブステップ 4b. 実現しつつある類似事例の検討

- ☞ 類似事例が特定された場合、それらの事例の存在と、提案するプロジェクトが財務的に魅力がないこと又は障壁があることが矛盾しないことを示すことが必要

合格

提案されているCDMプロジェクトは追加的である

範囲と適用可能条件

- ◆このツールは、系統電力（グリッド）からの電力供給を代替するCDMプロジェクトについて、ベースライン排出量の計算のためのCO₂ 排出係数を算定する際に参照される。以下のようなプロジェクトに適用可能である。
 - ☞ グリッドに電力を供給するプロジェクト
 - ☞ または、グリッドによって供給されていた電力の使用削減につながるプロジェクト（例：需要側での省エネルギープロジェクト）
- ◆このツールは、プロジェクト・バウンダリー内外において、グリッドからの電力消費（又は消費量の増大）を伴うプロジェクトにおける排出量を計算するための「電力消費に伴うプロジェクト排出量計算ツール」においても参照される
- ◆このツールは以下の3つのパラメータ[t-CO₂/MWh]を決定するための手順を記述している

$EF_{grid,OM,y}$	y年のグリッドに接続する発電におけるオペレーティング・マージン（OM）CO ₂ 排出係数	OM とは、提案されたCDMプロジェクトによって発電が影響を受ける既存の発電所群
$EF_{grid,BM,y}$	y年のグリッドに接続する発電におけるビルド・マージン（BM）CO ₂ 排出係数	BM とは、提案されたCDMプロジェクトによって建設が影響を受ける発電所群
$EF_{grid,CM,y}$	y年のグリッドに接続する発電におけるコンバインド・マージン（CM）CO ₂ 排出係数 $EF_{grid,CM,y} = EF_{grid,OM,y} \times w_{OM} + EF_{grid,BM,y} \times w_{BM} \quad (w_{OM} + w_{BM} = 1)$	

ベースライン方法論の手順

[ステップ 1. 関連するグリッドの特定](#)

[ステップ 2. オペレーティング・マージン（OM）排出係数の計算方法の選択](#)

[ステップ 3. オペレーティング・マージン（OM）排出係数の計算](#)

[ステップ 4. ビルド・マージン（BM）に該当する発電所の特定](#)

[ステップ 5. ビルド・マージン（BM）排出係数の計算](#)

[ステップ 6. コンバインド・マージン（CM）排出係数の計算](#)

ステップ 1. 関連するグリッドの特定

プロジェクト・グリッド

☞ プロジェクトに送電線および配電線によって物理的に接続されていて、送電における著しい制約を伴わずに電力を送ることが可能な発電所の空間的な範囲(再生可能エネルギー発電立地地域または節電が行われる地域)

電力輸入

電力輸出

著しい送電制約

接続グリッド

☞ プロジェクト・グリッドに送電線によって接続されている国内または国際的なグリッド。接続されているグリッド内の発電所は送電における著しい制限を伴わずに電力を送ることが可能だが、プロジェクト・グリッドへの送電は著しい送電制約を伴う。

- ◆ ホスト国DNAがプロジェクト・グリッドと接続グリッドの概要を公表している場合は、その概要を適用する
- ◆ そのような概要が入手不可能な場合は、プロジェクト参加者はプロジェクト・グリッドと接続グリッドを定義し、PDDの中でその前提について正当化しなければならない。その際、著しい送電制約があるかどうかを決定するために以下の基準が使用可能。
 - ☞ 電力スポット市場を持つグリッド群の場合、年間60%以上の時間において、電力価格(送電と配電コストを除く)に5%以上の差がある
 - ☞ 年間90%以上の時間において、送電線が定格出力の90%以上で稼働している
- ◆ これらの基準を適用しても明確なグリッド境界が設定できない場合は以下を用いる
 - ☞ グリッドが地方 / 地域 / 国のように多層構造となっているような大規模な国においては地域グリッドの定義を用いる。CDMプロジェクトによって地方グリッド間の取引は直接的・間接的に多大な影響を受けることがほとんどであるため、地方グリッドの定義では狭すぎる。
 - ☞ その他の国においては国の(または他の最も大きな)グリッドを用いる

オペレーティング・マージン (OM) 排出係数を決定する場合

- ☞ 同じホスト国内のグリッドからの電力純輸入のCO₂ 排出係数 ($EF_{grid,import,y}$) を決定するためには、以下のオプションのいずれか一つを使用する
 - ⇒ (a) 0 t-CO₂/MWh
 - ⇒ (b) 輸出元グリッドの加重平均OM 排出係数 (ステップ 3 (d) 参照)
 - ⇒ (c) 輸出元グリッドが簡易OMのための条件(ステップ 2 参照)を満たす場合、輸出元系統の簡易OM 排出係数(ステップ 3 (a) 参照)
 - ⇒ (d) 輸出元グリッドの簡易調整OM排出係数(ステップ 3 (b) 参照)
- ☞ 他国のグリッドからの輸入に関しては、排出係数は0 t-CO₂/MWh。輸出する電力は、排出係数の計算やモニタリングに用いられる発電データから差し引いてはならない。

ビルド・マージン (BM) 排出係数を決定する場合

- ☞ 最近または近い将来の送電能力の追加が電力輸入の著しい増加を可能にする場合以外は、空間的な範囲はプロジェクト・グリッドに限定される。最近または近い将来の送電能力の追加が電力輸入の著しい増加を可能にする場合は、例外的に、送電能力がビルド・マージン決定に利用されうる。

ステップ 2. オペレーティング・マージン (OM) 排出係数の計算方法の選択

- ◆オペレーティング・マージン排出係数($EF_{grid,OM,y}$) は以下の4つの方法のうち1つを用いて計算され、基本的にはどの方法も使用できる。(それぞれの方法についてはステップ 3で説明)
- ◆選択された計算対象年はPDDで説明し、クレジット期間中は変更できない
- ◆CDMプロジェクトとして登録された発電所がオペレーティング・マージン(OM) の計算対象に該当する場合、計算対象に含める

(a) 簡易OM

(b) 簡易調整OM

(d) 平均OM

(c) ディスパッチ・データ分析OM

(a) 簡易OM は、低コスト/必須運転(must-run) 発電所の発電量のグリッド内の総発電量に占める割合が、

☞1) 最近5年間の平均

☞2) 又は、水力発電量の長期平均値

に基づいて計算して50%以下である時に限り、用いることができる

⇒低コスト/必須運転発電所とは、限界発電コストが小さい発電所または当該グリッドの毎日あるいは季節ごとの負荷と関係なく発電する発電所を意味する。一般的に水力、地熱、風力、低コストバイオマス、原子力、太陽光発電が該当。石炭火力発電所が明らかに必須運転となっている場合、それも該当する。

ディスパッチ・データ分析OMには、プロジェクト活動がグリッドを代替する当該年を用い、モニタリング期間中は排出係数を毎年更新する

(a) 簡易OM、(b) 簡易調整OM、(d) 平均OM の計算対象とする年は、以下の2つのうちどちらかを選択し、クレジット期間中は変更できない

☞事前オプション: PDDをDOEに提出する際に入手可能な最新3年間の発電量加重平均を事前(*ex ante*)に算出する。クレジット期間中、排出係数のモニタリングと再計算は不要。

☞事後オプション: CDMプロジェクトによる発電が始まってから、その年のデータを事後的(*ex post*)に算出し、モニタリング期間中は毎年排出係数を更新する。y年の排出係数計算に必要なデータがy年終了6ヶ月後以降にしか入手できない場合は、前年(y-1) の排出係数を使用できる。y年の排出係数計算に必要なデータがy年終了18ヶ月後以降にしか入手できない場合は、前々年(y-2) の排出係数を使用できる。クレジット期間中を通して、同じ計算対象年(y, y-1 or y-2) を使用する。

ステップ 3. オペレーティング・マージン (OM) 排出係数の計算 (1/2)

(a) 簡易(Simple) OM

◆当該グリッドに接続している低コスト/必須運転(must-run) 発電所以外の発電所の、単位発電量当たりの加重平均 CO_2 排出量 $[\text{t-CO}_2/\text{MWh}]$ (計算式はツールに記載されている)

☞ **オプション A:** 個別の発電所の燃料消費量と発電量(送電端)を用いて計算

☞ **オプション B:** 個別の発電所の平均熱効率及び使用燃料の種類と、発電量(送電端)とを用いて計算(データの入手可能性により、以下の3つのサブオプションがある)

⇒ **オプション B1:** 発電所の燃料消費量および発電量データが入手可能な場合

⇒ **オプション B2:** 個別の発電所の発電量データと使用燃料の種類のみ入手可能な場合、その燃料の CO_2 排出係数と熱効率に基づいて計算する

⇒ **オプション B3:** 発電所の発電データのみが入手可能な場合、単純かつ保守的な方策として、 $0\text{t-CO}_2/\text{MWh}$ という値を排出係数として用いる

☞ **オプション C:** 当該グリッドに接続する全ての発電所の発電総量(送電端)と使用燃料の種類及び総消費量データを用いて計算

◆個別の発電所のデータが入手可能な場合は**オプション A**を採用しなければならない。その他の場合は**オプション B** 又は **オプション C** を用いてもよい。簡易OMの計算において、**オプション C** は、**オプション A** と**オプション B** に必要なデータが入手不可能で、原子力および再生可能エネルギー発電のみが低コスト/必須運転発電所と見なされ、それらの発電所から系統への供給電力量を知ることができる場合にのみ用いることができる。

(b) 簡易調整(Simple Adjusted) OM

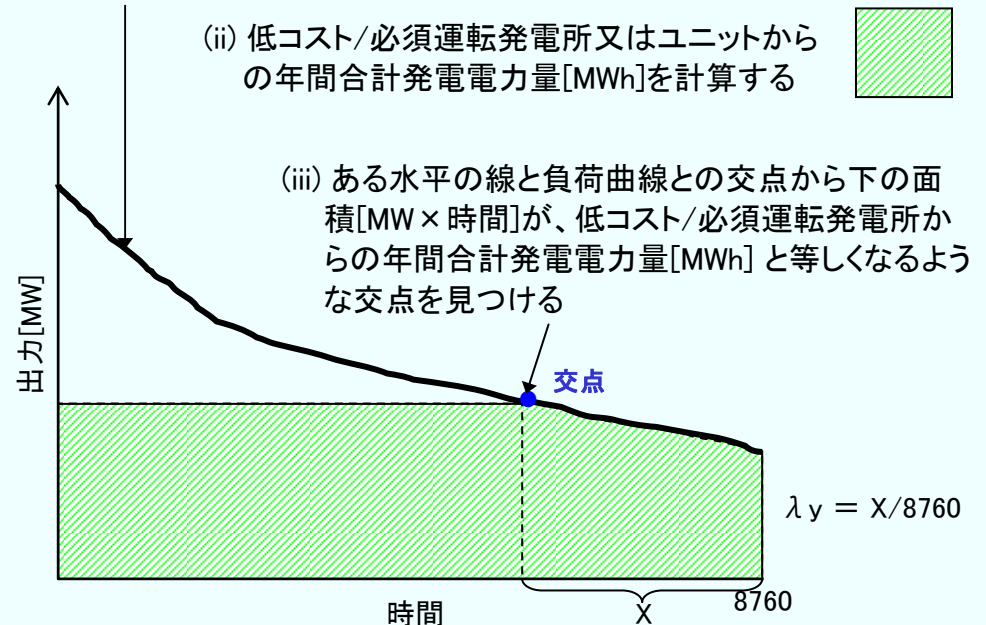
◆簡易調整OMは簡易OMの一種であり、発電所(輸入電力を含む)は低コスト/必須運転(must-run) 発電所とそれ以外の発電所とに分けて考える

◆簡易OMと同様、簡易調整OMは **オプション A** または **オプション B** に従って求める(左欄参照)。必要データが入手可能な場合は**オプション A**を採用しなければならない。その他の場合は**オプション B**を用いてもよい。簡易調整OMには**オプション C**は使用できない。

簡易調整OMにおける λ_y の計算方法

(i) y 年における毎時発電電力データ[MW]を集める。年8760時間分の毎時発電電力を左から大きい順にプロットし負荷曲線を描く。

(ii) 低コスト/必須運転発電所又はユニットからの年間合計発電電力量[MWh]を計算する



(iv) 年間8760時間のうち、ステップ(iii)の水平線と、ステップ(i)の負荷曲線の交点より右側の時間数が、 y 年において低コスト/必須運転発電所からの発電がマージナルとなっている時間 X である。交点がない場合、 $\lambda_y = 0$ となる

ステップ 3. オペレーティング・マージン (OM) 排出係数の計算 (2/2)

(c) ディスパッチ・データ分析 OM

- ◆ ディスパッチ・データ分析OM排出係数は、当該プロジェクトが電力を供給する毎時において、実際に代替した限界（マージナル）電源からディスパッチされた電力に基づいて決定する
- ◆ ディスパッチされた電力の上位にあたる発電所を決定するために、国の配電司令所（ディスパッチ・センター）から以下の情報を入手する
 - ☞ 電力輸入元の発電所を含む、グリッド内の各発電所のディスパッチ・オーダー
 - ☞ 当該プロジェクトが電力代替する時間における、全ての発電所からの毎時のディスパッチ電力量 [MWh]
- ◆ 毎時の発電量順にそれぞれの発電所をメリット・オーダー順に並べる。限界的にディスパッチされた発電所は、毎時にディスパッチされる電力の上位X%にあたる発電所とする。X%は、以下の値のうち大きいものをとる。
 - ☞ (a) 10%、又は
 - ☞ (b) ある1時間にプロジェクトによって代替された電力量を、同じ時間帯におけるグリッドの総発電量で除した値
- ◆ このアプローチでは歴史的データは使用することはできないため、毎年モニタリングを行うことが必要
 - ☞ 毎時の燃料消費データが入手可能な場合、各発電所について毎時の排出係数を決定する
 - ☞ それ以外の場合は、毎時の排出係数は発電所のエネルギー効率と使用燃料に基づいて計算する
- ◆ 発電所のCO₂ 排出係数は簡易OMに関するガイダンスの通り、オプションB1、B2、B3のいずれかを用いて決定する

(d) 平均(Average) OM

- ◆ 平均OM排出係数では、上記(a)の簡易OMと同様の方法で、低コスト/必須運転 (must-run) 発電所も含んだ、グリッドに接続する全ての発電所の平均排出係数を計算する
- ◆ 各発電所の燃料消費データが入手可能な場合はオプション A を採用しなければならない。その他の場合はオプション B 又は オプション C を用いてもよい。オプション C は、オプション A とオプション B に必要なデータが入手不可能な場合にのみ用いることができる。

ステップ 4. ビルド・マージン (BM) に該当する発電所の特定

◆ビルド・マージン(BM)排出係数の計算対象とする発電設備については、以下の2つのうち年間発電電力量の合計値が大きくなる方を選択しなければならない

☞(a) 最近建設された5つの発電設備

☞(b) 最近建設され新たに系統に加わった発電設備で、グリッドにおける発電量[MWh]の20%を占める設備(20%がある設備の能力の一部分となる場合、その設備の能力全体を計算に含める)

◆通常は、発電設備がグリッドへの電力供給を開始した日をその発電所の建設日とする

◆CDMプロジェクトとして登録されている発電所はBM排出係数の計算対象とする発電所には含まない。ただし、CDMプロジェクトとして未登録でBM排出係数の算定対象とされた発電所に建設後10年を超えた発電所が含まれる場合、

☞建設後10年を超えた発電所を対象から除外し、

☞CDMプロジェクトとして登録されていても、ディスパッチ担当当局により該当電力システムにディスパッチされるグリッド接続発電所を対象に含める(ディスパッチに関する情報はホスト国から提供されるものとする)

◆BMの計算対象には、発電所のレトロフィットによる発電容量の追加は含まない

◆計算対象とする年について、プロジェクト参加者は以下の2つから1つを選択する

☞**オプション1**: 第1クレジット期間については、有効化審査のためにPDDをDOEに提出する際に入手可能な、既に建設されている発電所に関する最新情報に基づいて、BM排出係数を事前(*ex ante*)に計算する。第2クレジット期間については、クレジット期間更新要請をDOEに提出する際に入手可能な、既に建設されている発電所に関する最新情報に基づいて、BM排出係数を更新する。第3クレジット期間については、第2クレジット期間のために計算されたBM排出係数を使用する。このオプションでは、クレジット期間中の排出係数のモニタリングは必要ない。

☞**オプション2**: 第1クレジット期間については、実際のデータに基づいて事後的(*ex post*)に毎年更新する。プロジェクトの登録年までに建設された発電所も含めるが、登録年までのデータが入手可能でない場合は、データが入手可能な年まで建設された発電所を含める。第2クレジット期間については、上記オプション1に従って事前(*ex ante*)に計算する。第3クレジット期間については、第2クレジット期間のために計算したBM排出係数を使用する。

◆選択されたオプションはPDDに明記する

ステップ 5. ビルド・マージン (BM) 排出係数の計算

◆ビルド・マージン (BM) 排出係数は、発電データが入手可能な最も最近の年 y における全ての発電所の発電量加重平均排出係数 $[t-CO_2/MWh]$ である

◆各発電所の CO_2 排出係数は、発電データが入手可能な最も最近の年 y におけるBMの計算対象発電所について、ステップ 3 (a)の簡易OMIに関するガイダンスに従って、オプションB1、B2、B3のいずれかを用いて決定される。

ステップ 6. コンバインド・マージン (CM) 排出係数の計算

◆コンバインド・マージン (CM) 排出係数の計算

$$\begin{aligned} \Rightarrow EF_{\text{grid,CM,y}} &= EF_{\text{grid,OM,y}} \times w_{\text{OM}} + EF_{\text{grid,BM,y}} \times w_{\text{BM}} \\ \Rightarrow EF_{\text{grid,BM,y}} &= y\text{年のビルド・マージン (BM) CO}_2\text{ 排出係数 [t-CO}_2\text{/MWh]} \\ \Rightarrow EF_{\text{grid,OM,y}} &= y\text{年のオペレーティング・マージン (OM) CO}_2\text{ 排出係数 [t-CO}_2\text{/MWh]} \\ \Rightarrow w_{\text{OM}} &= \text{OM排出係数の比率 [\%]}, w_{\text{BM}} = \text{BM排出係数の比率 [\%]} \end{aligned}$$

◆ w_{OM} と w_{BM} のデフォルト比率

- ☞ 風力/太陽光発電では、デフォルト比率は($w_{\text{OM}} = 0.75$ $w_{\text{BM}} = 0.25$)とする (安定して稼働できる電源ではないため)
- ☞ その他の全てのプロジェクトでは、このツールを参照する承認済み方法論(AM)で他に規定されていない限り、第1クレジット期間については($w_{\text{OM}} = w_{\text{BM}} = 0.5$)、第2、第3クレジット期間については($w_{\text{OM}} = 0.25$ $w_{\text{BM}} = 0.75$)とする
- ☞ $w_{\text{OM}} + w_{\text{BM}} = 1$ である限り、ツールに規定されるガイダンスを考慮し、これと異なる比率の使用をCDM理事会に提案することができる。プロジェクト参加者によって適用された比率はクレジット期間中は変更できず、クレジット期間の更新の際に改定することができる。

モニタリング方法論

OM・BM排出係数の計算は、PDDに添付されるスプレッドシートに電子的に記録しなければならない。以下のデータを含む、計算に使われる全てのデータを記録する。

- ☞ グリッド接続する全ての発電所について
 - ⇒ 発電所を明確に特定するための情報、稼働開始日、容量[MW]、使用燃料種類、関連する年における総発電量、該当する場合は関連する年における各燃料の消費、簡易OMまたは簡易調整OMを使用する場合は発電所が低コスト/必須運転(must-run) 発電所か否かの情報
- ☞ 計算に使用された真発熱量、CO₂排出係数、発電所熱効率、関連年においてBMとOMに含まれる発電所を特定するための情報、簡易調整OMを使用する場合は年間の各時間についての負荷データ [MW]
- ☞ ディスパッチ・データ分析OMを使用する場合は、プロジェクトの発電所がグリッド電力を代替する各時間について:
 - ⇒ グリッド接続する全ての発電所のディスパッチ・オーダー、グリッド電力需要の合計、プロジェクト活動によって代替される電力量、ディスパッチされる電力の上位にあたる発電所を特定するための情報、発電に関する各発電所の情報、毎時の燃料消費データが入手可能な場合はその時間に消費された燃料のタイプと量に関するデータ

データは、グリッドのBM・OM排出係数の計算を再現できるように示されなければならない

参考: 発電所のタイプ別の熱効率デフォルト値

オプションB2を用いて簡易OMを計算する際のデフォルト値

		2000年 以前	2000年 以後
石炭	亜臨界 (subcritical)	37.0 %	39.0 %
	超臨界 (supercritical)		45.0 %
	超々臨界 (ultrasupercritical)		50.0 %
	石炭ガス化複合発電 (IGCC)		50.0 %
	流動床燃焼 (Fluidized Bed Combustion)	35.5 %	
	循環流動床燃焼 (Circulating Fluidized Bed Combustion)	36.5 %	40.0 %
	加圧流動床燃焼 (Pressurized Fluidized Bed Combustion)		41.5 %
石油	蒸気タービン	37.5 %	39.0 %
	オープン・サイクル	30.0 %	39.5 %
	コンバインド・サイクル	46.0 %	46.0 %
ガス	蒸気タービン	37.5 %	37.5 %
	オープン・サイクル	30.0 %	39.5 %
	コンバインド・サイクル	46.0 %	60.0 %

第8.0版(2008年3月)からの主な変更点

頁	章	変更点
1	1-1. 概要	京都議定書の批准国数を更新
3	1-3. 附属書 I 国リスト	初期割当量の数字が確定した国について値を更新 京都メカニズム参加資格の状況説明を追加
14	4-5. DOE(指定運営組織)	「参考: CDM有効化審査・認証マニュアル」に変更
15	4-6. プロジェクト参加者	「プロジェクト参加者の取下げ」を追加
17	5. CDMプロジェクトの条件	「ODAとCDM」についての説明の位置を変更
18		「バイオ燃料関するガイダンス」を追加
20	6-2. PDD関連用紙の種類	「CDM-SSC-Bundle」「F-CDM-SSC-Subm」を追加
24	7-4. ベースライン方法論等の新規提案・改定	第8.0版の「7-4. 新方法論提案の手順」「7-5. 承認済み方法論の改定手順」を統合して簡易化
26-27	8-1. CDMプロジェクトの開始日	新たなページとして追加
28	8-2. クレジット期間	左下の「クレジット期間」に関する記述を更新
32	11-1. 有効化審査(validation)の手順	ステップ(8)の右にDOEの報告義務の説明を追加
34	12-1. 登録の手順	ステップ(4)に、UNFCCC事務局が単に形式要件のみならず内容面でのチェックも行うという説明を追加
35	12-2. 登録再審査の手順	バージョンの更新に合わせ、内容を更新
37	13. モニタリング計画の改定	「参考: モニタリング期間の変更」を追加
38	14-1. CERの検証・認証・発行の手順	ステップ(7)に、UNFCCC事務局が単に形式要件のみならず内容面でのチェックも行うという説明を追加
40	14-2. CER発行再審査の手順	バージョンの更新に合わせ、内容を更新
48	19-1. A/R CDMの概要	ホスト国による森林の定義が変更可能である説明を追加
73	25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し	「ERTによる内容審査及び調整」に要する期間の内訳の説明を追加
77	26-1. 日本の国内制度の進捗状況	説明の構成を変更 「参考: 排出量取引に関する売買契約書に対する印紙税の取扱い」を追加
78		「新規植林・再植林CDMからのクレジットの補填に関連する事項」を追加
83	26-4. クレジットの会計処理	表中の説明を若干追加
84-85	参考資料 1. 追加性の実証・評価ツール	バージョンの更新に合わせ、内容を更新



財団法人地球環境戦略研究機関

市場メカニズムプロジェクト

〒240-0115 神奈川県葉山町上山口2108-11

電子メール: cdm-info@iges.or.jp

ウェブ: <http://www.iges.or.jp/cdm/index.html>